令和４年度

あまがさきの介護

尼崎市福祉局福祉部
介護保険事業担当

『あまがさきの介護』　目次

Ⅰ　一般状況 ―― 7
1　市　勢 …… 9
(1)　尼崎市の沿革 …… 9
(2)　尼崎市の位置及び面積 …… 9
2　高齢者の状況 …… 10
(1)　高齢者人口の推移（住民基本台帳人口） …… 10
(2)　年代別高齢者人口と高齢化率 …… 11
3　介護保険制度のあゆみ …… 12
4　組織図と事務分掌（令和5年４月１日現在） …… 13

Ⅱ　被保険者 ―― 15
1　第1号被保険者数の年度別推移 …… 17
2　第1号被保険者数の月別推移 …… 18

Ⅲ　保険料 ―― 19
1　年度別保険料（年額）の推移 …… 21
2　保険料収納状況 …… 28
(1)　現年度分 …… 28
(2)　所得段階別　現年度分 …… 29
(3)　滞納繰越分 …… 30
(4)　所得段階別　滞納繰越分 …… 30
(5)　口座振替加入率 …… 31
(6)　減免状況 …… 31
(7)　コロナ減免 …… 31

Ⅳ　認定審査 ―― 33
1　介護認定審査会 …… 35
2　月別要支援・要介護認定申請状況 …… 35
3　年度別要支援・要介護認定申請状況 …… 36
4　月別要介護度別認定者状況 …… 37
5　年度末別要介護度別認定者状況 …… 39
6　年度末別認定率 …… 42
7　行政区別　要介護度別認定者状況 …… 43

Ⅴ　保険給付等 45
1　月別介護サービス利用者状況 47
(1)　居宅（介護予防）サービス利用者数 47
(2)　地域密着型（介護予防）サービス利用者数 48
(3)　施設別介護サービス利用者数 49
(4)　要介護（要支援）認定者に占めるサービス利用者数の割合 50
2　年度別介護サービス利用者状況 51
(1)　居宅介護（介護予防）サービス利用者数 51
(2)　地域密着型（介護予防）サービス利用者数 51
(3)　施設別介護サービス利用者数 51
3　保険給付費審査年度別・月別支給額 52
(1)　平成１７～２２年度　年度別支給額 52
(2)　令和4年度月別支給額及び平成23～令和3年度支給額 53
4　負担割合証交付状況 60
5　減免認定状況 60
(1)　食費・居住費に係る負担限度額認定 60
(2)　利用者負担減額・免除認定 60
(3)　介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定 60
6　高額介護（予防）サービス費支給状況 61
7　高額医療合算介護（予防）サービス費支給状況 61
8　居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率 62
9　一般施策 64
(1)　社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業 64
(2)　障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業 64

Ⅵ　地域支援事業 1 65
1　総合事業 67
(1)　介護予防・生活支援サービス事業 67
(2)　生活支援サポーター養成研修 68
2　任意事業 69
(1)　住宅改修支援事業 69
(2)　介護サービス相談員派遣事業 69
(3)　介護給付適正化事業 69

Ⅶ　地域支援事業２ 71
1　介護予防事業 73
2　包括的支援事業 75
(1)　地域包括支援センターの設置状況 75
(2)　総合相談支援、権利擁護業務 76
(3)　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 76
(4)　生活支援サービス体制整備 78
(5)　医療・介護連携推進 79
(6)　認知症総合支援事業 79
3　任意事業 81
(1)　家族介護慰労事業 81
(2)　シルバーハウジング生活援助員派遣事業 81
(3)　認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業 81
(4)　高齢者向けグループハウス運営事業 82
(5)　在宅高齢者等あんしん通報システム事業 82
(6)　住宅改造相談事業 82
(7)　家族介護用品支給事業 82
(8)　介護マーク普及事業 82
(9)　成年後見制度利用支援事業 83
(10)　高齢者緊急一時保護事業 83
(11)　権利擁護推進事業 83

Ⅷ　その他 85
1　広報活動 87
(1)　パンフレットの作成・配布 87
(2)　保険料のしおり 87
(3)　介護保険だよりの発行 87
(4)　市報あまがさきへの掲載 87
(5)　市民への説明（市政出前講座）等 87
(6)　ホームページへの掲載 87
2　苦情相談件数 87
3　尼崎市内　介護保険事業所・施設数 88
(1)　介護保険事業所・施設数 88
(2)　市内の介護保険施設 89
(3)　市内の地域密着型サービス事業所 90

4　尼崎市地域包括支援センター運営部会 …… 91
(1)　設置年月日 …… 91
(2)　設置目的 …… 91
(3)　組織 …… 91
(4)　所掌事項 …… 91
(5)　令和4年度開催回数 …… 91
(6)　地域包括支援センターについて …… 91
5　尼崎居宅介護支援事業連絡会 …… 92
(1)　設立 …… 92
(2)　目的 …… 92
(3)　会員数 …… 92
(4)　主な活動内容 …… 92

Ⅸ　財政・条例等 …… 93
1　財　政 …… 95
(1)　介護保険事業費歳入歳出予算決算 …… 95
(2)　介護保険事業に係る基金の状況 …… 96
2　条例等 …… 97
(1)　尼崎市介護保険条例 …… 97
(2)　尼崎市介護保険規則 …… 109
(3)　尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 …… 113

Ⅰ　一般状況

1　市勢

（1） 尼崎市の沿革

1916年	（大正5年）	市制の施行
1936年	（昭和11年）	小田村と解消合併
1942年	（昭和17年）	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	（昭和22年）	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

（2） 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.71平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。

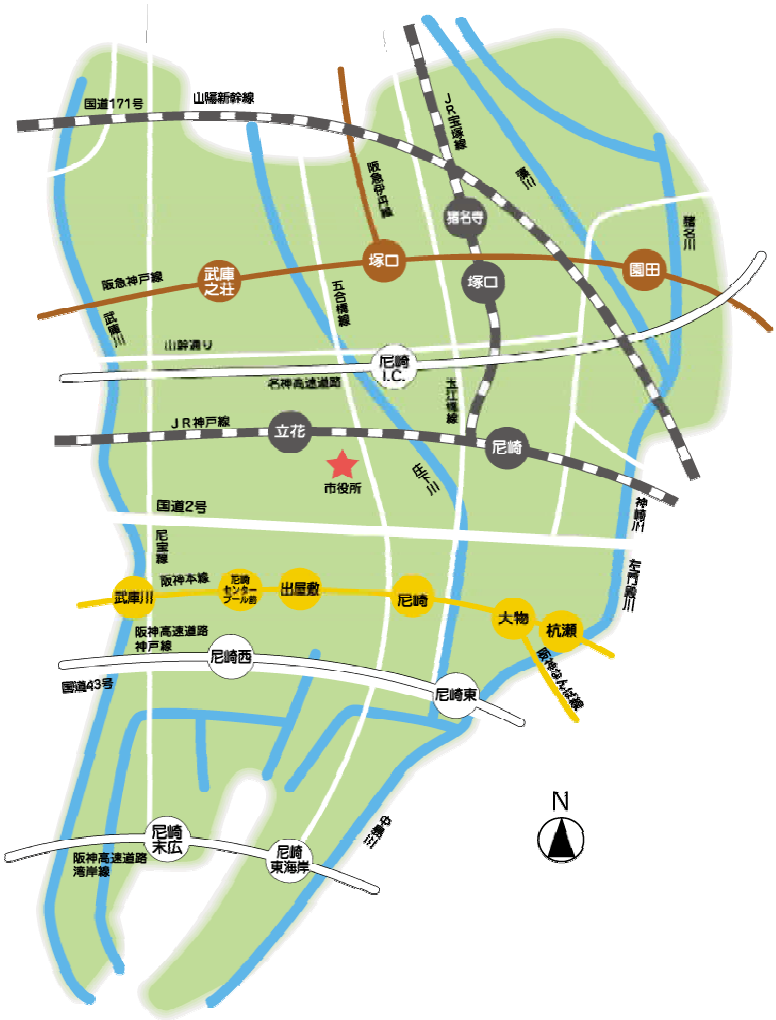

2 高齢者の状況

（1） 高齢者人口の推移（住民基本台帳人口）　　※平成24年以前は外国籍を含まない。

（単位：人）

区　分	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%
40歳以上	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%
65歳以上	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%
75歳以上	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%

区　分	平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%
40歳以上	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%
65歳以上	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%
75歳以上	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%

区　分	平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,933	100.0%	460,245	100.0%	457,216	100.0%	457,216	100.0%
40歳以上	252,580	54.9%	255,924	55.6%	261,433	57.2%	261,433	57.2%
65歳以上	101,276	22.0%	103,862	22.6%	107,140	23.4%	107,140	23.4%
75歳以上	42,603	9.3%	44,780	9.7%	49,111	10.7%	49,111	10.7%

区　分	平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末		平成28年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%	463,662	100.0%
40歳以上	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%	279,352	60.2%
65歳以上	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%	123,772	26.7%
75歳以上	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%	58,228	12.6%

区　分	平成29年3月末		平成30年3月末		令和元年3月末		令和2年3月末A	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,520	100.0%	462,476	100.0%	462,934	100.0%	463,236	100.0%
40歳以上	280,934	60.7%	282,712	61.1%	283,958	61.3%	284,893	61.5%
65歳以上	125,574	27.1%	126,789	27.4%	127,410	27.5%	127,749	27.6%
75歳以上	61,137	13.2%	63,315	13.7%	65,513	14.2%	66,987	14.5%

区　分	令和3年3月末		令和4年3月末A		令和5年3月末B		前年度末比
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	B/A
総人口	461,988	100.0%	459,261	100.0%	458,313	100.0%	99.8%
40歳以上	285,381	61.8%	284,868	62.0%	280,867	61.3%	98.6%
65歳以上	127,585	27.6%	126,887	27.6%	125,871	27.5%	99.2%
75歳以上	67,187	14.5%	68,470	14.9%	71,072	15.5%	103.8%

（2）年代別高齢者人口と高齢化率

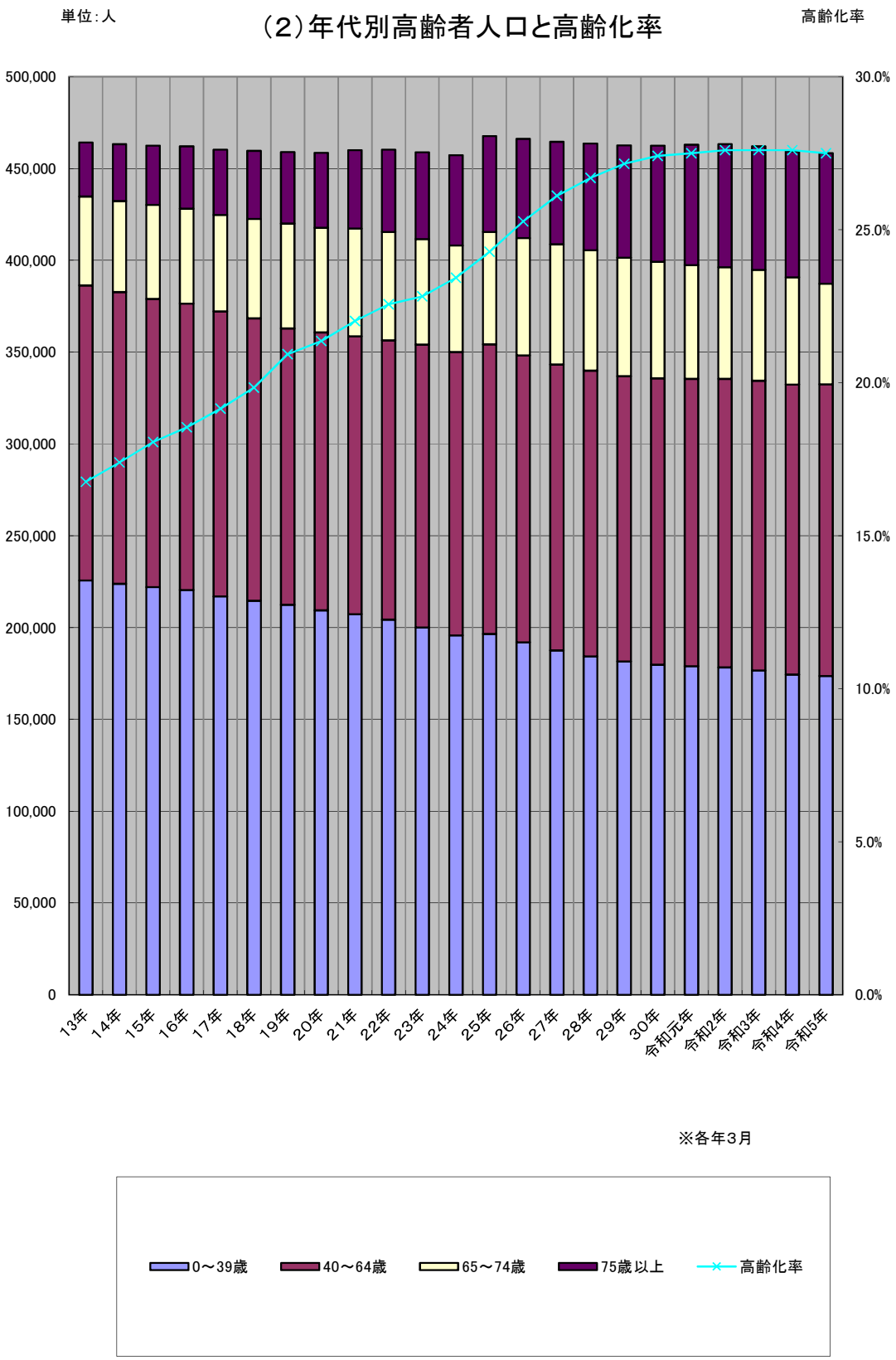

３　介護保険制度のあゆみ

	国	市
H　9．12．17	介護保険法（法律第123号）公布	
H　10．4．1		介護保険準備室設置
H　10．4．10	介護支援専門員に関する省令	
H　10．8．1		高齢者等に関する実態調査実施
H　10．8．24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H　11．4．1		介護保険課設置
H　11．8．26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱（90名）
H　11．9．13		要支援・要介護認定申請受付開始
H　11．10．1		準備要支援・要介護認定審査開始
H　12．2．3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H　12．2．10	厚生省告示第19号他（介護報酬） 厚生省告示第37号（短期入所サービス区分の利用枠拡大）	
H　12．2．21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について（通知）	
H　12．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H　12．3．24	厚生省告示第92号（短期入所サービスの振替措置）	
H　12．4．1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H　12．9．11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H　12．10．1		保険料徴収開始（半額徴収） いきいき健康づくり事業（保健福祉事業）開始
H　14．8．1		介護相談員派遣事業実施
H　15．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　15．4．1		尼崎市介護保険条例改正
H　16．6．1		いきいき100万歩運動実施
H　17．10．1	介護保険法改正（施設給付見直し）	
H　18．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　18．4．1	介護保険法改正（新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等）	改正尼崎市介護保険条例施行
H　21．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　21．4．1	介護保険法改正（介護報酬３％引上げ）	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H　24．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　24．4．1	介護保険法改正（指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設）	尼崎市介護保険条例改正
H　25．4．1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H　26．4．1	介護保険法改正（地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任）	
H　27．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　27．4．1	介護保険法改正（新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等）	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H　29．4．1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H　30．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　30．4．1		尼崎市介護保険条例改正
R　3．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
R　3．4．1		尼崎市介護保険条例改正

4　組織図と事務分掌

組織図（令和5年4月1日現在）　　※（　）内は職員数

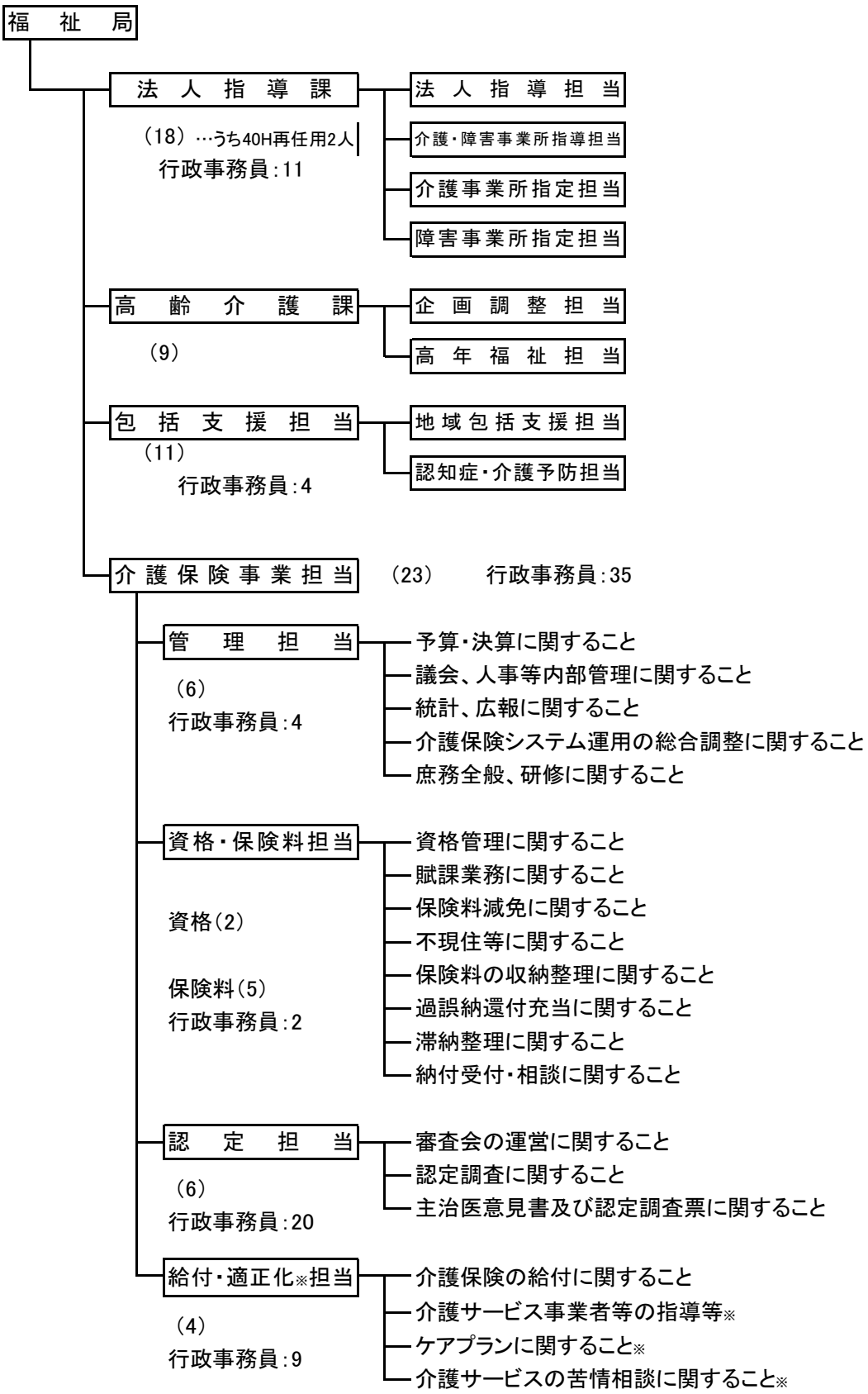

※　健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。

Ⅱ　被保険者

1　第1号被保険者数の年度別推移

（単位：人）

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
11年度	76,272	―	―	―	―	―	―	―	―	―
12年度	79,456	―	―	―	―	―	―	―	―	―
13年度	82,314	―	―	―	―	―	―	―	―	―
14年度	85,422	―	―	―	―	―	―	―	―	―
15年度	87,660	―	―	―	―	―	―	―	―	―
16年度	90,141	―	―	―	―	―	―	―	―	―
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
30年度	127,638	1,008	5,190	9	58	927	21	4,644	11	23
元年度	127,947	921	4,953	5	63	872	17	4,704	13	27
2年度	127,766	810	4,723	0	97	885	9	4,880	7	30
3年度(a)	127,105	739	4,658	4	114	863	2	5,255	6	50
4年度(b)	126,099	899	4,562	4	93	1,018	1	5,472	6	67
前年度比 (b)/(a)	99.2%	121.7%	97.9%	100.0%	81.6%	118.0%	50.0%	104.1%	100.0%	134.0%

注）被保険者数は年度末現在の人数

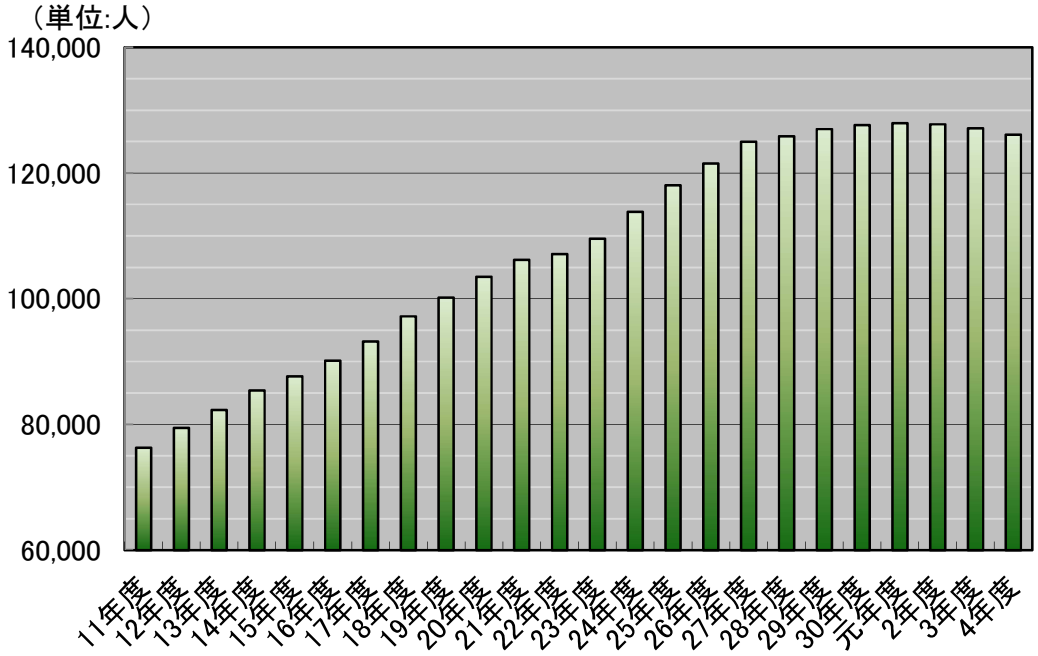

２ 第1号被保険者数の月別推移

令和4年度　　（単位：人）

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
4月	127,063	80	370	0	9	99	0	397	0	5
5月	126,923	77	317	0	11	99	0	442	0	4
6月	126,865	55	357	0	9	87	1	381	1	9
7月	126,841	62	371	2	5	95	0	358	1	10
8月	126,656	62	358	0	6	87	0	515	1	8
9月	126,550	65	352	0	8	68	0	462	0	1
10月	126,509	93	373	0	7	83	0	427	1	3
11月	126,421	89	378	0	9	84	0	478	0	2
12月	126,416	71	424	1	9	86	0	423	0	1
1月	126,240	66	464	0	8	68	0	638	0	8
2月	126,183	84	402	1	7	68	0	473	1	9
3月	126,099	95	396	0	5	94	0	478	1	7
合計	－	899	4,562	4	93	1,018	1	5,472	6	67

注） 被保険者数は月末現在の人数

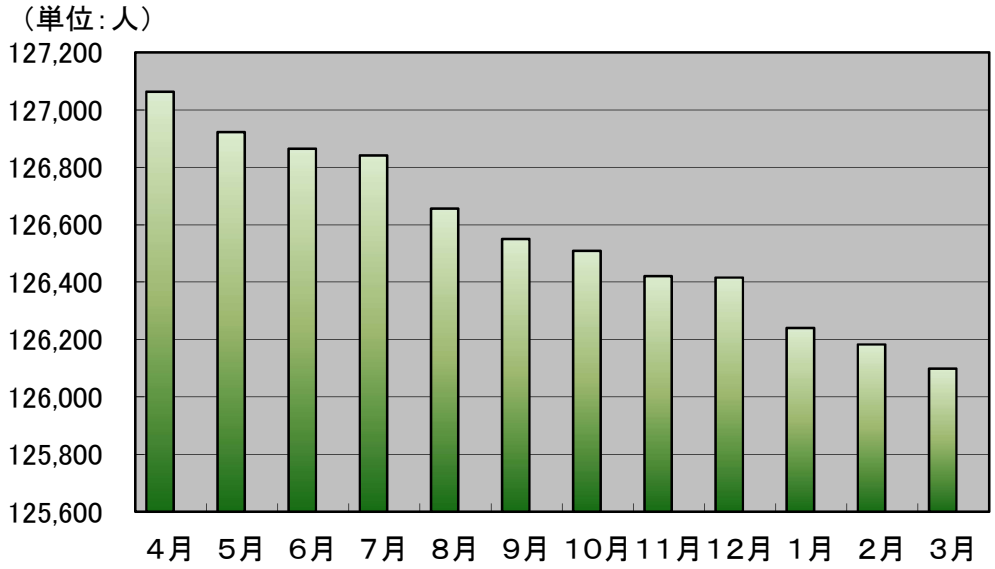

Ⅲ　保険料

1　年度別保険料（年額）の推移

令和４年度の保険料等(令和3年度～令和5年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	39,655
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	54,327
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第１段階、第２段階以外の人	0.750	59,483
第４段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	71,379
第５段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 （基準額）	79,310
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	95,172
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	103,103
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	118,965
第９段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.700	134,827
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	144,741
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	154,655
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	164,568
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	174,482
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	184,396

令和2年度の保険料等(平成30年度～令和2年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	38,472
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第１段階、第２段階以外の人	0.750	57,708
第４段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第５段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 （基準額）	76,944
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第９段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化　平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。 軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

軽減後保険料															
段階	平成27年度～平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度～令和4年度		
	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
第1段階	31,979円	2,665円	0.45	34,625円	2,885円	0.45	28,854円	2,405円	0.375	23,083円	1,924円	0.3	23,793円	1,983円	0.3
第2段階	未実施			未実施			43,089円	3,591円	0.56	33,471円	2,789円	0.435	34,500円	2,875円	0.435
第3段階							55,784円	4,649円	0.725	53,861円	4,488円	0.7	55,517円	4,626円	0.7

令和2年度の保険料等(平成30年度～令和2年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	38,472
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第１段階、第２段階以外の人	0.750	57,708
第４段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第５段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 （基準額）	76,944
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第９段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成29年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第１段階、第２段階以外の人	0.750	53,298
第４段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第５段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 （基準額）	71,064
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第９段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

公費による低所得者の保険料軽減強化　平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。 軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

軽減後保険料									
段階	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	28,854円	2,405円	0.375	23,083円	1,924円	0.3
第2段階	未実施			43,089円	3,591円	0.56	33,471円	2,789円	0.435
第3段階				55,784円	4,649円	0.725	53,861円	4,488円	0.7

平成27年度の第１段階の保険料(平成27年度～平成29年度)

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成29年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1，000万円以上の人	2.200	156,341

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.333	85,458
		H25 1.417	90,804
		H26 1.500	96,143
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.750	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化　平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。
軽減後の**第1段階**の保険料は次のとおりです。

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成26年度の保険料等（平成24年度～平成26年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 （基準額）	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.3333	85,458
		H25 1.4167	90,804
		H26 1.5	96,143
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成23年度の保険料等（平成21年度～平成23年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 （基準額）	56,529 （57,347）
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※平成21年度の保険料（平成21年度～平成23年度）の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の（　）内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合（介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合）の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第２段階以外の人	0.75	42,397
第４段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第５段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 （基準額）	56,529 (57,347)
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第９段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,484
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,605
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第２段階以外の人	0.75	42,726
第４段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	1.0 （基準額）	56,968
第５段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の(　)内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合 (平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合 (平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

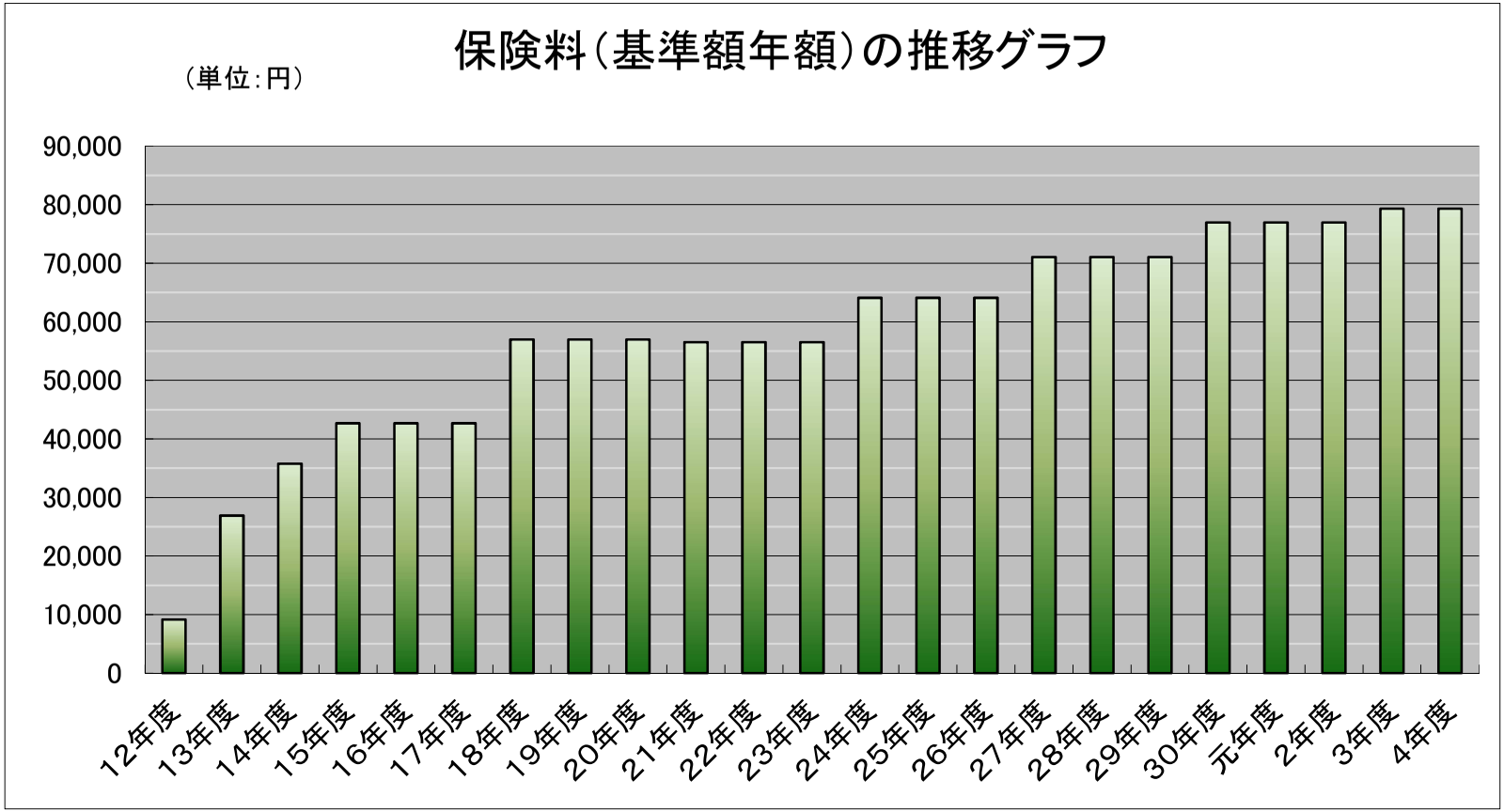

＊　保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、
　　平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

＊　平成21～平成23年度の基準額　56，529円は、
　　介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。
　　軽減前の基準額は、57，347円。

2 保険料収納状況

(1)現年度分

（単位：人数（人）、金額（円））

年度	内訳 / 徴収区分	調定 人数	調定 金額	収納 人数	収納 金額	未納 人数	未納 金額	収納率（%）
12	合　計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
13	合　計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合　計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合　計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合　計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合　計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合　計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合　計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合　計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合　計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	合　計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	合　計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	合　計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	合　計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	合　計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	合　計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	合　計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00
	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65
	合　計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36
30	特別徴収	117,398	8,206,410,794	117,398	8,206,410,794	0	0	100.00
	普通徴収	20,299	940,094,715	18,350	816,473,753	2,991	123,620,962	86.85
	合　計	137,697	9,146,505,509	135,748	9,022,884,547	2,991	123,620,962	98.65
元	特別徴収	117,954	7,972,460,197	117,954	7,972,460,197	0	0	100.00
	普通徴収	19,691	877,545,937	17,838	765,622,459	2,773	111,923,478	87.25
	合　計	137,645	8,850,006,134	135,792	8,738,082,656	2,773	111,923,478	98.74
2	特別徴収	117,438	7,658,295,012	117,438	7,658,295,012	0	0	100.00
	普通徴収	19,946	867,386,332	18,325	751,172,095	3,456	116,214,237	86.60
	合　計	137,384	8,525,681,344	135,763	8,409,467,107	3,456	116,214,237	98.64
3	特別徴収	117,744	7,774,919,220	117,744	7,774,919,220	0	0	100.00
	普通徴収	22,275	973,371,631	22,011	863,778,701	2,888	109,592,930	88.74
	合　計	140,019	8,748,290,851	139,755	8,638,697,921	2,888	109,592,930	98.75
4	特別徴収	117,045	7,757,871,937	117,045	7,757,871,937	0	0	100.00
	普通徴収	21,124	976,093,821	19,667	877,692,509	2,457	98,401,312	89.92
	合　計	138,169	8,733,965,758	136,712	8,635,564,446	2,457	98,401,312	98.87

※各年度分とも翌年度5月末現在

（2）所得段階別　現年度分

（単位：人数（人）、金額（円））

段階	内訳	調定 人数	調定 金額	収納 人数	収納 金額	未納 人数	未納 金額	収納率（%）
1	特徴	25,787	580,198,088	25,787	580,198,088	0	0	100.00
	普徴	8,718	175,157,166	8,151	160,447,353	995	14,709,813	91.60
	計	34,505	755,355,254	33,938	740,645,441	995	14,709,813	98.05
2	特徴	12,913	428,003,076	12,913	428,003,076	0	0	100.00
	普徴	815	15,759,498	774	14,397,184	69	1,362,314	91.36
	計	13,728	443,762,574	13,687	442,400,260	69	1,362,314	99.69
3	特徴	12,251	645,016,179	12,251	645,016,179	0	0	100.00
	普徴	878	26,920,156	828	24,424,510	88	2,495,646	90.73
	計	13,129	671,936,335	13,079	669,440,689	88	2,495,646	99.63
4	特徴	11,385	770,710,141	11,385	770,710,141	0	0	100.00
	普徴	2,468	125,612,773	2,231	107,797,046	341	17,815,727	85.82
	計	13,853	896,322,914	13,616	878,507,187	341	17,815,727	98.01
5	特徴	12,484	966,317,903	12,484	966,317,903	0	0	100.00
	普徴	476	19,831,464	461	18,441,196	37	1,390,268	92.99
	計	12,960	986,149,367	12,945	984,759,099	37	1,390,268	99.86
6	特徴	14,766	1,343,044,873	14,766	1,343,044,873	0	0	100.00
	普徴	1,957	119,797,535	1,745	100,355,132	334	19,442,403	83.77
	計	16,723	1,462,842,408	16,511	1,443,400,005	334	19,442,403	98.67
7	特徴	15,245	1,490,496,190	15,245	1,490,496,190	0	0	100.00
	普徴	2,156	143,152,982	1,978	123,980,449	289	19,172,533	86.61
	計	17,401	1,633,649,172	17,223	1,614,476,639	289	19,172,533	98.83
8	特徴	6,110	681,247,009	6,110	681,247,009	0	0	100.00
	普徴	1,463	111,186,001	1,384	100,986,307	158	10,199,694	90.83
	計	7,573	792,433,010	7,494	782,233,316	158	10,199,694	98.71
9	特徴	1,889	239,951,610	1,889	239,951,610	0	0	100.00
	普徴	551	49,845,341	523	46,314,227	49	3,531,114	92.92
	計	2,440	289,796,951	2,412	286,265,837	49	3,531,114	98.78
10	特徴	1,908	256,014,692	1,908	256,014,692	0	0	100.00
	普徴	692	70,916,572	663	66,418,901	56	4,497,671	93.66
	計	2,600	326,931,264	2,571	322,433,593	56	4,497,671	98.62
11	特徴	837	117,687,894	837	117,687,894	0	0	100.00
	普徴	335	37,508,338	326	35,857,968	17	1,650,370	95.60
	計	1,172	155,196,232	1,163	153,545,862	17	1,650,370	98.94
12	特徴	415	62,550,628	415	62,550,628	0	0	100.00
	普徴	184	23,076,178	177	21,712,709	12	1,363,469	94.09
	計	599	85,626,806	592	84,263,337	12	1,363,469	98.41
13	特徴	229	36,869,118	229	36,869,118	0	0	100.00
	普徴	96	11,753,185	95	11,470,221	4	282,964	97.59
	計	325	48,622,303	324	48,339,339	4	282,964	99.42
14	特徴	826	139,764,536	826	139,764,536	0	0	100.00
	普徴	335	45,576,632	331	45,089,306	8	487,326	98.93
	計	1,161	185,341,168	1,157	184,853,842	8	487,326	99.74

※翌年度5月末現在

(3)滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調定		収納		不納欠損		翌年度繰越		収納率(%)
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23
平成30年度	4,479	280,472,127	1,151	28,207,671	2,593	109,039,933	3,122	143,224,523	10.06
令和元年度	4,296	266,668,654	1,101	28,488,565	2,601	107,189,425	2,859	130,990,664	10.68
令和2年度	3,939	242,254,175	851	23,306,192	2,401	97,095,832	2,690	121,852,151	9.62
令和3年度	4,045	229,511,269	1,462	32,713,921	2,107	73,893,794	2,401	122,903,554	14.25
令和4年度	3,566	223,934,780	1,189	32,455,982	1,861	64,787,984	2,211	126,690,814	14.49

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

(4)所得段階別　滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調定		収納		不納欠損		翌年度繰越		収納率(%)
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
1段階	1,559	46,200,116	413	5,683,786	901	17,060,653	925	23,455,677	12.30%
2段階	139	5,704,871	37	830,078	76	1,866,962	69	3,007,831	14.55%
3段階	155	8,949,743	68	2,137,546	70	2,605,426	75	4,206,771	23.88%
4段階	446	38,311,051	161	4,866,927	248	11,027,595	313	22,416,529	12.70%
5段階	80	4,729,559	32	751,004	36	1,523,817	39	2,454,738	15.88%
6段階	459	43,090,566	167	5,497,319	218	11,179,551	308	26,413,696	12.76%
7段階	401	41,472,478	159	5,810,392	182	10,444,747	286	25,217,339	14.01%
8段階	192	20,549,235	84	3,530,125	81	5,641,163	125	11,377,947	17.18%
9段階	52	6,628,332	18	934,323	27	1,877,756	34	3,816,253	14.10%
10段階	46	4,202,605	26	1,151,911	15	863,709	18	2,186,985	27.41%
11段階	11	722,304	5	163,182	1	75,041	10	484,081	22.59%
12段階	10	1,060,029	7	209,227	2	85,123	5	765,679	19.74%
13段階	4	241,789	4	241,789	0	0	0	0	100.00%
14段階	12	2,072,102	8	648,373	4	536,441	4	887,288	31.29%
合計	3,566	223,934,780	1,189	32,455,982	1,861	64,787,984	2,211	126,690,814	14.49%

※3月末現在

※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

(5)口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成28年度	21.45
平成29年度	20.93
平成30年度	22.41
令和元年度	23.56
令和2年度	19.12
令和3年度	22.19
令和4年度	21.67

(6)減免状況

(保険料減免)

内訳 ＼ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
被災	件数	4	5	6
	金額	110,927	110,372	260,398
所得激減	件数	252	276	247
	金額	4,279,245	4,635,085	3,998,289
生活困窮	件数	5	3	4
	金額	76,945	47,586	63,448
制度的	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
その他	件数	128	54	35
	金額	1,603,631	1,161,526	657,744
合計	件数	389	338	292
	金額	6,070,748	5,954,569	4,979,879

(7)コロナ減免

内訳 ＼ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
コロナ1.0	件数	203	33	0
	金額	14,117,370	2,198,079	0
コロナ0.8	件数	66	11	2
	金額	5,389,134	737,007	239,517
コロナ廃失	件数	32	53	3
	金額	2,318,580	3,944,362	227,563
コロナ死重	件数	0	8	1
	金額	0	391,890	55,517
合計	件数	301	105	6
	金額	21,825,084	7,271,338	522,597

Ⅳ 認定審査

1　介護認定審査会

項　　目	内　　容
合　議　体　数	20合議体（40グループ）
委員数及び内訳	173人　（医療　112人　・保健　30人　・福祉　31人）（令和5年3月31日現在）
1回の審査件数	約　50件
開　催　日　時	月曜～金曜 2開催　　午後1時～
審査会開催数	計　408回　（R3年度 394回）
認定処理件数	計33,245件　（R3年度 29,378件）

2　月別要支援･要介護認定申請状況

	申請件数	申請区分			
		新規	更新	コロナ更新	区分変更
4月	2,702	673	1,553	1,132	476
5月	2,694	613	1,668	1,194	413
6月	2,998	694	1,822	1,286	482
7月	2,787	643	1,692	1,251	452
8月	2,793	640	1,701	1,281	452
9月	2,828	640	1,708	1,294	480
10月	2,767	648	1,633	1,259	486
11月	2,586	612	1,491	1,112	483
12月	2,881	605	1,844	1,387	432
1月	3,563	658	2,413	1,222	492
2月	2,382	665	1,240	1,390	477
3月	3,068	788	1,727	367	553
合計	34,049	7,879	20,492	14,175	5,678

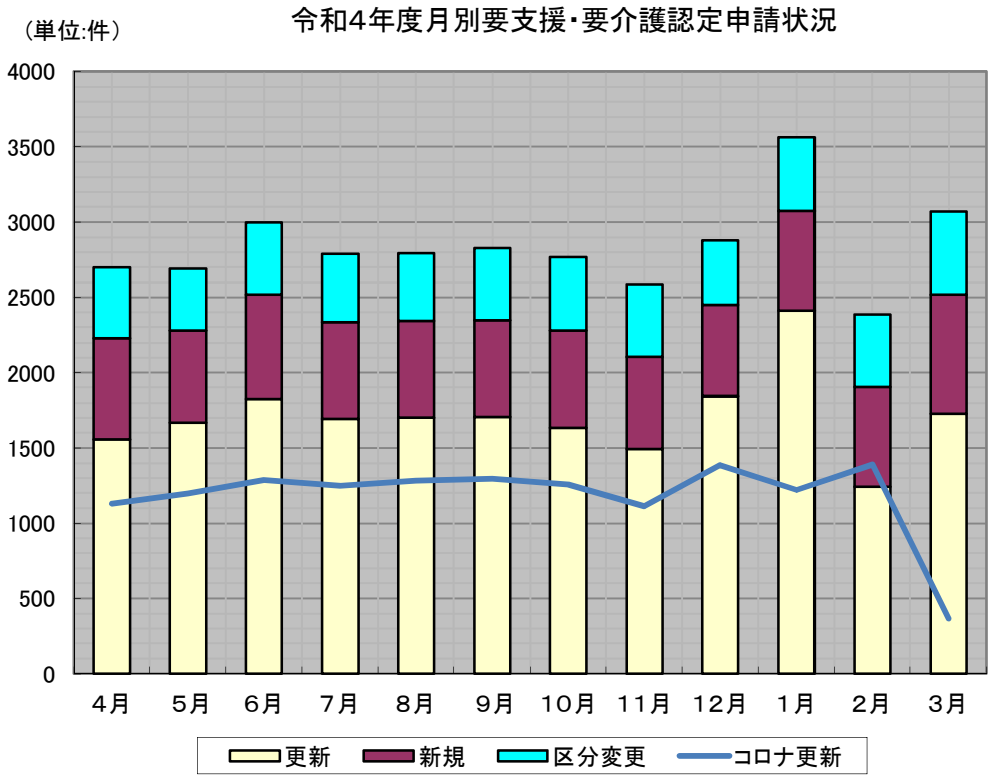

３　年度別要支援･要介護認定申請状況

年度	申請件数	申請区分					
		新規		更新･特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
Ｈ１１年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
Ｈ１２年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
Ｈ１３年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
Ｈ１４年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
Ｈ１５年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
Ｈ１６年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
Ｈ１７年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
Ｈ１８年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
Ｈ１９年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
Ｈ２０年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
Ｈ２１年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
Ｈ２２年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
Ｈ２３年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
Ｈ２４年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
Ｈ２５年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
Ｈ２６年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
Ｈ２７年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
Ｈ２８年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
Ｈ２９年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%
Ｈ３０年度	25,440	7,283	28.63%	13,136	51.64%	5,021	19.74%
Ｒ元年度	28,380	7,014	24.71%	16,338	57.57%	5,028	17.72%
Ｒ２年度	24,538	7,183	29.27%	12,288	50.08%	5,067	20.65%
Ｒ３年度	31,156	7,296	23.42%	18,428	59.15%	5,432	17.43%
Ｒ４年度	34,049	7,879	23.14%	20,492	60.18%	5,678	16.68%

年度別　要支援･要介護認定申請状況

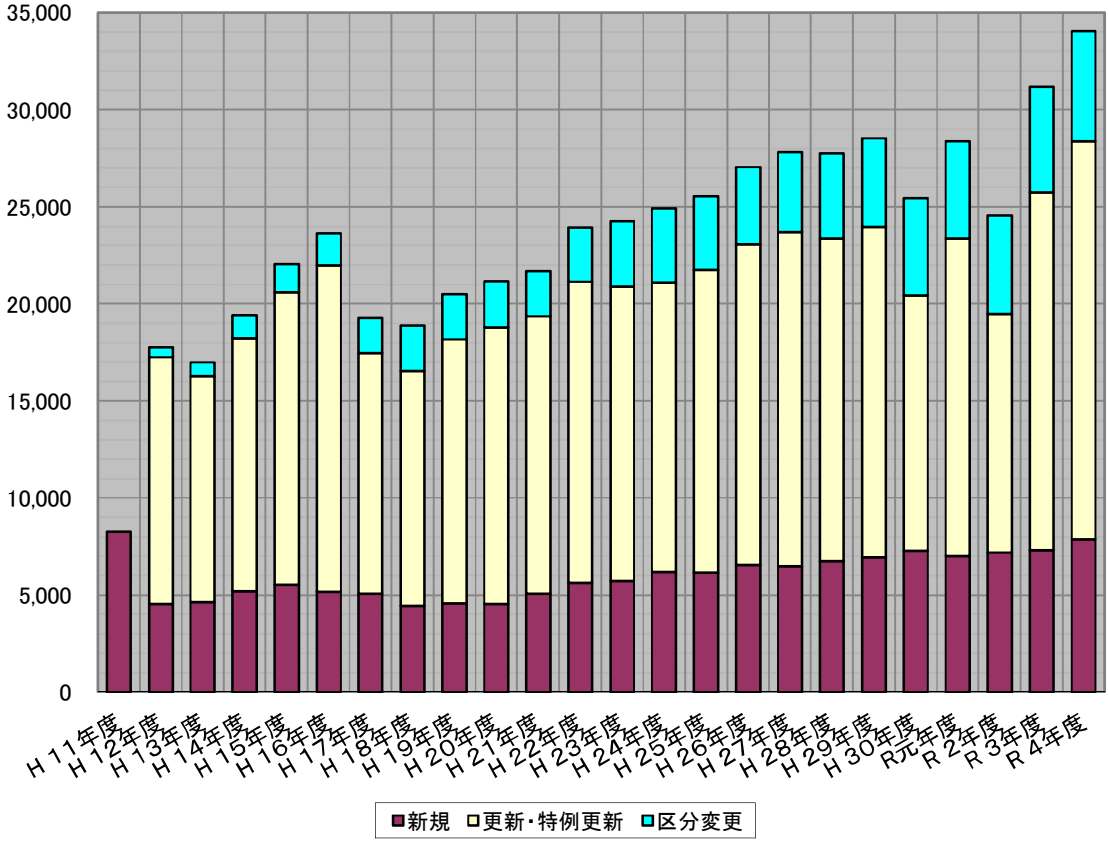

４ 月別要介護度別認定者状況

（単位：人）

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
４月末	第1号	0	5,031	4,863	9,894	5,205	4,632	3,811	3,414	2,400	29,356
	65歳～74歳	0	738	789	1,527	558	644	415	420	328	3,892
	75歳以上	0	4,293	4,074	8,367	4,647	3,988	3,396	2,994	2,072	25,464
	第2号		47	117	164	73	106	80	59	88	570
	小　計	0	5,078	4,980	10,058	5,278	4,738	3,891	3,473	2,488	29,926
５月末	第1号	0	5,070	4,857	9,927	5,208	4,651	3,807	3,438	2,388	29,419
	65歳～74歳	0	740	788	1,528	545	638	414	419	323	3,867
	75歳以上	0	4,330	4,069	8,399	4,663	4,013	3,393	3,019	2,065	25,552
	第2号		47	116	163	78	103	78	60	91	573
	小　計	0	5,117	4,973	10,090	5,286	4,754	3,885	3,498	2,479	29,992
６月末	第1号	0	5,149	4,895	10,044	5,255	4,633	3,848	3,492	2,411	29,683
	65歳～74歳	0	744	781	1,525	556	630	413	412	334	3,870
	75歳以上	0	4,405	4,114	8,519	4,699	4,003	3,435	3,080	2,077	25,813
	第2号		48	118	166	79	105	76	59	95	580
	小　計	0	5,197	5,013	10,210	5,334	4,738	3,924	3,551	2,506	30,263
７月末	第1号	0	5,141	4,913	10,054	5,290	4,644	3,873	3,526	2,425	29,812
	65歳～74歳	0	725	777	1,502	556	622	409	415	335	3,839
	75歳以上	0	4,416	4,136	8,552	4,734	4,022	3,464	3,111	2,090	25,973
	第2号		51	115	166	76	107	73	60	96	578
	小　計	0	5,192	5,028	10,220	5,366	4,751	3,946	3,586	2,521	30,390
８月末	第1号	0	5,170	4,918	10,088	5,323	4,623	3,883	3,539	2,425	29,881
	65歳～74歳	0	708	771	1,479	554	619	412	416	335	3,815
	75歳以上	0	4,462	4,147	8,609	4,769	4,004	3,471	3,123	2,090	26,066
	第2号		54	110	164	76	102	74	57	100	573
	小　計	0	5,224	5,028	10,252	5,399	4,725	3,957	3,596	2,525	30,454
９月末	第1号	0	5,175	4,928	10,103	5,353	4,618	3,867	3,543	2,442	29,926
	65歳～74歳	0	697	765	1,462	555	609	412	401	352	3,791
	75歳以上	0	4,478	4,163	8,641	4,798	4,009	3,455	3,142	2,090	26,135
	第2号		54	111	165	72	99	74	59	98	567
	小　計	0	5,229	5,039	10,268	5,425	4,717	3,941	3,602	2,540	30,493
１０月末	第1号	0	5,156	4,940	10,096	5,393	4,648	3,872	3,569	2,461	30,039
	65歳～74歳	0	680	755	1,435	557	621	414	404	354	3,785
	75歳以上	0	4,476	4,185	8,661	4,836	4,027	3,458	3,165	2,107	26,254
	第2号		50	111	161	74	100	77	59	96	567
	小　計	0	5,206	5,051	10,257	5,467	4,748	3,949	3,628	2,557	30,606
１１月末	第1号	0	5,136	4,954	10,090	5,395	4,681	3,869	3,583	2,449	30,067
	65歳～74歳	0	662	742	1,404	550	628	409	398	353	3,742
	75歳以上	0	4,474	4,212	8,686	4,845	4,053	3,460	3,185	2,096	26,325
	第2号		49	110	159	74	95	75	59	93	555
	小　計	0	5,185	5,064	10,249	5,469	4,776	3,944	3,642	2,542	30,622
１２月末	第1号	0	5,109	4,975	10,084	5,410	4,684	3,899	3,579	2,463	30,119
	65歳～74歳	0	656	735	1,391	558	632	406	398	357	3,742
	75歳以上	0	4,453	4,240	8,693	4,852	4,052	3,493	3,181	2,106	26,377
	第2号		49	114	163	72	97	76	60	92	560
	小　計	0	5,158	5,089	10,247	5,482	4,781	3,975	3,639	2,555	30,679

（単位：人）

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	0	5,088	4,978	10,066	5,405	4,688	3,820	3,545	2,442	29,966
	65歳～74歳	0	634	725	1,359	545	631	395	397	344	3,671
	75歳以上	0	4,454	4,253	8,707	4,860	4,057	3,425	3,148	2,098	26,295
	第2号		47	114	161	73	98	79	56	93	560
	小　計	0	5,135	5,092	10,227	5,478	4,786	3,899	3,601	2,535	30,526
2月末	第1号	0	4,989	4,958	9,947	5,429	4,678	3,822	3,576	2,438	29,890
	65歳～74歳	0	610	717	1,327	540	631	400	395	334	3,627
	75歳以上	0	4,379	4,241	8,620	4,889	4,047	3,422	3,181	2,104	26,263
	第2号		46	113	159	74	103	79	56	92	563
	小　計	0	5,035	5,071	10,106	5,503	4,781	3,901	3,632	2,530	30,453
3月末	第1号	0	5,001	4,976	9,977	5,414	4,704	3,858	3,619	2,457	30,029
	65歳～74歳	0	608	704	1,312	538	620	393	395	336	3,594
	75歳以上	0	4,393	4,272	8,665	4,876	4,084	3,465	3,224	2,121	26,435
	第2号		46	115	161	74	103	77	57	94	566
	小　計	0	5,047	5,091	10,138	5,488	4,807	3,935	3,676	2,551	30,595

令和4年度月別要介護度別認定者状況

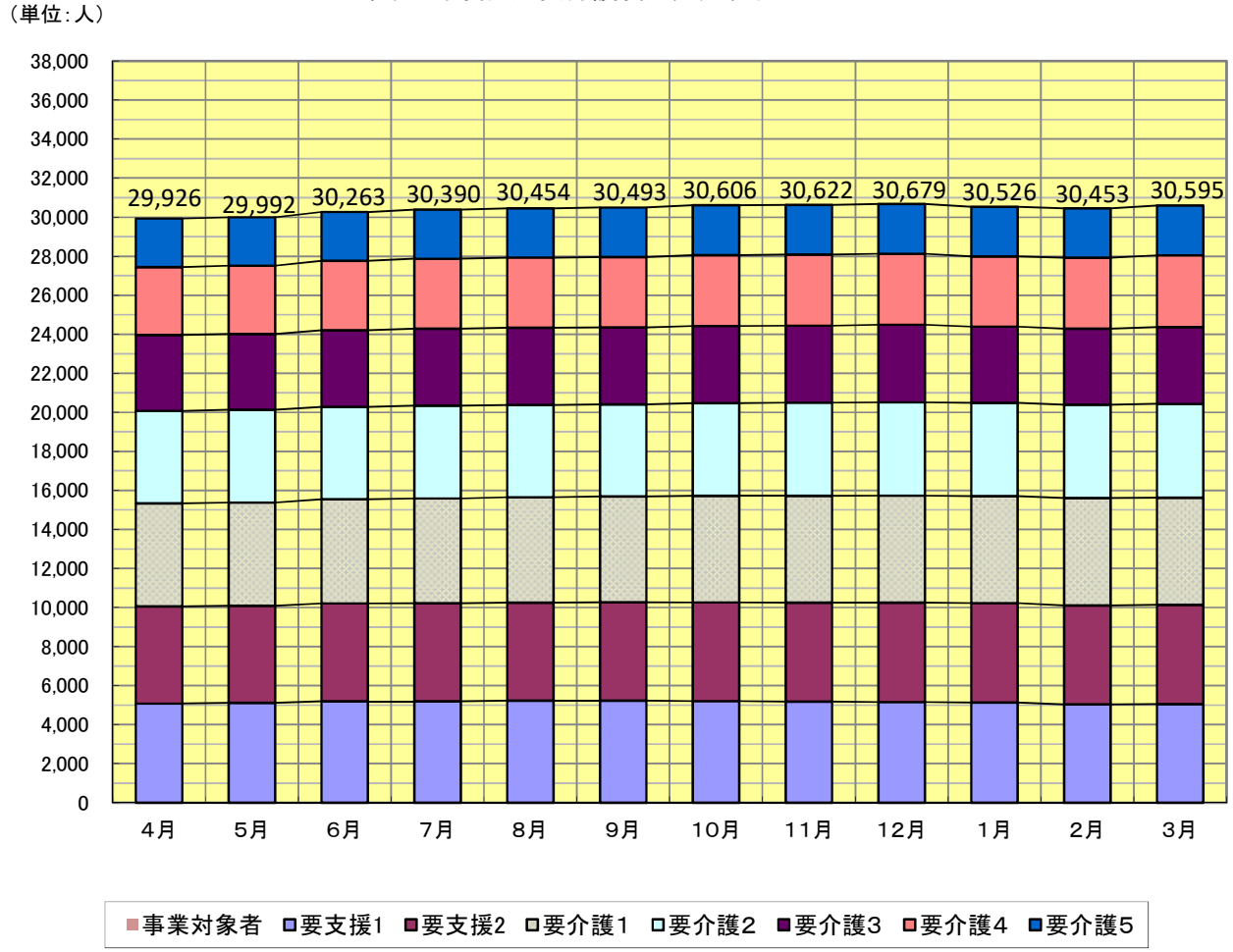

5　年度末別要介護度別認定者状況（H12年度末～R4年度末）

（単位：人）

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
H12年度末	第1号		788			2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳		191			577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上		597			1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号		7			83	97	70	64	66	387
	小　計		795			2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
H13年度末	第1号		919			3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳		234			762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上		685			2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号		5			86	140	83	75	67	456
	小　計		924			3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
H14年度末	第1号		1,465			4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳		381			1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上		1,084			3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号		18			122	141	85	76	77	519
	小　計		1,483			4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
H15年度末	第1号		2,031			5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳		553			1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上		1,478			4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号		33			167	120	107	84	85	596
	小　計		2,064			5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
H16年度末	第1号		2,782			5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳		738			1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上		2,044			4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号		55			179	116	112	89	90	641
	小　計		2,837			5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
H17年度末	第1号		3,255			5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳		829			1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上		2,426			4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号		58			176	130	120	94	94	672
	小　計		3,313			5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486
H18年度末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	677
	小　計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
H19年度末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	656
	小　計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
H20年度末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	629
	小　計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
H21年度末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	653
	小　計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616

（単位：人）

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
H22年度末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	661
	小　計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
H23年度末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	684
	小　計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
H24年度末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	673
	小　計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
H25年度末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	627
	小　計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
H26年度末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	600
	小　計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849
H27年度末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	581
	小　計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832
H28年度末	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小　計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025
H29年度末	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	526
	小　計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287
H30年度末	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	516
	小　計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	28,351
R元年度末	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	24,670
	第2号		57	112	169	52	107	59	56	81	524
	小　計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	28,990

（単位：人）

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度末	第1号	0	5,061	4,868	9,929	5,018	4,607	3,597	3,155	2,333	28,639
	65歳～74歳	0	713	823	1,536	527	636	427	403	315	3,844
	75歳以上	0	4,348	4,045	8,393	4,491	3,971	3,170	2,752	2,018	24,795
	第2号		59	104	163	53	108	68	53	84	529
	小　計	0	5,120	4,972	10,092	5,071	4,715	3,665	3,208	2,417	29,168
R3年度末	第1号	0	5,018	4,859	9,877	5,207	4,630	3,788	3,371	2,395	29,268
	65歳～74歳	0	729	790	1,519	555	640	409	406	329	3,858
	75歳以上	0	4,289	4,069	8,358	4,652	3,990	3,379	2,965	2,066	25,410
	第2号		49	115	164	68	109	80	61	87	569
	小　計	0	5,067	4,974	10,041	5,275	4,739	3,868	3,432	2,482	29,837
R4年度末	第1号	0	5,001	4,976	9,977	5,414	4,704	3,858	3,619	2,457	30,029
	65歳～74歳	0	608	704	1,312	538	620	393	395	336	3,594
	75歳以上	0	4,393	4,272	8,665	4,876	4,084	3,465	3,224	2,121	26,435
	第2号		46	115	161	74	103	77	57	94	566
	小　計	0	5,047	5,091	10,138	5,488	4,807	3,935	3,676	2,551	30,595
前年度比 B/A	第1号	0.0%	99.7%	102.4%	101.0%	104.0%	101.6%	101.8%	107.4%	102.6%	102.6%
	65歳～74歳	0.0%	83.4%	89.1%	86.4%	96.9%	96.9%	96.1%	97.3%	102.1%	93.2%
	75歳以上	0.0%	102.4%	105.0%	103.7%	104.8%	102.4%	102.5%	108.7%	102.7%	104.0%
	第2号		93.9%	100.0%	98.2%	108.8%	94.5%	96.3%	93.4%	108.0%	99.5%
	小　計	0.0%	99.6%	102.4%	101.0%	104.0%	101.4%	101.7%	107.1%	102.8%	102.5%

年度末別　要介護度別認定者状況（H12年度～R4年度）

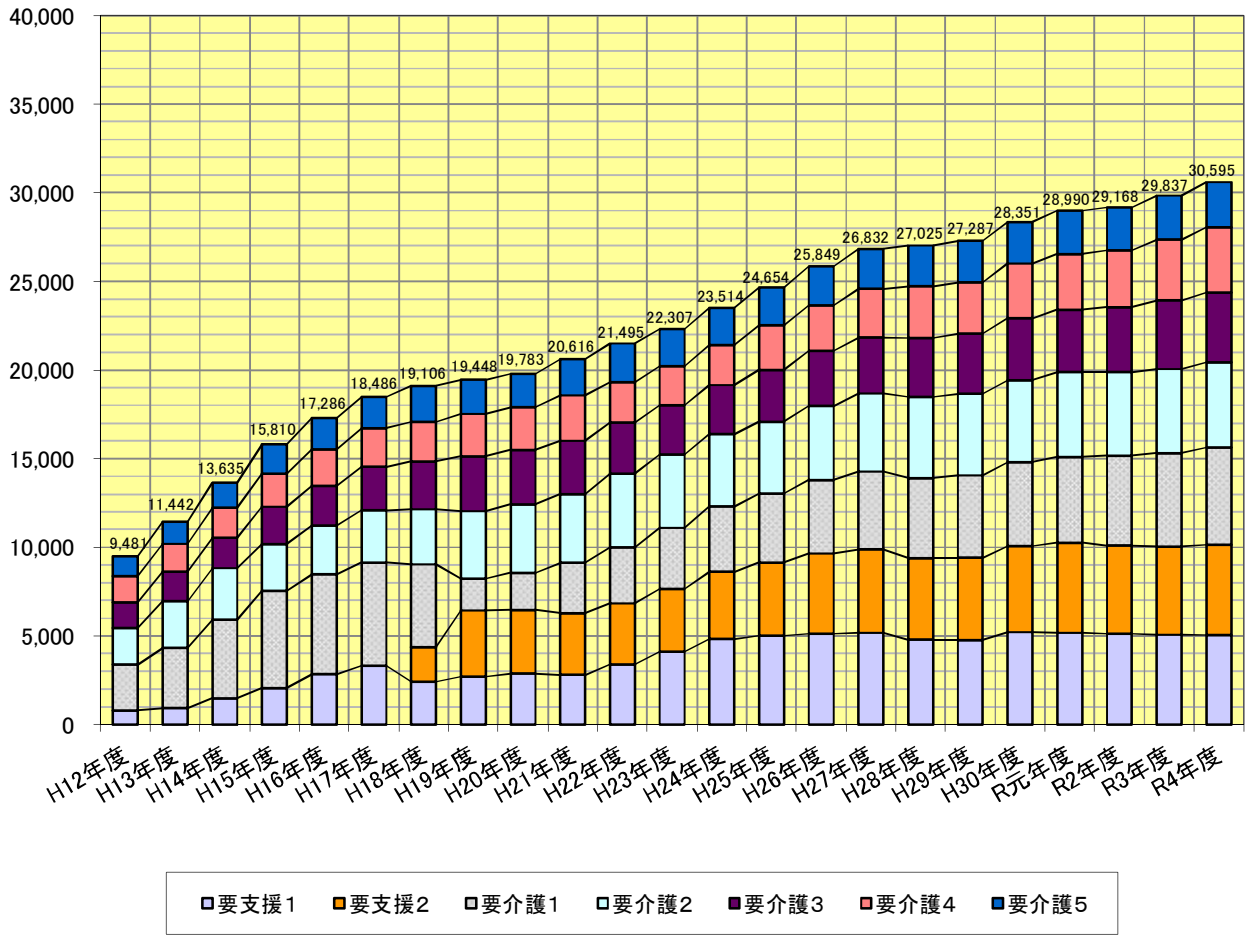

6 年度末別認定率

（単位：人）

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D＝B＋C	認定率 B／A（%）	認定率 （2号含む） D／A（%）
H 12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
H 13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
H 14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
H 15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
H 16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
H 17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
H 18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
H 19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
H 20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
H 21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
H 22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
H 23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
H 24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
H 25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
H 26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
H 27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
H 28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
H 29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49
H 30年度	127,611	27,835	516	28,351	21.81	22.22
R元年度	127,947	28,466	524	28,990	22.25	22.66
R 2年度	127,766	28,639	529	29,168	22.42	22.83
R 3年度	127,105	29,268	569	29,837	23.03	23.47
R 4年度	126,099	30,029	566	30,595	23.81	24.26

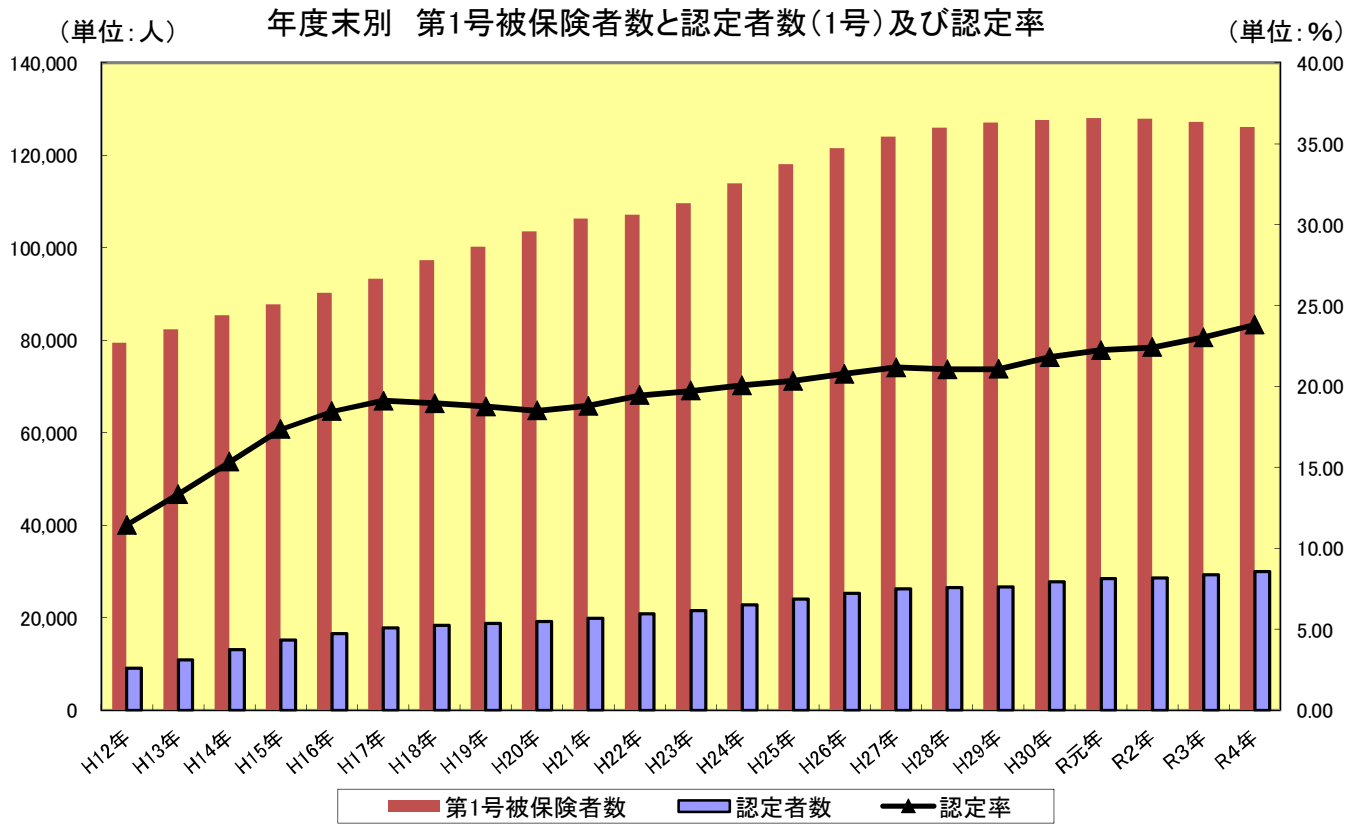

7 行政区別 要介護度別認定者状況（令和5年3月31日現在）

（単位：人）

地区	要介護度	事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
中央	第1号	0	658	665	1,323	629	599	513	480	350	3,894
	65歳～74歳	0	94	97	191	70	95	62	55	51	524
	75歳以上	0	564	568	1,132	559	504	451	425	299	3,370
	第2号		7	15	22	8	6	9	4	10	59
	小　計	0	665	680	1,345	637	605	522	484	360	3,953
小田	第1号	0	824	858	1,682	944	833	675	624	447	5,205
	65歳～74歳	0	115	109	224	92	113	76	65	59	629
	75歳以上	0	709	749	1,458	852	720	599	559	388	4,576
	第2号		5	20	25	13	21	14	10	11	94
	小　計	0	829	878	1,707	957	854	689	634	458	5,299
大庄	第1号	0	576	718	1,294	721	717	542	552	342	4,168
	65歳～74歳	0	65	115	180	78	92	45	65	36	496
	75歳以上	0	511	603	1,114	643	625	497	487	306	3,672
	第2号		7	18	25	8	17	8	8	10	76
	小　計	0	583	736	1,319	729	734	550	560	352	4,244
立花	第1号	0	1,119	1,085	2,204	1,244	1,010	775	747	455	6,435
	65歳～74歳	0	115	151	266	113	132	64	75	71	721
	75歳以上	0	1,004	934	1,938	1,131	878	711	672	384	5,714
	第2号		10	23	33	23	23	20	12	20	131
	小　計	0	1,129	1,108	2,237	1,267	1,033	795	759	475	6,566
武庫	第1号	0	775	770	1,545	808	692	548	432	349	4,374
	65歳～74歳	0	88	105	193	81	75	56	47	45	497
	75歳以上	0	687	665	1,352	727	617	492	385	304	3,877
	第2号		7	13	20	12	17	15	8	17	89
	小　計	0	782	783	1,565	820	709	563	440	366	4,463
園田	第1号	0	999	829	1,828	969	725	633	556	369	5,080
	65歳～74歳	0	130	124	254	93	96	71	55	59	628
	75歳以上	0	869	705	1,574	876	629	562	501	310	4,452
	第2号		10	25	35	8	17	11	11	20	102
	小　計	0	1,009	854	1,863	977	742	644	567	389	5,182
市外	第1号	0	50	51	101	99	128	172	228	145	873
	65歳～74歳	0	1	3	4	11	17	19	33	15	99
	75歳以上	0	49	48	97	88	111	153	195	130	774
	第2号		0	1	1	2	2	0	4	6	15
	小　計	0	50	52	102	101	130	172	232	151	888
総数	第1号	0	5,001	4,976	9,977	5,414	4,704	3,858	3,619	2,457	30,029
	65歳～74歳	0	608	704	1,312	538	620	393	395	336	3,594
	75歳以上	0	4,393	4,272	8,665	4,876	4,084	3,465	3,224	2,121	26,435
	第2号		46	115	161	74	103	77	57	94	566
	合　計	0	5,047	5,091	10,138	5,488	4,807	3,935	3,676	2,551	30,595

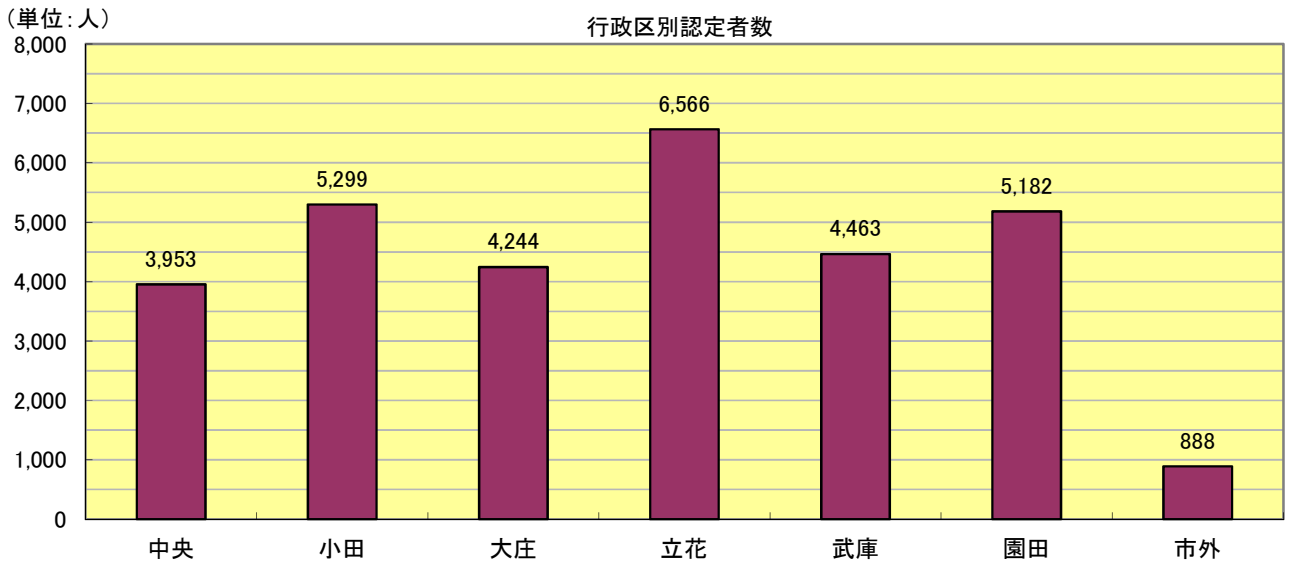

Ⅴ 保険給付等

1　月別介護サービス利用者状況

（1）　居宅（介護予防）サービス利用者数

＊　利用月ベースで決算との対応はしない

（単位：人）

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
4月	第1号	1,603	2,652	4,255	4,147	4,019	2,556	2,018	1,261	18,256
	第2号	20	66	86	51	90	66	48	53	394
	小　計	1,623	2,718	4,341	4,198	4,109	2,622	2,066	1,314	18,650
5月	第1号	1,629	2,663	4,292	4,182	4,041	2,589	2,040	1,284	18,428
	第2号	20	64	84	53	88	65	45	56	391
	小　計	1,649	2,727	4,376	4,235	4,129	2,654	2,085	1,340	18,819
6月	第1号	1,659	2,672	4,331	4,225	4,038	2,625	2,066	1,295	18,580
	第2号	22	63	85	60	86	67	43	55	396
	小　計	1,681	2,735	4,416	4,285	4,124	2,692	2,109	1,350	18,976
7月	第1号	1,653	2,683	4,336	4,214	4,036	2,610	2,062	1,295	18,553
	第2号	22	63	85	59	86	62	41	57	390
	小　計	1,675	2,746	4,421	4,273	4,122	2,672	2,103	1,352	18,943
8月	第1号	1,633	2,690	4,323	4,200	4,012	2,615	2,078	1,310	18,538
	第2号	25	59	84	60	85	59	42	62	392
	小　計	1,658	2,749	4,407	4,260	4,097	2,674	2,120	1,372	18,930
9月	第1号	1,646	2,691	4,337	4,212	3,983	2,627	2,091	1,346	18,596
	第2号	25	62	87	56	85	57	42	65	392
	小　計	1,671	2,753	4,424	4,268	4,068	2,684	2,133	1,411	18,988
10月	第1号	1,645	2,717	4,362	4,265	4,036	2,649	2,138	1,346	18,796
	第2号	23	65	88	56	86	60	43	66	399
	小　計	1,668	2,782	4,450	4,321	4,122	2,709	2,181	1,412	19,195
11月	第1号	1,671	2,706	4,377	4,305	4,020	2,645	2,114	1,351	18,812
	第2号	23	62	85	57	77	59	42	63	383
	小　計	1,694	2,768	4,462	4,362	4,097	2,704	2,156	1,414	19,195
12月	第1号	1,685	2,729	4,414	4,342	4,077	2,657	2,137	1,355	18,982
	第2号	23	68	91	59	79	60	47	62	398
	小　計	1,708	2,797	4,505	4,401	4,156	2,717	2,184	1,417	19,380
1月	第1号	1,672	2,702	4,374	4,258	4,004	2,642	2,111	1,347	18,736
	第2号	23	68	91	59	81	66	44	61	402
	小　計	1,695	2,770	4,465	4,317	4,085	2,708	2,155	1,408	19,138
2月	第1号	1,656	2,684	4,340	4,258	3,995	2,587	2,142	1,357	18,679
	第2号	23	66	89	55	83	65	43	62	397
	小　計	1,679	2,750	4,429	4,313	4,078	2,652	2,185	1,419	19,076
3月	第1号	1,664	2,707	4,371	4,327	4,081	2,667	2,197	1,371	19,014
	第2号	21	71	92	61	85	62	43	62	405
	小　計	1,685	2,778	4,463	4,388	4,166	2,729	2,240	1,433	19,419
累計	第1号	19,816	32,296	52,112	50,935	48,342	31,469	25,194	15,918	223,970
	第2号	270	777	1,047	686	1,011	748	523	724	4,739
	合　計	20,086	33,073	53,159	51,621	49,353	32,217	25,717	16,642	228,709

（2）地域密着型（介護予防）サービス利用者数

＊　利用月ベースで決算との対応はしない

（単位：人）

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
4月	第1号	14	13	27	1,066	881	627	456	308	3,365
	第2号	0	0	0	4	11	9	5	2	31
	小　計	14	13	27	1,070	892	636	461	310	3,396
5月	第1号	13	13	26	1,084	908	619	460	315	3,412
	第2号	0	0	0	3	12	9	4	2	30
	小　計	13	13	26	1,087	920	628	464	317	3,442
6月	第1号	13	12	25	1,106	913	638	478	318	3,478
	第2号	0	0	0	2	13	9	6	4	34
	小　計	13	12	25	1,108	926	647	484	322	3,512
7月	第1号	14	11	25	1,095	895	647	475	317	3,454
	第2号	0	0	0	2	11	7	6	4	30
	小　計	14	11	25	1,097	906	654	481	321	3,484
8月	第1号	12	13	25	1,092	880	632	455	310	3,394
	第2号	0	0	0	3	13	7	6	4	33
	小　計	12	13	25	1,095	893	639	461	314	3,427
9月	第1号	15	12	27	1,104	887	636	469	319	3,442
	第2号	0	0	0	3	12	7	5	5	32
	小　計	15	12	27	1,107	899	643	474	324	3,474
10月	第1号	15	11	26	1,132	915	649	487	333	3,542
	第2号	0	0	0	2	13	6	7	7	35
	小　計	15	11	26	1,134	928	655	494	340	3,577
11月	第1号	16	13	29	1,161	911	660	482	336	3,579
	第2号	0	0	0	3	11	7	4	6	31
	小　計	16	13	29	1,164	922	667	486	342	3,610
12月	第1号	12	13	25	1,146	911	664	489	331	3,566
	第2号	0	0	0	2	14	8	5	5	34
	小　計	12	13	25	1,148	925	672	494	336	3,600
1月	第1号	14	13	27	1,140	919	658	478	335	3,557
	第2号	0	0	0	3	15	8	3	6	35
	小　計	14	13	27	1,143	934	666	481	341	3,592
2月	第1号	9	14	23	1,131	916	640	476	324	3,510
	第2号	0	0	0	4	14	9	4	6	37
	小　計	9	14	23	1,135	930	649	480	330	3,547
3月	第1号	12	13	25	1,129	939	659	493	327	3,572
	第2号	0	0	0	5	14	10	5	6	40
	小　計	12	13	25	1,134	953	669	498	333	3,612
累計	第1号	159	151	310	13,386	10,875	7,729	5,698	3,873	41,871
	第2号	0	0	0	36	153	96	60	57	402
	合　計	159	151	310	13,422	11,028	7,825	5,758	3,930	42,273

（3） 施設別介護サービス利用者数

＊ 利用月ベースで決算との対応はしない

＊ 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

＊ 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

（単位：人）

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合　計	
4月	第1号	1,943	1,120	17	32		3,112
	第2号	10	15	0	1		26
	小　計	1,953	1,135	17	33	総数	3,127
5月	第1号	1,949	1,120	17	42		3,128
	第2号	10	16	0	1		27
	小　計	1,959	1,136	17	43	総数	3,139
6月	第1号	1,954	1,129	18	54		3,155
	第2号	11	17	0	1		29
	小　計	1,965	1,146	18	55	総数	3,176
7月	第1号	1,963	1,121	18	57		3,159
	第2号	10	15	0	1		26
	小　計	1,973	1,136	18	58	総数	3,176
8月	第1号	1,948	1,121	17	52		3,138
	第2号	10	13	0	1		24
	小　計	1,958	1,134	17	53	総数	3,148
9月	第1号	1,939	1,139	17	61		3,156
	第2号	10	13	0	1		24
	小　計	1,949	1,152	17	62	総数	3,170
10月	第1号	1,941	1,147	20	59		3,167
	第2号	11	11	0	1		23
	小　計	1,952	1,158	20	60	総数	3,175
11月	第1号	1,941	1,113	19	56		3,129
	第2号	11	13	0	1		25
	小　計	1,952	1,126	19	57	総数	3,138
12月	第1号	1,949	1,112	20	61		3,142
	第2号	9	12	0	0		21
	小　計	1,958	1,124	20	61	総数	3,146
1月	第1号	1,955	1,125	20	62		3,162
	第2号	9	13	0	0		22
	小　計	1,964	1,138	20	62	総数	3,175
2月	第1号	1,929	1,129	18	68		3,144
	第2号	10	13	0	1		24
	小　計	1,939	1,142	18	69	総数	3,151
3月	第1号	1,974	1,138	14	69		3,195
	第2号	12	15	0	1		28
	小　計	1,986	1,153	14	70	総数	3,209
累計	第1号	23,385	13,514	215	673		37,787
	第2号	123	166	0	10		299
	合　計	23,508	13,680	215	683	総数	37,930

（4）　要介護（要支援）認定者に占めるサービス利用者数の割合

＊　利用月ベースで決算との対応はしない

＊　同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を１人として計上している

（単位：人）

対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合　計	
		人数	利用率（%）	人数	利用率（%）	人数	利用率（%）	人数	利用率（%）
4月	29,926	18,650	62.32	3,396	11.35	3,127	10.45	25,173	84.12
5月	29,992	18,819	62.75	3,442	11.48	3,139	10.47	25,400	84.69
6月	30,263	18,976	62.70	3,512	11.60	3,176	10.49	25,664	84.80
7月	30,390	18,943	62.33	3,484	11.46	3,176	10.45	25,603	84.25
8月	30,454	18,930	62.16	3,427	11.25	3,148	10.34	25,505	83.75
9月	30,493	18,988	62.27	3,474	11.39	3,170	10.40	25,632	84.06
10月	30,606	19,195	62.72	3,577	11.69	3,175	10.37	25,947	84.78
11月	30,622	19,195	62.68	3,610	11.79	3,138	10.25	25,943	84.72
12月	30,679	19,380	63.17	3,600	11.73	3,146	10.25	26,126	85.16
1月	30,526	19,138	62.69	3,592	11.77	3,175	10.40	25,905	84.86
2月	30,453	19,076	62.64	3,547	11.65	3,151	10.35	25,774	84.64
3月	30,595	19,419	63.47	3,612	11.81	3,209	10.49	26,240	85.77
年平均	―	―	62.66	―	11.58	―	10.39	―	84.63

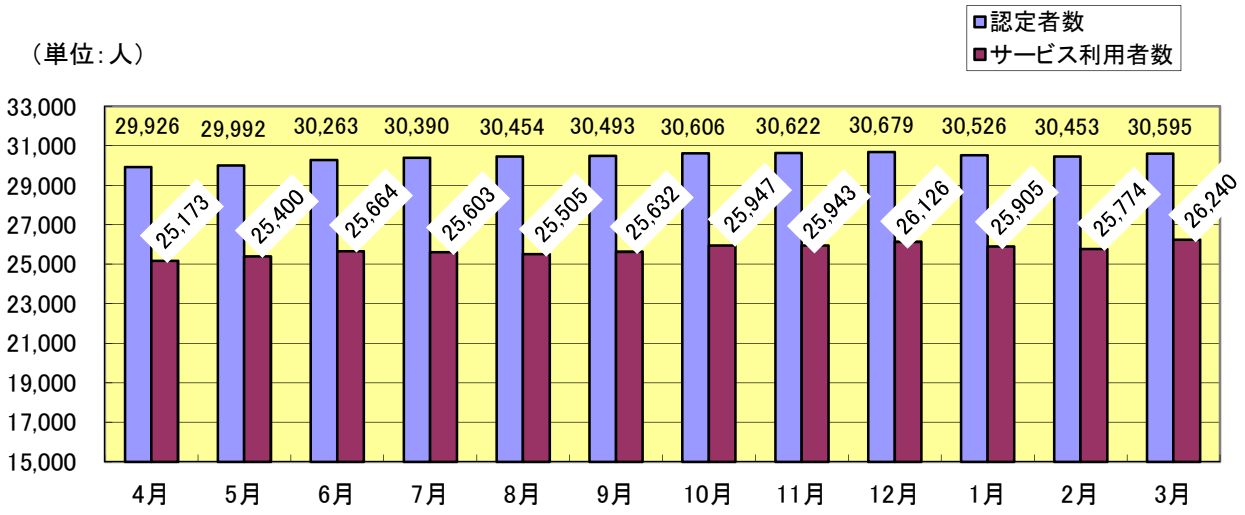

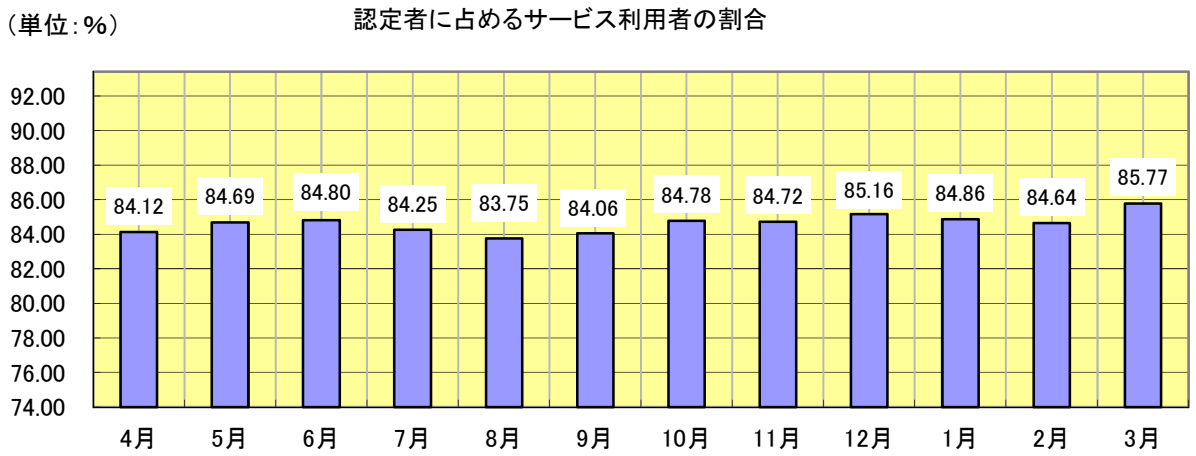

2 年度別介護サービス利用者状況

（1） 居宅介護（介護予防）サービス利用者数

＊ 利用月ベースで決算との対応はしない

（単位：人）

利用者数累計	要支援1	要支援2	経過的要介護（要支援）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
27年度	31,868	41,874	0	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941
28年度	33,052	42,841	0	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431
29年度	23,967	34,559	0	44,713	47,482	20,234	15,007	14,474	200,436
30年度	16,958	29,024	0	46,018	47,895	28,191	20,234	15,007	203,327
元年度	18,833	31,698	0	46,315	48,809	28,808	21,007	15,339	210,809
2年度	19,469	32,701	0	46,850	49,293	29,352	22,031	15,633	215,329
3年度A	19,554	32,920	0	49,422	49,414	31,055	23,751	16,006	222,122
4年度B	20,086	33,073	0	51,621	49,353	32,217	25,717	16,642	228,709
前年度比B/A	102.7%	100.5%	0.0%	104.4%	99.9%	103.7%	108.3%	104.0%	103.0%

（2） 地域密着型（介護予防）サービス利用者数

＊ 利用月ベースで決算との対応はしない

（単位：人）

利用者数累計	要支援1	要支援2	経過的要介護（要支援）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
27年度	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
28年度	61	122	0	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594
29年度	91	163	0	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227
30年度	137	202	0	11,476	11,093	7,452	4,983	3,438	38,781
元年度	165	214	0	12,116	11,659	7,919	4,869	3,715	40,657
2年度	161	177	0	12,120	10,841	7,566	4,969	3,619	39,453
3年度A	126	175	0	12,478	10,786	7,513	5,266	3,669	40,013
4年度B	159	151	0	13,422	11,028	7,825	5,758	3,930	42,273
前年度比B/A	126.2%	86.3%	0.0%	107.6%	102.2%	104.2%	109.3%	107.1%	105.6%

（3） 施設別介護サービス利用者数

＊ 利用月ベースで決算との対応はしない

＊ 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

＊ 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

（単位：人）

利用者数累計	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計	
27年度	18,228	12,076	1,174	0	総数	31,368
28年度	19,008	12,156	928	0	総数	31,978
29年度	19,680	12,454	479	0	総数	32,491
30年度	20,654	12,892	299	0	総数	33,708
元年度	21,298	13,169	206	51	総数	34,595
2年度	22,685	13,347	266	74	総数	36,226
3年度A	23,513	13,672	259	139	総数	37,418
4年度B	23,508	13,680	215	683	総数	37,930
前年度比B/A	100.0%	100.1%	83.0%	491.4%	総数	101.4%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

（1） 平成17～22年度 年度別支給額

＊決算に合致　　（単位：円）

サービス種類	平成22年度合計		平成21年度合計		平成20年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	102,876	5,174,632,696	98,491	4,857,508,907	97,442	4,581,722,562
訪問入浴介護	3,604	193,519,284	3,335	182,670,096	3,470	181,033,676
訪問看護	23,467	876,901,239	21,865	809,036,698	20,697	767,819,108
訪問リハビリテーション	6,483	169,656,594	5,570	132,942,681	4,461	93,301,066
通所介護	63,993	3,972,402,910	57,522	3,549,737,565	52,036	3,242,878,142
通所リハビリテーション	15,991	1,227,364,967	15,812	1,188,222,764	15,708	1,118,818,681
福祉用具貸与	79,397	957,028,086	72,078	882,431,886	68,013	824,140,107
訪問通所計	295,811	12,571,505,776	274,673	11,602,550,597	261,827	10,809,713,342
短期入所生活介護	11,022	866,192,859	10,245	792,025,153	9,119	663,528,051
短期入所療養介護	2,044	132,964,070	2,033	140,412,932	2,129	138,601,117
短期入所計	13,066	999,156,929	12,278	932,438,085	11,248	802,129,168
居宅療養管理指導	36,136	301,168,205	31,076	263,007,435	27,972	217,755,940
地域密着型	8,793	1,595,329,822	7,702	1,400,140,643	7,005	1,212,835,267
特定施設	5,556	959,241,662	5,433	923,422,208	5,309	882,601,490
居宅サービス計画費	153,050	1,747,975,481	143,201	1,570,561,421	135,441	1,315,901,256
その他単品計	203,535	4,603,715,170	187,412	4,157,131,707	175,727	3,629,093,953
福祉用具購入費	2,231	67,991,389	2,157	65,521,217	2,091	60,580,839
住宅改修費	1,552	144,330,967	1,582	149,808,517	1,518	137,478,021
施設サービス費	30,813	8,155,016,345	31,396	8,364,743,391	32,513	8,455,280,319
介護老人福祉施設	15,568	3,895,035,105	15,944	4,013,153,511	16,223	3,920,757,231
介護老人保健施設	13,320	3,543,412,731	12,946	3,440,815,831	12,727	3,204,228,412
介護療養型医療施設	1,925	716,568,509	2,506	910,774,049	3,563	1,330,294,676
うち食費（再掲）	－	－	－	－	－	－
介護老人福祉施設	－	－	－	－	－	－
介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－
介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－
特定入所者サービス費	30,121	904,414,593	28,942	880,887,833	28,146	848,548,751
審査支払手数料	497,919	37,794,330	503,276	40,262,080	478,097	40,399,192
高額介護サービス費	53,083	544,740,741	49,608	510,498,209	46,278	465,862,348
高額医療合算介護サービス費	2,467	98,055,412	62	2,444,853	－	－
合　　計	1,130,598	28,126,721,652	1,091,386	26,706,286,489	1,037,445	25,249,085,933

サービス種類	平成19年度合計		平成18年度合計		平成17年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	100,495	4,835,864,196	98,412	4,824,462,398	92,468	4,671,131,593
訪問入浴介護	3,582	188,864,943	3,530	188,249,081	3,382	176,834,687
訪問看護	20,432	793,721,446	19,286	795,286,472	18,491	765,246,074
訪問リハビリテーション	3,792	78,511,760	2,789	51,483,681	2,532	44,102,448
通所介護	48,704	3,048,413,102	44,965	2,756,580,124	42,153	2,720,952,335
通所リハビリテーション	15,322	1,074,309,045	15,799	1,075,626,139	16,776	1,186,731,964
福祉用具貸与	64,122	756,090,377	66,581	780,828,564	68,127	816,536,122
訪問通所計	256,449	10,775,774,869	251,362	10,472,516,459	243,929	10,381,535,223
短期入所生活介護	8,357	600,841,374	7,568	548,561,530	6,624	522,271,198
短期入所療養介護	2,489	174,187,564	2,655	185,450,644	2,631	197,316,148
短期入所計	10,846	775,028,938	10,223	734,012,174	9,255	719,587,346
居宅療養管理指導	24,371	189,217,700	22,827	176,558,039	19,924	162,772,860
地域密着型	6,071	982,287,414	5,340	890,673,226	2,518	610,996,205
特定施設	4,765	797,271,906	3,467	595,484,794	2,490	421,299,231
居宅サービス計画費	134,070	1,348,129,394	135,037	1,404,350,047	131,809	1,192,573,935
その他単品計	169,277	3,316,906,414	166,671	3,067,066,106	156,741	2,387,642,231
福祉用具購入費	2,083	58,059,816	1,890	51,569,040	2,158	59,847,885
住宅改修費	1,387	128,205,500	1,521	142,620,481	1,690	165,145,945
施設サービス費	31,591	8,355,488,225	31,240	8,021,870,411	30,419	8,758,379,827
介護老人福祉施設	15,227	3,770,692,466	15,418	3,697,786,463	14,631	3,947,389,517
介護老人保健施設	12,297	3,079,089,658	11,815	2,925,692,965	11,338	3,097,642,612
介護療養型医療施設	4,067	1,505,706,101	4,007	1,398,390,983	4,450	1,713,347,698
うち食費（再掲）	－	－	－	－	17,625	792,962,520
介護老人福祉施設	－	－	－	－	8,401	388,982,850
介護老人保健施設	－	－	－	－	6,588	278,274,600
介護療養型医療施設	－	－	－	－	2,636	125,705,070
特定入所者サービス費	26,305	775,712,840	25,487	732,404,240	10,448	285,440,864
審査支払手数料	464,328	39,235,709	452,728	40,632,328	435,483	39,084,590
高額介護サービス費	44,038	440,341,913	43,404	424,655,226	32,145	247,885,347
高額医療合算介護サービス費	－	－	－	－	－	－
合　　計	1,006,304	24,664,754,224	984,526	23,687,346,465	922,268	23,044,549,258

（2）令和4年度月別支給額及び平成23～令和3年度支給額

＊決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	44,148	1,797,569,738	44,234	1,784,076,025	45,313	1,832,554,047	46,063	1,854,254,618
（介護給付）	38,542	1,721,451,618	38,684	1,709,887,401	39,587	1,755,432,460	40,301	1,775,601,107
（予防給付）	5,606	76,118,120	5,550	74,188,624	5,726	77,121,587	5,762	78,653,511
訪問通所サービス	32,781	1,460,926,178	32,940	1,453,259,365	33,586	1,487,164,521	34,113	1,515,613,718
（介護給付）	27,936	1,399,016,869	28,137	1,392,807,419	28,633	1,424,405,277	29,136	1,451,038,841
（予防給付）	4,845	61,909,309	4,803	60,451,946	4,953	62,759,244	4,977	64,574,877
訪問介護	7,396	648,740,101	7,448	638,986,525	7,559	663,423,024	7,668	666,910,383
（介護給付）	7,396	648,740,101	7,448	638,986,525	7,559	663,423,024	7,668	666,910,383
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	316	17,996,562	319	17,912,752	306	17,853,629	326	18,377,145
（介護給付）	314	17,968,744	317	17,886,495	306	17,853,629	326	18,377,145
（予防給付）	2	27,818	2	26,257	0	0	0	0
訪問看護	4,070	154,446,309	4,112	149,263,451	4,116	151,448,488	4,370	164,601,118
（介護給付）	3,495	138,114,267	3,535	133,734,592	3,530	135,476,512	3,759	147,560,154
（予防給付）	575	16,332,042	577	15,528,859	586	15,971,976	611	17,040,964
訪問リハビリテーション	1,299	45,539,765	1,243	42,395,996	1,319	42,992,921	1,340	47,050,548
（介護給付）	1,067	38,014,405	1,027	35,703,075	1,082	36,090,921	1,120	40,148,720
（予防給付）	232	7,525,360	216	6,692,921	237	6,900,000	220	6,901,828
通所介護	4,216	309,913,227	4,301	319,402,819	4,482	324,955,225	4,437	326,015,252
（介護給付）	4,216	309,999,951	4,301	319,416,955	4,482	324,955,225	4,437	326,015,252
（予防給付）	0	−86,724	0	−14,136	0	0	0	0
通所リハビリテーション	2,058	130,293,390	2,137	130,600,268	2,197	130,400,939	2,256	135,768,746
（介護給付）	1,512	111,275,753	1,574	111,384,411	1,589	109,741,467	1,637	114,829,709
（予防給付）	546	19,017,637	563	19,215,857	608	20,659,472	619	20,939,037
福祉用具貸与	13,426	153,996,824	13,380	154,697,554	13,607	156,090,295	13,716	156,890,526
（介護給付）	9,936	134,903,648	9,935	135,695,366	10,085	136,864,499	10,189	137,197,478
（予防給付）	3,490	19,093,176	3,445	19,002,188	3,522	19,225,796	3,527	19,693,048
短期入所サービス（小計）	1,061	110,045,499	1,090	110,743,766	1,146	118,950,377	1,122	113,328,198
（介護給付）	1,044	109,403,208	1,078	110,377,748	1,131	118,294,595	1,105	112,671,367
（予防給付）	17	642,291	12	366,018	15	655,782	17	656,831
短期入所生活介護	975	103,284,276	1,004	103,737,937	1,039	109,841,705	1,017	104,483,940
（介護給付）	964	102,917,256	994	103,439,492	1,029	109,405,095	1,004	104,007,458
（予防給付）	11	367,020	10	298,445	10	436,610	13	476,482
短期入所療養介護	86	6,761,223	86	7,005,829	107	9,108,672	105	8,844,258
（介護給付・老健）	80	6,485,952	84	6,938,256	102	8,889,500	101	8,663,909
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	6	275,271	2	67,573	5	219,172	4	180,349
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	9,489	75,063,773	9,393	74,730,358	9,755	75,544,137	10,016	79,769,320
（介護給付）	8,861	70,655,052	8,777	70,423,624	9,114	71,134,934	9,362	75,193,099
（予防給付）	628	4,408,721	616	4,306,734	641	4,409,203	654	4,576,221
特定施設入居者生活介護	817	151,534,288	811	145,342,536	826	150,895,012	812	145,543,382
（介護給付）	701	142,376,489	692	136,278,610	709	141,597,654	698	136,697,800
（予防給付）	116	9,157,799	119	9,063,926	117	9,297,358	114	8,845,582
福祉用具購入	176	5,712,061	123	3,726,959	139	4,399,516	165	5,139,945
（介護給付）	126	4,400,047	83	2,803,235	96	3,202,667	118	3,967,180
（予防給付）	50	1,312,014	40	923,724	43	1,196,849	47	1,172,765
住宅改修費	149	11,709,684	108	9,332,090	136	10,597,045	115	9,145,160
（介護給付）	75	5,838,601	57	4,319,845	82	6,259,470	59	4,065,884
（予防給付）	74	5,871,083	51	5,012,245	54	4,337,575	56	5,079,276
介護予防支援・居宅介護支援	17,137	222,381,690	17,136	222,244,891	17,381	226,380,040	17,487	227,926,399
（居宅介護支援）	12,990	202,402,237	12,991	202,147,353	13,168	205,882,697	13,270	207,490,948
（介護予防支援）	4,147	19,979,453	4,145	20,097,538	4,213	20,497,343	4,217	20,435,451
地域密着型（介護予防）サービス	3,557	442,598,966	3,579	440,101,482	3,626	447,994,831	3,731	448,939,826
（介護給付）	3,530	440,687,762	3,551	438,093,383	3,599	446,227,139	3,705	447,369,477
（予防給付）	27	1,911,204	28	2,008,099	27	1,767,692	26	1,570,349
定期巡回・随時対応訪問介護看護	162	29,752,895	176	29,912,654	184	33,370,156	202	35,480,977
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	176	21,986,674	179	22,965,012	201	24,008,266	188	23,529,338
（介護給付）	176	21,986,674	179	22,965,012	201	24,008,266	188	23,529,338
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	317	63,844,158	319	65,682,630	320	64,444,541	316	63,101,232
（介護給付）	291	62,186,822	292	63,916,530	293	62,676,849	290	61,530,883
（予防給付）	26	1,657,336	27	1,766,100	27	1,767,692	26	1,570,349
認知症対応型共同生活介護	482	128,180,582	475	123,763,224	481	128,450,570	488	126,071,481
（介護給付）	481	127,926,714	474	123,521,225	481	128,450,570	488	126,071,481
（予防給付）	1	253,868	1	241,999	0	0	0	0
地域密着型特定施設	48	9,949,453	48	9,835,347	47	10,236,504	46	9,876,020
地域密着型介護老人福祉施設	70	21,171,286	72	20,333,666	73	21,870,830	72	20,340,052
複合型サービス	61	18,652,633	65	18,574,888	58	18,034,135	58	18,051,597
地域密着型通所介護	2,241	149,061,285	2,245	149,034,061	2,262	147,579,829	2,361	152,489,129
施設サービス	3,211	913,290,715	3,170	882,166,482	3,201	916,661,386	3,210	897,328,856
介護老人福祉施設	1,992	544,601,689	1,963	521,968,568	1,978	543,803,132	1,970	525,381,396
介護老人保健施設	1,183	356,208,140	1,151	342,176,495	1,157	351,363,896	1,162	344,850,095
介護療養型医療施設	17	5,597,917	18	6,082,013	18	5,921,179	18	5,863,580
介護医療院	19	6,882,969	38	11,939,406	48	15,573,179	60	21,233,785
特定入所者介護(予防)サービス費	2,559	73,588,769	2,578	71,593,425	2,620	74,510,846	2,585	72,153,188
（介護給付）	2,554	73,571,347	2,573	71,575,072	2,614	74,485,915	2,577	72,105,620
（予防給付）	5	17,422	5	18,353	6	24,931	8	47,568
計	70,937	3,466,851,623	70,928	3,413,241,354	72,416	3,513,097,711	73,356	3,514,887,992
（介護給付）	61,028	3,361,642,327	61,109	3,310,992,771	62,347	3,408,151,734	63,240	3,407,929,072
（予防給付）	9,909	105,209,296	9,819	102,248,583	10,069	104,945,977	10,116	106,958,920
高額介護(予防)サービス費	7,907	101,663,261	7,496	86,166,546	7,952	104,250,978	8,055	98,765,774
高額医療合算介護(予防)サービス費	13	443,283	113	4,035,998	656	22,091,935	1,087	35,765,492
審査支払手数料	67,753	3,502,829	67,820	3,506,293	69,208	3,578,053	70,155	3,627,013
合　計	146,610	3,572,460,996	146,357	3,506,950,191	150,232	3,643,018,677	152,653	3,653,046,271

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	45,479	1,822,964,663	45,305	1,817,416,941	45,480	1,808,632,939	46,265	1,882,499,886
（介護給付）	39,757	1,745,392,481	39,623	1,739,584,283	39,800	1,731,480,374	40,484	1,803,983,250
（予防給付）	5,722	77,572,182	5,682	77,832,658	5,680	77,152,565	5,781	78,516,636
訪問通所サービス	33,625	1,476,038,184	33,633	1,481,870,019	33,682	1,473,214,770	34,079	1,520,640,866
（介護給付）	28,683	1,412,741,900	28,719	1,417,782,735	28,734	1,409,157,161	29,087	1,456,327,057
（予防給付）	4,942	63,296,284	4,914	64,087,284	4,948	64,057,609	4,992	64,313,809
訪問介護	7,569	662,419,719	7,643	667,205,666	7,569	654,762,403	7,604	677,575,423
（介護給付）	7,569	662,419,719	7,643	667,205,666	7,569	654,762,403	7,604	677,575,423
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	316	18,064,333	312	18,131,045	325	18,645,614	306	18,168,648
（介護給付）	315	18,017,783	311	18,112,422	323	18,607,317	305	18,149,832
（予防給付）	1	46,550	1	18,623	2	38,297	1	18,816
訪問看護	4,209	155,276,115	4,297	161,577,878	4,311	158,692,467	4,389	158,687,880
（介護給付）	3,622	139,273,336	3,690	144,643,633	3,703	141,518,012	3,782	142,123,177
（予防給付）	587	16,002,779	607	16,934,245	608	17,174,455	607	16,564,703
訪問リハビリテーション	1,287	42,738,758	1,307	43,434,083	1,318	44,807,156	1,350	45,711,134
（介護給付）	1,062	36,147,692	1,080	36,687,502	1,088	37,855,181	1,119	38,725,580
（予防給付）	225	6,591,066	227	6,746,581	230	6,951,975	231	6,985,554
通所介護	4,412	311,848,266	4,231	302,975,791	4,347	314,841,598	4,344	324,802,436
（介護給付）	4,412	311,941,827	4,231	302,980,503	4,347	314,937,322	4,344	324,802,436
（予防給付）	0	−93,561	0	−4,712	0	−95,724	0	0
通所リハビリテーション	2,215	128,885,171	2,194	130,950,027	2,170	125,520,972	2,229	135,543,402
（介護給付）	1,581	107,413,443	1,573	109,765,894	1,550	104,582,991	1,596	113,973,209
（予防給付）	634	21,471,728	621	21,184,133	620	20,937,981	633	21,570,193
福祉用具貸与	13,617	156,805,822	13,649	157,595,529	13,642	155,944,560	13,857	160,151,943
（介護給付）	10,122	137,528,100	10,191	138,387,115	10,154	136,893,935	10,337	140,977,400
（予防給付）	3,495	19,277,722	3,458	19,208,414	3,488	19,050,625	3,520	19,174,543
短期入所サービス（小計）	1,134	116,428,946	1,058	107,985,336	1,145	114,690,585	1,187	123,851,689
（介護給付）	1,119	115,828,470	1,043	107,386,078	1,133	114,243,845	1,173	123,190,774
（予防給付）	15	600,476	15	599,258	12	446,740	14	660,915
短期入所生活介護	1,028	107,787,961	977	101,778,048	1,050	106,779,445	1,080	114,388,648
（介護給付）	1,021	107,529,524	966	101,350,691	1,042	106,540,253	1,069	113,880,862
（予防給付）	7	258,437	11	427,357	8	239,192	11	507,786
短期入所療養介護	106	8,640,985	81	6,207,288	95	7,911,140	107	9,463,041
（介護給付・老健）	98	8,298,946	77	6,035,387	91	7,703,592	104	9,309,912
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	8	342,039	4	171,901	4	207,548	3	153,129
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	9,902	78,311,846	9,796	75,422,254	9,861	79,177,876	10,172	81,082,463
（介護給付）	9,250	73,776,329	9,151	70,928,534	9,246	74,754,453	9,506	76,314,690
（予防給付）	652	4,535,517	645	4,493,720	615	4,423,423	666	4,767,773
特定施設入居者生活介護	818	152,185,687	818	152,139,332	792	141,549,708	827	156,924,868
（介護給付）	705	143,045,782	710	143,486,936	687	133,324,915	718	148,150,729
（予防給付）	113	9,139,905	108	8,652,396	105	8,224,793	109	8,774,139
福祉用具購入	142	4,269,080	147	4,696,589	115	4,108,697	148	4,456,774
（介護給付）	106	3,187,771	97	3,389,250	84	3,110,677	99	3,114,057
（予防給付）	36	1,081,309	50	1,307,339	31	998,020	49	1,342,717
住宅改修費	130	11,073,660	112	8,645,263	105	9,849,610	138	11,204,391
（介護給付）	77	5,705,780	68	5,119,902	57	5,284,315	86	7,264,165
（予防給付）	53	5,367,880	44	3,525,361	48	4,565,295	52	3,940,226
介護予防支援・居宅介護支援	17,436	226,566,150	17,371	224,949,714	17,536	228,139,554	17,739	231,719,497
（居宅介護支援）	13,198	206,019,640	13,173	204,671,528	13,311	207,734,388	13,482	211,164,180
（介護予防支援）	4,238	20,546,510	4,198	20,278,186	4,225	20,405,166	4,257	20,555,317
地域密着型（介護予防）サービス	3,607	443,667,286	3,658	440,941,333	3,638	442,883,502	3,751	458,436,212
（介護給付）	3,580	442,025,970	3,633	439,317,412	3,611	441,145,542	3,720	456,605,034
（予防給付）	27	1,641,316	25	1,623,921	27	1,737,960	31	1,831,178
定期巡回・随時対応訪問介護看護	190	34,921,905	190	35,176,965	206	38,646,579	202	39,364,232
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	185	22,198,424	185	22,203,629	186	21,487,967	197	23,613,068
（介護給付）	185	22,198,424	185	22,203,629	186	21,487,967	197	23,613,068
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	319	64,121,207	316	63,977,591	336	67,274,434	305	61,035,980
（介護給付）	292	62,479,891	291	62,353,670	309	65,536,474	274	59,204,802
（予防給付）	27	1,641,316	25	1,623,921	27	1,737,960	31	1,831,178
認知症対応型共同生活介護	483	130,496,393	481	129,185,795	486	125,862,869	484	132,098,454
（介護給付）	483	130,496,393	481	129,185,795	486	125,862,869	484	132,098,454
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	48	9,921,432	48	9,845,301	46	9,377,620	45	9,464,723
地域密着型介護老人福祉施設	70	20,733,531	67	19,679,569	73	20,785,994	66	20,317,716
複合型サービス	56	17,447,753	59	18,356,571	61	18,010,076	59	18,413,887
地域密着型通所介護	2,256	143,826,641	2,312	142,515,912	2,244	141,437,963	2,393	154,128,152
施設サービス	3,240	942,768,895	3,189	924,452,131	3,236	909,296,121	3,236	939,422,561
介護老人福祉施設	2,004	555,096,298	1,968	543,023,761	1,970	531,570,504	1,959	548,034,795
介護老人保健施設	1,154	357,206,044	1,151	355,127,515	1,180	347,421,796	1,196	363,986,229
介護療養型医療施設	20	6,546,023	17	5,490,665	18	5,948,619	21	6,518,543
介護医療院	62	23,920,530	53	20,810,190	68	24,355,202	60	20,882,994
特定入所者介護(予防)サービス費	2,604	75,438,706	2,464	70,973,069	2,585	71,944,775	2,607	73,576,493
（介護給付）	2,600	75,420,983	2,459	70,942,577	2,580	71,908,981	2,602	73,540,453
（予防給付）	4	17,723	5	30,492	5	35,794	5	36,040
計	72,638	3,526,748,440	72,246	3,492,075,040	72,695	3,474,855,198	73,884	3,601,315,814
（介護給付）	62,558	3,420,521,520	62,242	3,387,477,083	62,679	3,369,960,398	63,709	3,495,093,700
（予防給付）	10,080	106,226,920	10,004	104,597,957	10,016	104,894,800	10,175	106,222,114
高額介護(予防)サービス費	8,207	103,596,538	8,182	101,170,650	8,281	104,060,759	8,149	104,328,531
高額医療合算介護(予防)サービス費	1,826	61,878,454	1,241	42,719,190	261	9,134,149	33	1,186,164
審査支払手数料	69,438	3,589,944	69,209	3,578,105	69,588	3,597,698	70,671	3,653,690
合　計	152,109	3,695,813,376	150,878	3,639,542,985	150,825	3,591,647,804	152,737	3,710,484,199

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	46,392	1,856,592,238	46,698	1,874,688,249	46,265	1,797,151,378	45,952	1,767,898,404
（介護給付）	40,596	1,777,386,736	40,894	1,796,334,677	40,478	1,720,142,759	40,192	1,691,695,236
（予防給付）	5,796	79,205,502	5,804	78,353,572	5,787	77,008,619	5,760	76,203,168
訪問通所サービス	34,262	1,513,268,598	34,602	1,526,644,032	34,122	1,460,210,043	34,118	1,446,483,025
（介護給付）	29,235	1,447,439,623	29,572	1,461,863,570	29,119	1,396,860,099	29,136	1,383,525,734
（予防給付）	5,027	65,828,975	5,030	64,780,462	5,003	63,349,944	4,982	62,957,291
訪問介護	7,616	666,363,491	7,677	681,660,549	7,591	670,167,837	7,636	649,495,260
（介護給付）	7,616	666,363,491	7,677	681,660,549	7,591	670,167,837	7,636	649,495,260
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	320	18,377,452	306	18,130,695	337	18,758,301	317	17,283,537
（介護給付）	319	18,368,045	306	18,130,695	337	18,758,301	315	17,260,843
（予防給付）	1	9,407	0	0	0	0	2	22,694
訪問看護	4,404	160,884,889	4,444	163,336,831	4,460	158,234,316	4,501	155,127,307
（介護給付）	3,774	143,062,665	3,830	146,158,930	3,846	142,172,737	3,867	138,389,000
（予防給付）	630	17,822,224	614	17,177,901	614	16,061,579	634	16,738,307
訪問リハビリテーション	1,318	44,715,066	1,313	43,437,902	1,251	39,672,040	1,235	39,558,586
（介護給付）	1,091	37,890,288	1,083	36,801,851	1,028	33,295,160	1,021	33,236,841
（予防給付）	227	6,824,778	230	6,636,051	223	6,376,880	214	6,321,745
通所介護	4,521	332,253,071	4,670	329,093,407	4,416	293,736,671	4,454	304,332,240
（介護給付）	4,521	332,253,071	4,670	329,189,131	4,416	293,736,671	4,454	304,332,240
（予防給付）	0	0	0	−95,724	0	0	0	0
通所リハビリテーション	2,220	131,595,625	2,248	131,343,935	2,154	120,014,969	2,116	120,910,207
（介護給付）	1,574	109,679,604	1,594	109,429,036	1,518	98,627,798	1,503	100,427,534
（予防給付）	646	21,916,021	654	21,914,899	636	21,387,171	613	20,482,673
福祉用具貸与	13,863	159,079,004	13,944	159,640,713	13,913	159,625,909	13,859	159,775,888
（介護給付）	10,340	139,822,459	10,412	140,493,378	10,383	140,101,595	10,340	140,384,016
（予防給付）	3,523	19,256,545	3,532	19,147,335	3,530	19,524,314	3,519	19,391,872
短期入所サービス（小計）	1,166	116,431,888	1,202	118,264,338	1,096	108,853,426	1,165	110,008,185
（介護給付）	1,151	115,909,173	1,191	117,827,872	1,085	108,376,853	1,143	109,292,234
（予防給付）	15	522,715	11	436,466	11	476,573	22	715,951
短期入所生活介護	1,072	107,604,111	1,112	110,964,296	990	99,342,866	1,073	102,759,482
（介護給付）	1,060	107,204,544	1,105	110,690,165	982	99,081,731	1,053	102,129,444
（予防給付）	12	399,567	7	274,131	8	261,135	20	630,038
短期入所療養介護	94	8,827,777	90	7,300,042	106	9,510,560	92	7,248,703
（介護給付・老健）	91	8,704,629	86	7,137,707	103	9,295,122	90	7,162,790
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	3	123,148	4	162,335	3	215,438	2	85,913
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	10,164	80,400,387	10,104	80,080,391	10,259	79,852,879	9,889	78,479,331
（介護給付）	9,517	75,856,519	9,448	75,526,040	9,590	75,213,924	9,242	73,938,455
（予防給付）	647	4,543,868	656	4,554,351	669	4,638,955	647	4,540,876
特定施設入居者生活介護	800	146,491,365	790	149,699,488	788	148,235,030	780	132,927,863
（介護給付）	693	138,181,421	683	141,117,195	684	139,691,883	671	124,938,813
（予防給付）	107	8,309,944	107	8,582,293	104	8,543,147	109	7,989,050
福祉用具購入	160	5,396,688	175	6,359,216	129	4,775,745	129	4,366,093
（介護給付）	100	3,714,772	121	4,635,659	88	3,296,502	93	3,349,852
（予防給付）	60	1,681,916	54	1,723,557	41	1,479,243	36	1,016,241
住宅改修費	127	10,144,889	132	11,317,870	104	8,552,505	121	10,304,807
（介護給付）	74	5,717,778	75	6,273,268	60	5,086,880	61	5,209,618
（予防給付）	53	4,427,111	57	5,044,602	44	3,465,625	60	5,095,189
介護予防支援・居宅介護支援	17,713	231,325,186	17,860	233,379,880	17,669	229,945,589	17,374	226,673,148
（居宅介護支援）	13,422	210,507,847	13,549	212,480,073	13,394	209,377,393	13,123	206,150,288
（介護予防支援）	4,291	20,817,339	4,311	20,899,807	4,275	20,568,196	4,251	20,522,860
地域密着型（介護予防）サービス	3,752	447,576,423	3,798	450,767,041	3,786	446,033,234	3,717	416,173,489
（介護給付）	3,719	445,441,682	3,771	448,989,601	3,759	444,296,176	3,692	414,493,086
（予防給付）	33	2,134,741	27	1,777,440	27	1,737,058	25	1,680,403
定期巡回・随時対応訪問介護看護	211	40,131,800	208	40,593,512	211	39,785,774	206	39,595,498
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	175	20,700,948	170	19,966,981	165	19,204,790	169	17,654,100
（介護給付）	175	20,700,948	170	19,966,981	165	19,204,790	169	17,654,100
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	320	62,360,717	305	62,726,820	362	73,074,826	311	63,412,804
（介護給付）	287	60,225,976	278	60,949,380	335	71,337,768	286	61,732,401
（予防給付）	33	2,134,741	27	1,777,440	27	1,737,058	25	1,680,403
認知症対応型共同生活介護	477	125,937,354	480	130,562,848	473	128,462,643	452	110,404,257
（介護給付）	477	125,937,354	480	130,562,848	473	128,462,643	452	110,404,257
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	49	10,340,118	45	9,758,259	47	10,238,279	45	8,770,611
地域密着型介護老人福祉施設	67	19,721,421	69	20,991,865	66	19,844,516	67	17,875,220
複合型サービス	52	16,770,485	61	17,635,919	56	16,894,245	51	16,271,266
地域密着型通所介護	2,401	151,613,580	2,460	148,530,837	2,406	138,528,161	2,416	142,189,733
施設サービス	3,213	910,326,891	3,215	936,017,901	3,222	935,242,486	3,200	854,966,246
介護老人福祉施設	1,981	538,400,318	1,972	552,943,414	1,977	553,142,258	1,941	496,056,216
介護老人保健施設	1,154	345,759,518	1,158	354,013,317	1,159	351,628,034	1,171	331,144,132
介護療養型医療施設	19	6,238,783	21	6,849,760	20	6,354,413	18	4,917,655
介護医療院	59	19,928,272	64	22,211,410	66	24,117,781	70	22,848,243
特定入所者介護(予防)サービス費	2,559	70,650,457	2,589	73,066,723	2,559	72,913,601	2,550	65,943,541
（介護給付）	2,555	70,630,633	2,587	73,054,134	2,554	72,888,962	2,541	65,914,116
（予防給付）	4	19,824	2	12,589	5	24,639	9	29,425
計	73,916	3,532,012,772	74,467	3,585,596,880	73,734	3,494,614,538	73,043	3,346,325,728
（介護給付）	63,679	3,423,726,339	64,212	3,477,785,313	63,555	3,390,331,158	62,902	3,241,778,442
（予防給付）	10,237	108,286,433	10,255	107,811,567	10,179	104,283,380	10,141	104,547,286
高額介護（予防）サービス費	8,088	101,421,801	8,059	106,961,809	8,129	104,980,046	8,130	105,388,142
高額医療合算介護（予防）サービス費	21	491,258	14	639,359	14	497,620	6	224,521
審査支払手数料	70,762	3,658,394	71,257	3,683,986	70,641	3,652,139	69,936	3,615,690
合　計	152,787	3,637,584,225	153,797	3,696,882,034	152,518	3,603,744,343	151,115	3,455,554,081

	令和4年度合計 A		令和3年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	547, 594	21,896,299,126	526, 887	21,438,319,603	103.9%	102.1%
(介護給付)	478, 938	20,968,372,382	458, 597	20,509,591,043	104.4%	102.2%
(予防給付)	68, 656	927,926,744	68, 290	928,728,560	100.5%	99.9%
訪問通所サービス	405, 543	17,815,333,319	392, 514	17,414,637,348	103.3%	102.3%
(介護給付)	346, 127	17,052,966,285	333, 409	16,652,911,671	103.8%	102.4%
(予防給付)	59, 416	762,367,034	59, 105	761,725,677	100.5%	100.1%
訪問介護	90, 976	7,947,710,381	88, 820	7,687,589,683	102.4%	103.4%
(介護給付)	90, 976	7,947,710,381	88, 820	7,687,589,683	102.4%	103.4%
(予防給付)	0	0	0	0	－	－
訪問入浴介護	3, 806	217,699,713	3, 937	229,750,612	96.7%	94.8%
(介護給付)	3, 794	217,491,251	3, 919	229,281,556	96.8%	94.9%
(予防給付)	12	208,462	18	469,056	66.7%	44.4%
訪問看護	51, 683	1,891,577,049	47, 838	1,763,056,087	108.0%	107.3%
(介護給付)	44, 433	1,692,227,015	40, 603	1,564,929,045	109.4%	108.1%
(予防給付)	7, 250	199,350,034	7, 235	198,127,042	100.2%	100.6%
訪問リハビリテーション	15, 580	522,053,955	15, 588	523,149,784	99.9%	99.8%
(介護給付)	12, 868	440,597,216	12, 687	436,420,229	101.4%	101.0%
(予防給付)	2, 712	81,456,739	2, 901	86,729,555	93.5%	93.9%
通所介護	52, 831	3,794,170,003	51, 678	3,804,521,512	102.2%	99.7%
(介護給付)	52, 831	3,794,560,584	51, 678	3,805,153,748	102.2%	99.7%
(予防給付)	0	−390,581	0	−632,236	－	61.8%
通所リハビリテーション	26, 194	1,551,827,651	25, 719	1,581,813,338	101.8%	98.1%
(介護給付)	18, 801	1,301,130,849	18, 578	1,335,759,922	101.2%	97.4%
(予防給付)	7, 393	250,696,802	7, 141	246,053,416	103.5%	101.9%
福祉用具貸与	164, 473	1,890,294,567	158, 934	1,824,756,332	103.5%	103.6%
(介護給付)	122, 424	1,659,248,989	117, 124	1,593,777,488	104.5%	104.1%
(予防給付)	42, 049	231,045,578	41, 810	230,978,844	100.6%	100.0%
短期入所サービス(小計)	13, 572	1,369,582,233	13, 111	1,383,594,112	103.5%	99.0%
(介護給付)	13, 396	1,362,802,217	12, 941	1,377,030,911	103.5%	99.0%
(予防給付)	176	6,780,016	170	6,563,201	103.5%	103.3%
短期入所生活介護	12, 417	1,272,752,715	12, 030	1,295,000,637	103.2%	98.3%
(介護給付)	12, 289	1,268,176,515	11, 889	1,289,459,112	103.4%	98.3%
(予防給付)	128	4,576,200	141	5,541,525	90.8%	82.6%
短期入所療養介護	1, 155	96,829,518	1, 081	88,593,475	106.8%	109.3%
(介護給付・老健)	1, 107	94,625,702	1, 051	87,555,109	105.3%	108.1%
(介護給付・病院等)	0	0	1	16,690	0.0%	0.0%
(予防給付・老健)	48	2,203,816	29	1,021,676	165.5%	215.7%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	－	－
居宅療養管理指導	118, 800	937,915,015	111, 542	878,495,318	106.5%	106.8%
(介護給付)	111, 064	883,715,653	103, 902	825,002,958	106.9%	107.1%
(予防給付)	7, 736	54,199,362	7, 640	53,492,360	101.3%	101.3%
特定施設入居者生活介護	9, 679	1,773,468,559	9, 720	1,761,592,825	99.6%	100.7%
(介護給付)	8, 351	1,668,888,227	8, 345	1,654,645,503	100.1%	100.9%
(予防給付)	1, 328	104,580,332	1, 375	106,947,322	96.6%	97.8%
福祉用具購入	1, 748	57,407,363	1, 927	59,872,723	90.7%	95.9%
(介護給付)	1, 211	42,171,669	1, 392	45,365,318	87.0%	93.0%
(予防給付)	537	15,235,694	535	14,507,405	100.4%	105.0%
住宅改修費	1, 477	121,876,974	1, 585	131,021,684	93.2%	93.0%
(介護給付)	831	66,145,506	897	71,316,770	92.6%	92.7%
(予防給付)	646	55,731,468	688	59,704,914	93.9%	93.3%
介護予防支援・居宅介護支援	209, 839	2,731,631,738	203, 810	2,631,673,001	103.0%	103.8%
(居宅介護支援)	159, 071	2,486,028,572	153, 416	2,388,951,791	103.7%	104.1%
(介護予防支援)	50, 768	245,603,166	50, 394	242,721,210	100.7%	101.2%
地域密着型(介護予防)サービス	44, 200	5,326,113,625	41, 885	5,184,209,957	105.5%	102.7%
(介護給付)	43, 870	5,304,692,264	41, 568	5,162,161,443	105.5%	102.8%
(予防給付)	330	21,421,361	317	22,048,514	104.1%	97.2%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	2, 348	436,732,947	1, 814	340,829,344	129.4%	128.1%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	－	－
認知症対応型通所介護	2, 176	259,519,197	2, 219	261,874,172	98.1%	99.1%
(介護給付)	2, 176	259,519,197	2, 219	261,874,172	98.1%	99.1%
(予防給付)	0	0	0	0	－	－
小規模多機能型居宅介護	3, 846	775,056,940	3, 760	763,898,709	102.3%	101.5%
(介護給付)	3, 518	754,131,446	3, 448	742,924,317	102.0%	101.5%
(予防給付)	328	20,925,494	312	20,974,392	105.1%	99.8%
認知症対応型共同生活介護	5, 742	1,519,476,470	5, 840	1,525,982,282	98.3%	99.6%
(介護給付)	5, 740	1,518,980,603	5, 835	1,524,908,160	98.4%	99.6%
(予防給付)	2	495,867	5	1,074,122	40.0%	46.2%
地域密着型特定施設	562	117,613,667	588	121,617,540	95.6%	96.7%
地域密着型介護老人福祉施設	832	243,665,666	850	244,295,524	97.9%	99.7%
複合型サービス	697	213,113,455	710	211,953,801	98.2%	100.5%
地域密着型通所介護	27, 997	1,760,935,283	26, 104	1,713,758,585	107.3%	102.8%
施設サービス	38, 543	10,961,940,671	37, 498	10,521,809,662	102.8%	104.2%
介護老人福祉施設	23, 675	6,454,022,349	23, 207	6,254,880,876	102.0%	103.2%
介護老人保健施設	13, 976	4,200,885,211	13, 886	4,122,738,942	100.6%	101.9%
介護療養型医療施設	225	72,329,150	274	95,837,255	82.1%	75.5%
介護医療院	667	234,703,961	131	48,352,589	509.2%	485.4%
特定入所者介護(予防)サービス費	30, 859	866,353,593	31, 882	989,811,406	96.8%	87.5%
(介護給付)	30, 796	866,038,793	31, 814	989,196,933	96.8%	87.5%
(予防給付)	63	314,800	68	614,473	92.6%	51.2%
計	874, 260	41,961,623,090	845, 474	40,956,718,036	103.4%	102.5%
(介護給付)	753, 260	40,695,389,857	725, 182	39,688,392,960	103.9%	102.5%
(予防給付)	121, 000	1,266,233,233	120, 292	1,268,325,076	100.6%	99.8%
高額介護(予防)サービス費	96, 635	1,222,754,835	94, 803	1,201,518,331	101.9%	101.8%
高額医療合算介護(予防)サービス費	5, 285	179,107,423	5, 117	179,429,819	103.3%	99.8%
審査支払手数料	836, 438	43,243,834	806, 192	40,466,333	103.8%	106.9%
合　計	1, 812, 618	43,406,729,182	1, 751, 586	42,378,132,519	103.5%	102.4%

	令和2年度合計		令和元年度合計		平成30年度合計		平成29年度合計		平成28年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	504,801	20,482,432,507	496,508	20,013,340,551	476,451	19,174,813,538	486,354	19,535,605,730	504,427	19,449,351,346
（介護給付）	438,073	19,574,924,966	430,955	19,116,351,116	418,394	18,404,728,970	402,030	18,096,926,341	384,962	17,130,292,108
（予防給付）	66,728	907,507,541	65,553	896,989,435	58,057	770,084,568	84,324	1,438,679,389	119,465	2,319,059,238
訪問通所サービス	378,371	16,610,940,252	376,137	16,211,340,579	363,232	15,633,994,193	383,443	16,176,998,270	408,313	16,255,974,901
（介護給付）	320,639	15,870,403,803	319,607	15,477,502,900	313,002	14,997,763,459	306,247	14,870,604,744	295,279	14,058,588,494
（予防給付）	57,732	740,536,449	56,530	733,837,679	50,230	636,230,734	77,196	1,306,393,526	113,034	2,197,386,407
訪問介護	86,122	7,291,755,258	84,233	6,782,751,042	84,609	6,590,642,607	104,096	6,926,145,571	122,168	6,798,678,219
（介護給付）	86,122	7,291,755,258	84,233	6,782,751,042	84,594	6,590,405,967	84,438	6,532,344,747	81,983	6,004,496,810
（予防給付）	0	0	0	0	15	236,640	19,658	393,800,824	40,185	794,181,409
訪問入浴介護	3,619	213,582,001	3,475	201,755,796	3,591	211,482,991	3,543	203,809,387	3,451	198,490,872
（介護給付）	3,606	213,294,190	3,463	201,440,180	3,576	211,094,145	3,520	203,214,068	3,408	197,170,334
（予防給付）	13	287,811	12	315,616	15	388,846	23	595,319	43	1,320,538
訪問看護	43,344	1,565,883,107	41,598	1,518,342,712	39,089	1,436,654,145	35,703	1,307,564,160	33,539	1,243,397,368
（介護給付）	36,730	1,384,787,459	35,131	1,338,428,121	33,354	1,275,166,276	30,983	1,173,485,851	28,981	1,110,719,928
（予防給付）	6,614	181,095,648	6,467	179,914,591	5,735	161,487,869	4,720	134,078,309	4,558	132,677,440
訪問リハビリテーション	14,318	484,018,228	13,597	455,532,877	12,628	415,983,655	12,029	398,960,438	10,398	334,233,169
（介護給付）	11,657	399,531,460	11,188	379,539,927	10,596	353,147,945	10,130	341,969,826	8,734	285,416,419
（予防給付）	2,661	84,486,768	2,409	75,992,950	2,032	62,835,710	1,899	56,990,612	1,664	48,816,750
通所介護	52,196	3,801,157,487	57,750	4,053,578,633	57,595	3,941,269,775	69,994	4,336,789,106	90,508	4,861,966,242
（介護給付）	52,196	3,802,612,587	57,752	4,054,690,660	57,576	3,941,525,408	57,551	3,989,184,801	58,423	3,971,109,452
（予防給付）	0	−1,455,100	−2	−1,112,027	19	−255,633	12,443	347,604,305	32,085	890,856,790
通所リハビリテーション	25,540	1,518,561,509	26,919	1,549,787,718	24,308	1,454,858,902	23,810	1,492,796,185	21,838	1,400,251,138
（介護給付）	18,287	1,271,981,339	19,169	1,290,243,068	18,147	1,244,435,916	18,026	1,301,520,600	16,906	1,237,077,702
（予防給付）	7,253	246,580,170	7,750	259,544,650	6,161	210,422,986	5,784	191,275,585	4,932	163,173,436
福祉用具貸与	153,232	1,735,982,662	148,565	1,649,591,801	141,412	1,583,102,118	134,268	1,510,933,423	126,411	1,418,957,893
（介護給付）	112,041	1,506,441,510	108,671	1,430,409,902	105,159	1,381,987,802	101,599	1,328,884,851	96,844	1,252,597,849
（予防給付）	41,191	229,541,152	39,894	219,181,899	36,253	201,114,316	32,669	182,048,572	29,567	166,360,044
短期入所サービス（小計）	13,316	1,426,748,068	16,375	1,589,672,710	16,656	1,580,859,076	16,178	1,522,773,659	16,015	1,499,597,680
（介護給付）	13,126	1,419,235,634	16,099	1,580,542,295	16,405	1,573,193,837	15,912	1,513,094,697	15,765	1,492,003,390
（予防給付）	190	7,512,434	276	9,130,415	251	7,665,239	266	9,678,962	250	7,594,290
短期入所生活介護	12,231	1,330,777,641	15,051	1,474,724,974	15,268	1,468,810,266	14,720	1,408,839,812	14,626	1,384,096,934
（介護給付）	12,052	1,323,598,330	14,792	1,466,099,568	15,029	1,461,614,676	14,456	1,399,416,569	14,393	1,377,029,506
（予防給付）	179	7,179,311	259	8,625,406	239	7,195,590	264	9,423,243	233	7,067,428
短期入所療養介護	1,085	95,970,427	1,324	114,947,736	1,388	112,048,810	1,456	113,933,847	1,389	115,500,746
（介護給付・老健）	1,074	95,637,304	1,307	114,442,727	1,376	111,579,161	1,432	112,794,365	1,372	114,973,884
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	2	255,719	0	0
（予防給付・老健）	11	333,123	17	505,009	12	469,649	22	883,763	17	526,862
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	103,882	811,476,879	95,494	743,328,357	89,044	682,764,126	79,558	614,255,100	73,386	557,304,953
（介護給付）	96,473	758,657,971	88,112	690,617,684	82,608	636,424,438	73,813	571,630,470	68,251	518,912,365
（予防給付）	7,409	52,818,908	7,382	52,710,673	6,436	46,339,688	5,745	42,624,630	5,135	38,392,588
特定施設入居者生活介護	9,232	1,633,267,308	8,502	1,468,998,905	7,519	1,277,196,143	7,175	1,221,578,701	6,713	1,136,473,812
（介護給付）	7,835	1,526,627,558	7,137	1,367,688,237	6,379	1,197,347,236	6,058	1,141,596,430	5,667	1,060,787,859
（予防給付）	1,397	106,639,750	1,365	101,310,668	1,140	79,848,907	1,117	79,982,271	1,046	75,685,953
福祉用具購入	1,817	59,362,595	1,901	59,767,038	1,796	55,124,774	1,944	59,802,935	2,030	59,587,353
（介護給付）	1,271	43,674,356	1,297	43,106,603	1,249	40,346,041	1,346	43,917,518	1,406	43,125,238
（予防給付）	546	15,688,239	604	16,660,435	547	14,778,733	598	15,885,417	624	16,462,115
住宅改修費	1,432	121,800,306	1,808	146,809,462	1,650	131,768,712	1,776	148,113,774	1,805	148,082,842
（介護給付）	830	69,802,026	1,038	80,853,836	958	76,636,136	1,029	84,923,623	1,042	84,476,162
（予防給付）	602	51,998,280	770	65,955,626	692	55,132,576	747	63,190,151	763	63,606,680
介護予防支援・居宅介護支援	197,312	2,478,954,766	194,065	2,419,810,162	186,887	2,336,902,684	197,289	2,315,390,518	211,743	2,351,762,363
（居宅介護支援）	147,667	2,245,967,342	145,894	2,193,318,275	143,392	2,132,497,077	141,187	2,052,471,538	136,916	1,999,564,742
（介護予防支援）	49,645	232,987,424	48,171	226,491,887	43,495	204,405,607	56,102	262,918,980	74,827	352,197,621
地域密着型（介護予防）サービス	40,933	5,105,533,805	42,314	4,946,286,769	40,973	4,688,691,947	38,394	4,314,297,399	34,681	3,880,322,463
（介護給付）	40,576	5,082,190,090	41,911	4,921,115,376	40,622	4,664,932,210	38,130	4,297,284,271	34,485	3,867,764,226
（予防給付）	357	23,343,715	403	25,171,393	351	23,759,737	264	17,013,128	196	12,558,237
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1,738	316,406,933	1,724	302,777,240	1,551	264,147,619	916	148,743,973	924	143,549,423
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,422	281,357,757	2,823	305,595,303	2,853	309,316,120	2,927	327,203,065	2,881	312,716,150
（介護給付）	2,421	281,347,266	2,813	304,952,056	2,838	308,074,326	2,912	326,463,561	2,862	312,293,191
（予防給付）	1	10,491	10	643,247	15	1,241,794	15	739,504	19	422,959
小規模多機能型居宅介護	3,974	786,786,923	3,946	746,093,887	3,480	629,570,758	2,894	542,812,153	2,486	465,430,415
（介護給付）	3,623	764,297,210	3,553	721,565,741	3,160	610,661,010	2,651	527,838,877	2,312	454,708,035
（予防給付）	351	22,489,713	393	24,528,146	320	18,909,748	243	14,973,276	174	10,722,380
認知症対応型共同生活介護	5,754	1,499,030,221	5,524	1,413,863,622	5,416	1,358,317,325	5,213	1,308,827,946	4,975	1,232,521,392
（介護給付）	5,749	1,498,186,710	5,524	1,413,863,622	5,400	1,354,709,130	5,207	1,307,527,598	4,969	1,231,108,494
（予防給付）	5	843,511	0	0	16	3,608,195	6	1,300,348	6	1,412,898
地域密着型特定施設	567	114,514,480	557	109,906,231	557	111,077,816	490	99,266,802	495	95,849,275
地域密着型介護老人福祉施設	860	242,632,643	863	239,579,932	874	244,156,013	877	237,729,851	851	226,864,756
複合型サービス	691	208,146,770	644	194,890,151	659	189,709,197	545	122,295,406	186	41,180,896
地域密着型通所介護	24,927	1,656,658,078	26,233	1,633,580,403	25,583	1,582,397,099	24,532	1,527,418,203	21,886	1,362,210,156
施設サービス	36,149	10,030,119,630	34,825	9,477,080,497	34,591	9,134,898,005	32,542	8,447,292,974	32,158	8,298,981,685
介護老人福祉施設	22,293	5,954,770,954	21,200	5,571,313,778	21,039	5,383,451,172	19,475	4,889,366,854	18,896	4,651,787,315
介護老人保健施設	13,516	3,947,540,350	13,354	3,803,545,934	13,255	3,648,513,309	12,578	3,379,663,720	12,336	3,298,176,045
介護療養型医療施設	265	99,910,067	215	80,387,976	285	98,667,889	489	178,262,400	926	349,018,325
介護医療院	75	27,898,259	56	21,832,809						
特定入所者介護（予防）サービス費	33,173	1,133,319,058	33,510	1,087,923,352	32,794	1,035,497,306	32,378	990,760,782	31,689	1,030,431,975
（介護給付）	33,077	1,132,288,104	33,387	1,087,031,298	32,706	1,034,947,456	32,222	989,903,172	31,597	1,029,822,905
（予防給付）	96	1,030,954	123	892,054	88	549,850	156	857,610	92	609,070
計	815,617	39,411,522,667	804,931	38,151,017,831	775,142	36,557,696,966	790,677	35,811,264,112	818,533	35,218,520,027
（介護給付）	697,643	38,178,966,514	689,307	36,918,857,001	671,912	35,488,985,895	648,486	34,012,719,437	622,566	32,454,027,066
（予防給付）	117,974	1,232,556,153	115,624	1,232,160,830	103,230	1,068,711,071	142,191	1,798,544,675	195,967	2,764,492,961
高額介護（予防）サービス費	93,302	1,170,584,090	82,983	1,061,373,163	83,715	960,029,639	80,848	899,846,921	79,881	858,070,076
高額医療合算介護（予防）サービス費	5,053	173,155,791	4,745	169,364,931	2,757	87,768,292	6,028	201,072,117	2,411	74,974,904
審査支払手数料	775,211	41,861,394	763,673	41,238,342	734,439	39,659,706	750,722	33,782,490	779,071	35,058,195
合　計	1,689,183	40,797,123,942	1,656,332	39,422,994,267	1,596,053	37,645,154,603	1,628,275	36,945,965,640	1,679,896	36,186,623,202

	平成27年度合計		平成26年度合計		平成25年度合計		平成24年度合計		平成23年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	497,446	19,976,682,827	466,019	19,254,077,139	440,980	18,157,466,265	407,929	16,845,052,262	380,516	15,828,764,552
（介護給付）	383,896	17,716,954,862	358,702	16,864,776,002	341,397	15,945,019,685	320,112	14,894,898,485	305,966	14,161,361,698
（予防給付）	113,550	2,259,727,965	107,317	2,389,301,137	99,583	2,212,446,580	87,817	1,950,153,777	74,550	1,667,402,854
訪問通所サービス	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029
（介護給付）	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,999,693	270,505	13,315,160,577	255,786	12,513,529,044	248,264	11,901,564,059
（予防給付）	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596	94,012	2,073,942,867	83,034	1,830,992,449	70,787	1,561,445,970
訪問介護	119,934	6,622,297,518	117,536	6,321,857,829	115,315	6,076,621,329	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737
（介護給付）	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666	75,069	5,240,007,744	72,572	4,949,179,849	72,074	4,743,419,314
（予防給付）	40,525	811,288,390	40,686	844,976,163	40,246	836,613,585	38,423	791,412,599	35,265	697,708,423
訪問入浴介護	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655
（介護給付）	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729	3,723	203,359,460	3,838	212,010,311	3,882	211,966,114
（予防給付）	27	935,182	30	1,169,603	28	1,142,464	19	851,181	14	452,541
訪問看護	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468
（介護給付）	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474	25,200	995,524,085	23,286	928,549,683	22,028	855,568,719
（予防給付）	4,234	120,848,570	3,689	106,820,579	3,344	95,055,173	2,898	78,361,730	2,722	72,241,749
訪問リハビリテーション	8,876	270,956,857	8,663	258,318,596	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529	7,129	189,358,942
（介護給付）	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341	6,936	202,089,193	6,097	169,230,540	6,288	168,841,026
（予防給付）	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255	1,212	32,836,864	1,028	26,098,989	841	20,517,916
通所介護	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,652,558	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170
（介護給付）	75,000	5,048,505,101	69,051	4,784,121,628	63,745	4,459,932,246	58,528	4,090,799,203	55,598	3,816,620,224
（予防給付）	30,736	873,161,806	28,101	945,530,930	24,847	826,111,005	20,788	696,157,748	16,621	577,609,946
通所リハビリテーション	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282
（介護給付）	15,672	1,168,243,457	15,798	1,196,131,789	15,076	1,156,683,001	14,889	1,165,449,384	14,533	1,150,116,082
（予防給付）	4,350	147,167,699	4,059	171,039,815	3,715	155,750,481	3,056	131,769,392	2,618	112,022,200
福祉用具貸与	117,487	1,336,013,976	108,647	1,262,278,317	101,376	1,183,998,143	93,398	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775
（介護給付）	91,173	1,186,081,275	85,164	1,124,609,066	80,756	1,057,564,848	76,576	998,310,074	73,861	955,032,580
（予防給付）	26,314	149,932,701	23,483	137,669,251	20,620	126,433,295	16,822	106,340,810	12,706	80,893,195
短期入所サービス（小計）	16,236	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656
（介護給付）	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,358	14,979	1,317,907,240	13,785	1,115,003,102	13,528	1,036,044,894
（予防給付）	288	10,206,871	330	12,254,397	306	11,134,815	194	5,747,467	216	6,329,762
短期入所生活介護	14,801	1,418,771,093	14,258	1,352,981,124	13,739	1,208,729,660	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270
（介護給付）	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,318	13,444	1,197,941,615	11,738	969,000,019	11,528	900,276,527
（予防給付）	273	9,739,237	316	11,819,806	295	10,788,045	167	4,721,731	156	4,030,743
短期入所療養介護	1,435	122,581,400	1,405	110,822,631	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386
（介護給付・老健）	1,420	122,113,766	1,391	110,388,040	1,535	119,965,625	2,047	146,003,083	2,000	135,768,367
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	15	467,634	14	434,591	11	346,770	27	1,025,736	60	2,299,019
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035
（介護給付）	63,489	483,626,479	54,718	421,663,218	51,111	397,205,126	45,795	360,181,880	39,389	321,543,215
（予防給付）	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633	4,162	31,096,636	3,638	27,727,298	2,753	22,452,820
特定施設入居者生活介護	6,231	1,082,968,208	6,046	1,065,506,244	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832
（介護給付）	5,320	1,014,498,013	5,006	969,563,733	4,802	914,746,742	4,746	906,184,459	4,785	902,209,530
（予防給付）	911	68,470,195	1,040	95,942,511	1,103	96,272,262	951	85,686,563	794	77,174,302
福祉用具購入	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006
（介護給付）	1,374	42,993,396	1,411	44,557,973	1,510	47,581,646	1,504	47,987,456	1,610	52,506,640
（予防給付）	646	18,075,564	694	16,883,886	700	18,832,389	625	17,062,031	617	16,089,366
住宅改修費	1,825	159,525,920	1,833	159,066,166	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571
（介護給付）	1,056	93,336,547	1,063	90,526,865	997	90,307,990	1,074	92,995,587	1,089	99,917,198
（予防給付）	769	66,189,373	770	68,539,301	798	77,202,223	784	74,503,646	653	64,035,373
介護予防支援・居宅介護支援	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237
（居宅介護支援）	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613	117,589	1,743,765,365	109,743	1,653,402,653	110,965	1,616,736,157
（介護予防支援）	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080	65,427	296,081,322	58,687	266,340,874	51,921	235,570,080
地域密着型（介護予防）サービス	11,969	2,334,848,786	9,576	1,938,241,934	8,928	1,789,658,656	8,960	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682
（介護給付）	11,835	2,327,966,446	9,507	1,934,371,541	8,877	1,785,130,714	8,921	1,761,837,055	8,659	1,659,598,081
（予防給付）	134	6,882,340	69	3,870,393	51	4,527,942	39	2,065,952	29	1,908,601
定期巡回・随時対応訪問介護看護	880	141,668,449	343	52,196,007	32	3,280,974				
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	3,017	312,187,348	2,668	283,387,195	2,729	286,377,390	2,886	296,212,614	3,035	296,567,997
（介護給付）	3,003	311,747,924	2,668	283,387,195	2,724	286,249,373	2,870	295,649,170	3,029	296,447,368
（予防給付）	14	439,424	0	0	5	128,017	16	563,444	6	120,629
小規模多機能型居宅介護	1,825	339,736,047	1,021	203,482,325	839	163,500,055	812	161,366,175	859	174,785,559
（介護給付）	1,706	333,308,874	953	199,767,622	803	161,456,186	789	159,863,667	836	172,997,587
（予防給付）	119	6,427,173	68	3,714,703	36	2,043,869	23	1,502,508	23	1,787,972
認知症対応型共同生活介護	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095	4,460	1,132,488,319	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083
（介護給付）	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405	4,450	1,130,132,263	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083
（予防給付）	1	15,743	1	155,690	10	2,356,056	0	0	0	0
地域密着型特定施設	456	86,573,162	349	70,476,807	344	70,159,104	342	69,405,343	341	67,351,243
地域密着型介護老人福祉施設	791	204,962,329	534	139,595,505	524	133,852,814	528	134,314,579	526	137,015,800
複合型サービス	26	5,057,680								
地域密着型通所介護										
施設サービス	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365
介護老人福祉施設	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300
介護老人保健施設	12,283	3,255,934,282	12,529	3,355,527,540	12,799	3,366,712,372	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980
介護療養型医療施設	1,060	395,764,888	1,228	470,092,640	1,398	529,934,623	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085
介護医療院										
特定入所者介護(予防)サービス費	32,972	1,113,049,066	34,527	1,114,273,174	33,852	1,055,867,801	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815
（介護給付）	32,815	1,111,740,191	34,307	1,112,047,874	33,665	1,053,993,896	31,266	960,083,274	30,509	897,918,235
（予防給付）	157	1,308,875	220	2,225,300	187	1,873,905	93	599,200	132	603,580
計	780,834	34,132,669,758	738,673	33,070,057,129	702,219	31,512,741,697	651,132	29,727,476,632	616,719	28,377,241,228
（介護給付）	593,070	31,439,574,787	560,293	30,274,762,032	535,473	28,901,777,336	503,087	27,416,751,152	488,817	26,391,631,374
（予防給付）	187,764	2,693,094,971	178,380	2,795,295,097	166,746	2,610,964,361	148,045	2,310,725,480	127,902	1,985,609,854
高額介護（予防）サービス費	72,635	754,236,060	66,818	675,357,502	63,525	635,758,585	58,351	591,057,589	55,489	558,767,405
高額医療合算介護（予防）サービス費	3,916	123,166,985	3,188	102,383,626	3,032	95,149,332	4,206	129,768,212	2,624	75,466,851
審査支払手数料	740,126	33,305,670	696,032	31,321,440	660,389	29,717,505	614,925	30,746,250	578,782	31,833,010
合　計	1,597,511	35,043,378,473	1,504,711	33,879,119,697	1,429,165	32,273,367,119	1,328,614	30,479,048,683	1,253,614	29,043,308,494

保険給付費　月別推移

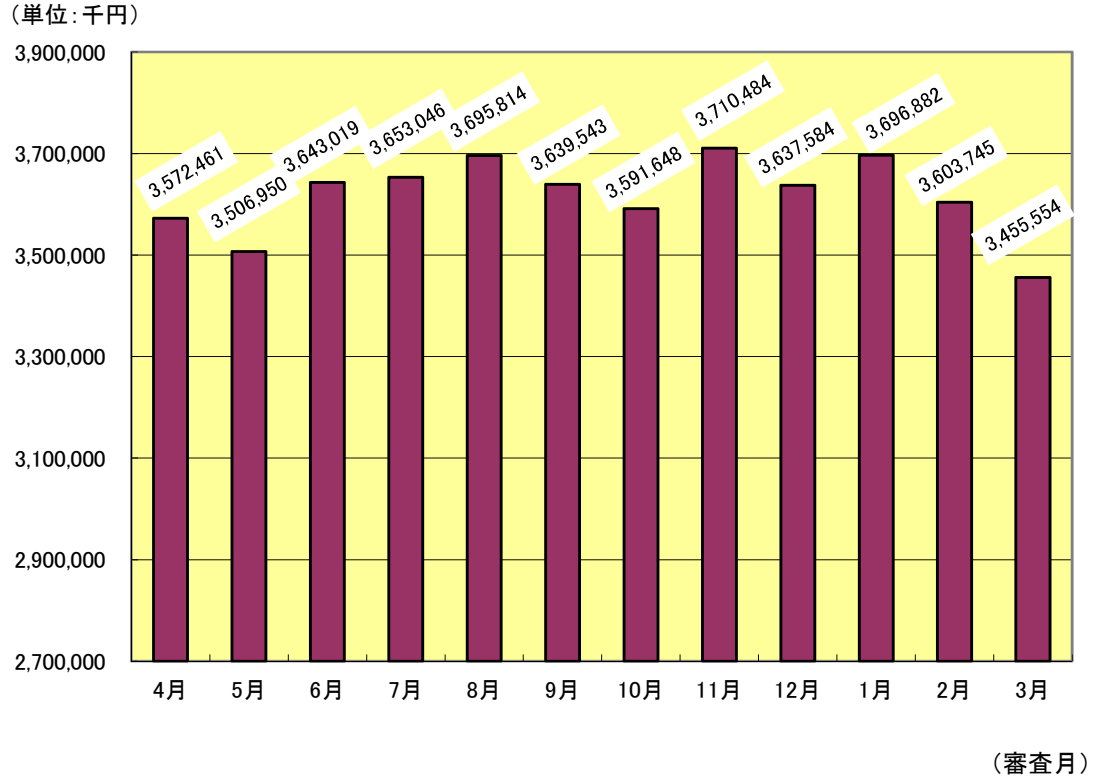
（単位：千円）
3,900,000
3,700,000
3,500,000
3,300,000
3,100,000
2,900,000
2,700,000
3,572,461
3,506,950
3,643,019
3,653,046
3,695,814
3,639,543
3,591,648
3,710,484
3,637,584
3,696,882
3,603,745
3,455,554
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
（審査月）

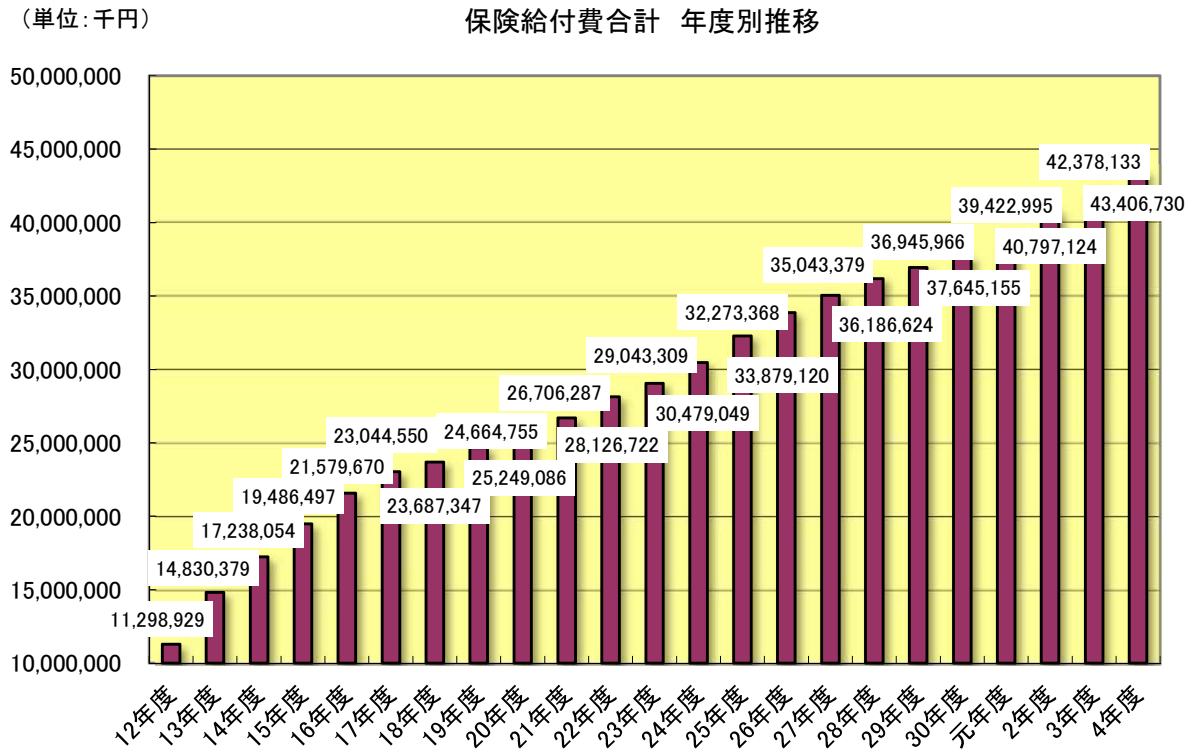
保険給付費合計　年度別推移
（単位：千円）
50,000,000
45,000,000
40,000,000
35,000,000
30,000,000
25,000,000
20,000,000
15,000,000
10,000,000
11,298,929
14,830,379
17,238,054
19,486,497
21,579,670
23,044,550
23,687,347
24,664,755
25,249,086
26,706,287
28,126,722
29,043,309
30,479,049
32,273,368
33,879,120
35,043,379
36,186,624
36,945,966
37,645,155
39,422,995
40,797,124
42,378,133
43,406,730
12年度
13年度
14年度
15年度
16年度
17年度
18年度
19年度
20年度
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度
26年度
27年度
28年度
29年度
30年度
元年度
2年度
3年度
4年度

4 負担割合証交付状況　（各年度 3月31日現在）

（単位：人）

	1割	2割	3割	合 計
2年度	26,919	1,330	919	29,168
3年度A	27,581	1,289	967	29,837
4年度B	28,294	1,245	1,056	30,595
前年度比B/A	102.6%	96.6%	109.2%	102.5%

5 減免認定状況

（1） 食費･居住費に係る負担限度額認定

（単位：件）

		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型サービス	その他	合 計	前年度比 B/A
2年度	第1段階	165	162	6	0	527	860	
	第2段階	260	131	4	11	460	866	
	第3段階	908	479	6	35	1,698	3,126	
	小 計	1,333	772	16	46	2,685	4,852	
3年度A	第1段階	394	235	5	14	207	855	99.4%
	第2段階	388	232	5	14	204	843	97.3%
	第3段階①	438	261	5	16	231	951	
	第3段階②	883	527	10	32	466	1,918	
	小 計	2,103	1,255	25	76	1,108	4,567	94.1%
4年度B	第1段階	409	241	4	14	227	895	104.7%
	第2段階	421	248	4	15	235	923	109.5%
	第3段階①	377	222	4	13	209	825	86.8%
	第3段階②	952	561	9	33	529	2,084	108.7%
	小 計	2,159	1,272	21	75	1,200	4,727	103.5%

（2） 利用者負担減額･免除認定

（単位：件）

	法定	災害	合 計
2年度	5	1	6
3年度	17	2	19
4年度	16	0	16

（3） 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額･免除認定

（単位：件）

	特定標準負担		合 計	前年度比 B/A
2年度	第1段階	1	4	
	第2段階	3		
	第3段階	0		
	課税	0		
3年度A	第1段階	0	2	50.0%
	第2段階	2		
	第3段階	0		
	課税	0		
4年度B	第1段階	0	2	100.0%
	第2段階	2		
	第3段階	0		
	課税	0		

（単位：件）

	減 免（本人負担3～10%）	免 除（本人負担0%）	合 計
2年度	3	1	4
3年度	2	0	2
4年度	2	0	2

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

6 高額介護（予防）サービス費支給状況

			世帯合算	その他	合計	前年度比
2年度	第1段階	件数（件）	7	21,069	21,076	
	（上限額：15，000円）	支給額（円）	85,149	240,263,298	240,348,447	
	第2段階	件数（件）	1,593	41,836	43,429	
	（上限額：15，000円）	支給額（円）	15,053,165	555,991,247	571,044,412	
	第3段階	件数（件）	2,682	15,990	18,672	
	（上限額：24，600円）	支給額（円）	24,304,916	123,879,177	148,184,093	
	第4段階	件数（件）	3,833	6,087	9,920	
	（上限額：44，400円）	支給額（円）	50,101,577	154,176,139	204,277,716	
	第5段階	件数（件）	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
	（上限額：44，400円）	支給額（円）				
	小計	件数（件）	8,115	84,982	93,097	
		支給額（円）	89,544,807	1,074,309,861	1,163,854,668	
3年度	第1段階	件数（件）	0	21,763	21,763	103.3%
	（上限額：15，000円）	支給額（円）	0	253,675,410	253,675,410	105.5%
	第2段階	件数（件）	1,442	42,619	44,061	101.5%
	（上限額：15，000円）	支給額（円）	13,091,378	578,694,254	591,785,632	103.6%
	第3段階	件数（件）	3,017	16,753	19,770	105.9%
	（上限額：24，600円）	支給額（円）	28,240,797	136,334,557	164,575,354	111.1%
	第4段階Ⅰ	件数（件）	3,933	5,164	9,097	
	（上限額：44，400円）	支給額（円）	56,866,110	132,868,219	189,734,329	
	第4段階Ⅱ	件数（件）	41	57	98	
	（上限額：93，000円）	支給額（円）	874,236	699,686	1,573,922	
	第4段階Ⅲ	件数（件）	4	0	4	
	（上限額：140，100円）	支給額（円）	19,084	0	19,084	
	小計	件数（件）	8,437	86,356	94,793	101.8%
		支給額（円）	99,091,605	1,102,272,126	1,201,363,731	103.2%
4年度	第1段階	件数（件）	5	22,348	22,353	102.7%
	（上限額：15，000円）	支給額（円）	64,572	267,779,028	267,843,600	105.6%
	第2段階	件数（件）	1,644	42,419	44,063	100.0%
	（上限額：15，000円）	支給額（円）	16,620,490	585,695,219	602,315,709	101.8%
	第3段階	件数（件）	3,166	17,944	21,110	106.8%
	（上限額：24，600円）	支給額（円）	29,905,890	149,444,700	179,350,590	109.0%
	第4段階Ⅰ	件数（件）	4,134	4,691	8,825	97.0%
	（上限額：44，400円）	支給額（円）	56,435,698	112,257,168	168,692,866	88.9%
	第4段階Ⅱ	件数（件）	89	189	278	283.7%
	（上限額：93，000円）	支給額（円）	1,425,832	3,099,791	4,525,623	287.5%
	第4段階Ⅲ	件数（件）	2	4	6	150.0%
	（上限額：140，100円）	支給額（円）	3,465	22,982	26,447	138.6%
	小計	件数（件）	9,040	87,595	96,635	101.9%
		支給額（円）	104,455,947	1,118,298,888	1,222,754,835	101.8%

7 高額医療合算介護（予防）サービス費支給状況

		国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者	その他医療保険加入者	合計	前年度比
2年度	件数（件）	139	4,914	0	5,053	106.5%
	支給額（円）	4,928,103	168,227,688	0	173,155,791	102.2%
3年度	件数（件）	129	4,988	0	5,117	101.3%
	支給額（円）	5,698,408	173,731,411	0	179,429,819	103.6%
4年度	件数（件）	144	5,141	0	5,285	103.3%
	支給額（円）	5,170,763	173,936,660	0	179,107,423	99.8%

8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

＊利用月ベース　　（単位：利用者数(人)）

	支給限度額（単位）	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,623	2,929,077	35.87	1,649	3,087,929	37.21	1,681	3,147,672	37.21
要支援2	10,531	2,718	6,977,336	24.38	2,727	7,156,813	24.92	2,735	7,266,371	25.23
要介護1	16,765	4,198	34,067,423	48.41	4,235	34,961,928	49.24	4,285	35,294,986	49.13
要介護2	19,705	4,109	46,864,676	57.88	4,129	48,096,953	59.11	4,124	47,923,673	58.97
要介護3	27,048	2,622	43,451,375	61.27	2,654	43,973,442	61.26	2,692	45,187,431	62.06
要介護4	30,938	2,066	41,846,098	65.47	2,085	42,727,133	66.24	2,109	43,621,793	66.86
要介護5	36,217	1,314	35,020,145	73.59	1,340	36,768,520	75.76	1,350	36,712,849	75.09
計（平均）	－	18,650	211,156,130	56.98	18,819	216,772,718	57.93	18,976	219,154,775	58.08

	支給限度額（単位）	7月			8月			9月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,675	3,071,921	36.45	1,658	3,037,932	36.41	1,671	3,032,023	36.06
要支援2	10,531	2,746	7,217,530	24.96	2,749	7,246,679	25.03	2,753	7,197,872	24.83
要介護1	16,765	4,273	34,550,429	48.23	4,260	34,603,737	48.45	4,268	34,489,190	48.20
要介護2	19,705	4,122	46,964,875	57.82	4,097	46,383,674	57.45	4,068	46,346,475	57.82
要介護3	27,048	2,672	44,464,335	61.52	2,674	44,178,277	61.08	2,684	44,260,129	60.97
要介護4	30,938	2,103	42,949,975	66.01	2,120	43,038,256	65.62	2,133	42,223,403	63.98
要介護5	36,217	1,352	36,551,083	74.65	1,372	36,416,126	73.29	1,411	36,937,511	72.28
計（平均）	－	18,943	215,770,148	57.31	18,930	214,904,681	57.00	18,988	214,486,603	56.62

（単位：%）

サービス利用率月別推移

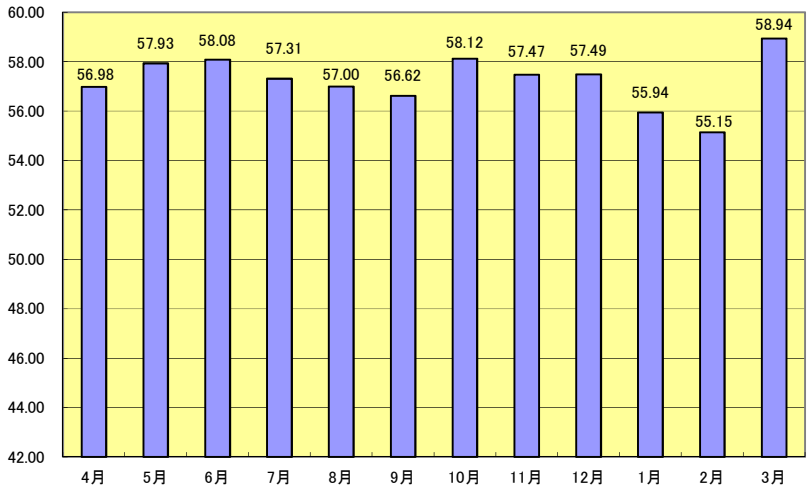

＊利用月ベース　　（単位：利用者数(人)）

	支給限度額（単位）	10月			11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,668	3,007,468	35.83	1,694	3,102,988	36.40	1,708	3,091,817	35.97	1,695	3,077,718	36.08
要支援2	10,531	2,782	7,378,839	25.19	2,768	7,387,701	25.34	2,797	7,327,320	24.88	2,770	7,168,670	24.57
要介護1	16,765	4,321	35,424,921	48.90	4,362	35,457,503	48.49	4,401	35,358,614	47.92	4,317	33,750,588	46.63
要介護2	19,705	4,122	47,801,162	58.85	4,097	47,172,690	58.43	4,156	47,931,730	58.53	4,085	45,480,632	56.50
要介護3	27,048	2,709	46,634,070	63.64	2,704	45,181,238	61.78	2,717	45,524,878	61.95	2,708	43,804,259	59.80
要介護4	30,938	2,181	45,065,628	66.79	2,156	43,671,386	65.47	2,184	44,432,025	65.76	2,155	42,878,280	64.31
要介護5	36,217	1,412	37,426,785	73.19	1,414	37,886,356	73.98	1,417	38,300,528	74.63	1,408	37,258,728	73.07
計（平均）	－	19,195	222,738,873	58.12	19,195	219,859,862	57.47	19,380	221,966,912	57.49	19,138	213,418,875	55.94

	支給限度額（単位）	2月			3月			年平均			年間累計	
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
要支援1	5,032	1,679	2,988,295	35.37	1,685	3,145,576	37.10	1,674	3,060,035	36.33	20,086	36,720,416
要支援2	10,531	2,750	7,122,401	24.59	2,778	7,475,956	25.55	2,756	7,243,624	24.96	33,073	86,923,488
要介護1	16,765	4,313	33,061,413	45.72	4,388	36,332,935	49.39	4,302	34,779,472	48.22	51,621	417,353,667
要介護2	19,705	4,078	44,368,487	55.21	4,166	49,073,600	59.78	4,113	47,034,052	58.03	49,353	564,408,627
要介護3	27,048	2,652	42,466,517	59.20	2,729	47,312,352	64.10	2,685	44,703,192	61.55	32,217	536,438,303
要介護4	30,938	2,185	43,122,475	63.79	2,240	46,625,157	67.28	2,143	43,516,801	65.64	25,717	522,201,609
要介護5	36,217	1,419	36,866,869	71.74	1,433	38,942,531	75.04	1,387	37,090,669	73.84	16,642	445,088,031
計（平均）	－	19,076	209,996,457	55.15	19,419	228,908,107	58.94	19,059	217,427,845	57.25	228,709	2,609,134,141

（単位：%）

年平均　介護度別サービス利用率

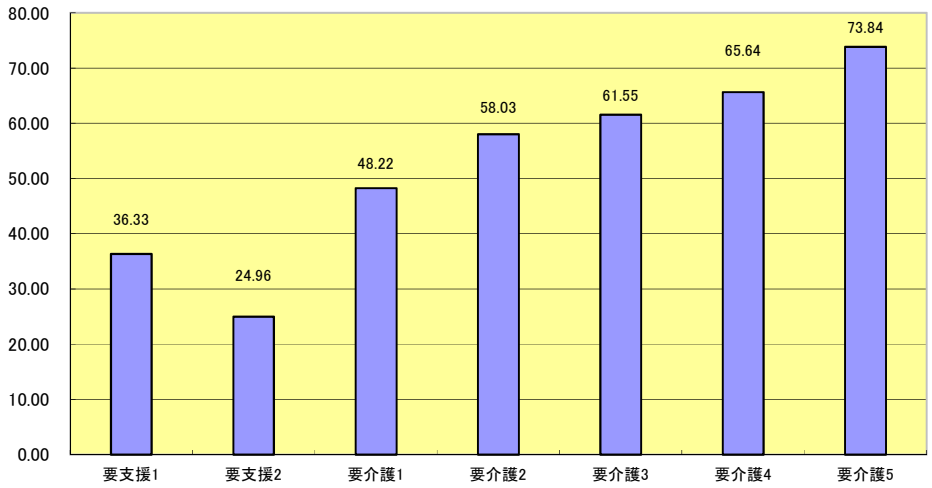

９ 一般施策

（1）社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	２年度	３年度	４年度
支給件数	27	58	16
支給額(円)	1,510,414	2,102,130	2,965,953

（2）障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成１８年４月１日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を０%とし、経済的負担の軽減を図る。

Ⅵ 地域支援事業 1

1　総合事業

（1）介護予防・生活支援サービス事業

令和4年度月別支給額（総合事業費）

＊決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	7,816	130,592,609	7,475	126,163,075	9,557	140,614,692	8,020	134,570,843
訪問型サービス事業	2,666	48,758,086	2,593	47,778,897	3,938	51,497,618	2,667	48,443,587
通所型サービス事業	2,679	69,755,758	2,578	67,048,350	2,934	75,833,548	2,848	73,778,278
介護予防ケアマネジメント事業	2,471	12,078,765	2,304	11,335,828	2,685	13,283,526	2,505	12,348,978
高額介護予防ｻｰﾋﾞｽ費等相当事業	66	152,306	59	224,401	91	391,656	98	577,871
高額介護（予防）ｻｰﾋﾞｽ費	65	146,142	56	123,144	81	157,966	74	174,183
高額医療合算介護（予防）ｻｰﾋﾞｽ費	1	6,164	3	101,257	10	233,690	24	403,688
審査支払手数料	7,812	403,880	7,471	386,250	8,399	434,228	8,015	414,374
合　　計	15,694	131,148,795	15,005	126,773,726	18,047	141,440,576	16,133	135,563,088

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	7,821	131,014,714	8,887	129,791,155	7,856	131,414,128	7,802	132,373,105
訪問型サービス事業	2,629	47,551,118	3,803	48,622,139	2,656	47,984,877	2,571	47,050,890
通所型サービス事業	2,742	71,427,354	2,651	69,344,562	2,758	71,369,813	2,794	73,331,147
介護予防ケアマネジメント事業	2,450	12,036,242	2,433	11,824,454	2,442	12,059,438	2,437	11,991,068
高額介護予防ｻｰﾋﾞｽ費等相当事業	163	1,393,610	106	635,537	72	200,348	68	191,637
高額介護（予防）ｻｰﾋﾞｽ費	74	159,651	73	181,826	67	173,413	64	152,104
高額医療合算介護（予防）ｻｰﾋﾞｽ費	89	1,233,959	33	453,711	5	26,935	4	39,533
審査支払手数料	7,819	404,241	7,705	398,348	7,852	405,947	7,799	403,207
小　　計	15,803	132,812,565	16,698	130,825,040	15,780	132,020,423	15,669	132,967,949

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,289	135,074,296	7,905	133,439,261	7,788	131,961,176	9,110	133,755,897
訪問型サービス事業	4,013	48,744,004	2,625	47,816,321	2,577	47,047,969	3,865	48,108,360
通所型サービス事業	2,836	74,373,162	2,836	73,612,339	2,798	72,983,991	2,841	73,881,444
介護予防ケアマネジメント事業	2,440	11,957,130	2,444	12,010,601	2,413	11,929,216	2,404	11,766,093
高額介護予防ｻｰﾋﾞｽ費等相当事業	76	195,572	65	156,938	72	169,678	79	165,835
高額介護（予防）ｻｰﾋﾞｽ費	74	170,200	65	156,938	72	169,678	79	165,835
高額医療合算介護（予防）ｻｰﾋﾞｽ費	2	25,372	0	0	0	0	0	0
審査支払手数料	7,889	407,860	7,899	408,378	7,779	402,173	7,828	404,706
合　　計	17,254	135,677,728	15,869	134,004,577	15,639	132,533,027	17,017	134,326,438

	令和4年度合計　A		令和3年度合計　B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	99,326	1,590,764,951	98,451	1,607,742,696	100.9%	98.9%
訪問型サービス事業	36,603	579,403,866	35,295	612,603,503	103.7%	94.6%
通所型サービス事業	33,295	866,739,746	32,681	846,610,677	101.9%	102.4%
介護予防ケアマネジメント事業	29,428	144,621,339	30,475	148,528,516	96.6%	97.4%
高額介護予防ｻｰﾋﾞｽ費等相当事業	1,015	4,455,389	1,046	4,855,256	97.0%	91.8%
高額介護（予防）ｻｰﾋﾞｽ費	844	1,931,080	854	2,018,600	98.8%	95.7%
高額医療合算介護（予防）ｻｰﾋﾞｽ費	171	2,524,309	192	2,836,656	89.1%	89.0%
審査支払手数料	94,267	4,873,592	96,401	4,830,453	97.8%	100.9%
小　　計	194,608	1,600,093,932	195,898	1,617,428,405	99.3%	98.9%

（2） 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。

令和3年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年　代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	26	0	3	2	3	9	6	2	1
女	71	2	4	9	12	24	10	9	1
計	97	2	7	11	15	33	16	11	2

令和4年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年　代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	29	0	4	4	1	3	4	12	1
女	83	0	4	6	11	16	25	20	1
計	112	0	8	10	12	19	29	32	2

２ 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

（1） 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。（1件2,000円）

（単位:件）

年度	2年度	3年度	4年度
支給件数	56	115	75
支給額（円）	112,000	230,000	150,000

（2） 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護サービス相談員数（令和5年3月31日現在） 13人

イ 派遣先 （令和5年3月31日現在）

介護老人福祉施設 21施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 27施設

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）1施設

（単位：件）

	活動件数	活動内容					各年度末	
	合計	面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
2年度	0	0	0	0	0	0	14人	52箇所
3年度	0	0	0	0	0	0	14人	54箇所
4年度	0	0	0	0	0	0	13人	54箇所

※令和2・3・4年度は、コロナ禍により訪問活動中止

（3） 介護給付適正化事業

利用者に対する適切な介護サービスを確保・維持するとともに、不適切な介護給付費を削減することを目的に、ケアプラン点検や医療と介護の突合点検等の点検を行う。

なお、本市においてはサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加傾向にあるため、当該住宅に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。

（単位：件）

項 目	説 明	単位	2年度	3年度	4年度
給付費通知の送付	介護保険サービスの利用者に給付実績に係る通知書を送付する。（年1回）	通知件数	22,927	23,353	23,649
ケアプラン点検	自立支援・重度化防止に資する適正なケアプランが作成されているか点検する。	点検件数	268	298	198
		指導件数	92	161	175
縦覧点検	複数月の給付実績を利用者単位で確認し、サービスの整合性を点検する。（点検項目：初回加算、居宅療養管理指導）	点検件数	19	15	11
		過誤件数	17	14	10
医療情報との突合	医療と介護の重複請求を点検する。（点検項目：福祉用具貸与）	点検件数	7	107	78
		過誤件数	5	46	33
給付適正化支援システムによる点検	介護給付適正化支援システムを活用し給付内容の整合性を点検する。（点検項目：例外給付、認知症加算）	点検件数	86	282	221
		過誤件数	59	43	39

Ⅶ 地域支援事業 2

1　介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき100万歩運動事業費

介護が必要となる状態を予防するため、ウオーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
（委託先：社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会）

（ア）男女別内訳

	申込者数（人）	構成比
男	3,127	39.6%
女	4,762	60.4%
合計	7,889	100.0%

※平成16年からの申込者総数9,788人（死亡・転出を含む）

（イ）年度別申込者数　（単位：人）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
男	176	181	168	102	76	127	90	57	111	87
女	191	216	278	145	147	197	137	91	212	124
合計	367	397	446	247	223	324	227	148	323	211

（ウ）月別内訳（令和4年度）　（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	6	3	25	9	2	6	16	6	4	4	2	4	87
女	10	13	38	8	4	17	3	12	4	7	4	4	124
合計	16	16	63	17	6	23	19	18	8	11	6	8	211

（エ）年代別内訳　（単位：人）

	男	女	合計	構成比
90歳以上	453	747	1,200	15.2%
80～89歳	1,690	2,508	4,198	53.2%
70～79歳	876	1,387	2,263	28.7%
65～69歳	108	120	228	2.9%
合　計	3,127	4,762	7,889	100.0%
構成比	39.6%	60.4%	100.0%	－

イ　達成者数　（単位：人）

		男	女	合計	構成比
100万歩達成者（記念品：帽子）	90歳以上	184	180	364	7.1%
	80～89歳	1,212	1,192	2,404	46.8%
	70～79歳	1,081	1,062	2,143	41.7%
	65～69歳	116	114	230	4.5%
	合　計	2,593	2,548	5,141	100.0%
	構成比	50.4%	49.6%	100.0%	－

（単位：人）

		男	女	合計	構成比
200万歩達成者（記念品：ウインドブレーカー）	90歳以上	121	155	276	6.5%
	80～89歳	976	956	1,932	45.3%
	70～79歳	924	910	1,834	43.0%
	65～69歳	127	93	220	5.2%
	合　計	2,148	2,114	4,262	100.0%
	構成比	50.4%	49.6%	100.0%	－

（単位：人）

		男	女	合計	構成比
500万歩達成者（記念品：ウエストポーチ）	90歳以上	77	92	169	5.8%
	80～89歳	715	591	1,306	44.8%
	70～79歳	714	613	1,327	45.5%
	65～69歳	82	31	113	3.9%
	合　計	1,588	1,327	2,915	100.0%
	構成比	54.5%	45.5%	100.0%	－

（単位：人）

		男	女	合計	構成比
1000万歩達成者（記念品：リュックサック）	90歳以上	62	58	120	5.6%
	80～89歳	582	416	998	46.4%
	70～79歳	553	426	979	45.6%
	65～69歳	49	3	52	2.4%
	合　計	1,246	903	2,149	100.0%
	構成比	58.0%	42.0%	100.0%	－

（年齢は令和4年度末時点。なお死亡、転出者は除く）

② 栄養・口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室（講話、お口の体操、レシピ紹介等）を実施する。

（単位:回数（回）、人数（人））

			2年度	3年度	4年度
研修会（管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等）		開催回数	18	37	37
		延参加者数	275	476	528
介護予防教室「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	15	15	16
		延参加者数	242	134	258
	出前講座	開催回数	6	109	160
		延参加者数	136	1,564	2,572

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		2年度	3年度	4年度
広報紙：介護保険だより（介護予防版）	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	12月	12月	12月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

（単位：団体数(団体)、人数(人)）

		2年度	3年度	4年度
いきいき百歳体操の登録者数等	登録団体数	151	158	150
	登録者数	3,800	4,028	4,374

イ 住民フレイルサポーターによるフレイルチェック会

21回 275人実施

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通した介護予防の充実を図る。

		2年度	3年度	4年度
高齢者ふれあいサロンの登録者数等	サロン数	114	123	132
	登録者数	2,660	2,841	2,968

2 包括的支援事業

（1）地域包括支援センターの設置状況

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段：名称 下段：運営法人名	上段：住所(尼崎市) 下段：職員の定数
中　央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	東本町4-103-11　特別養護老人ホーム　ほがらか苑内
	(福)ほがらか会	定数4名
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター	神田中通9-291 ナニワ診療所 内
	尼崎医療生活協同組合	定数5名
小　田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東
	(医)中央会	定数7名
大　庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成内
	(福)サンシャイン	定数5名
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター	崇徳院2丁目159　KマンションJINⅡ-1階
	(福)平成会	定数5名
立　花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	大西町3-17-18 ～あなたの街の相談室～介護と医療の窓口内
	(福)あかね	定数8名
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター	富松町3-3-6デイサービスセンター　南野の庭内
	(福)みなみの	定数8名
武　庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	南武庫之荘1-25-18 阪急武庫之荘駅南西
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター	武庫元町1-26-3　西武庫交番東
	(福)真澄会	定数6名
園　田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム　園田苑南西
	(福)阪神共同福祉会	定数7名
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター	田能5-10-25 特別養護老人ホーム　春日苑内
	(福)田能老人福祉会	定数6名

※地域包括支援センターに配置されている職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）

※保健師等の等は、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護師

※令和5年4月1日現在

（2） 総合相談支援、権利擁護業務（地域包括支援センター）

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談実績

（単位：件）

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
総合相談	1,591	942	2,217	2,947	2,571	1,638
権利擁護	72	95	246	451	256	184
合　計	1,663	1,037	2,463	3,398	2,827	1,822

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
総合相談	1,793	2,721	1,068	2,675	4,394	2,717	27,274
権利擁護	174	197	74	143	275	222	2,389
合　計	1,967	2,918	1,142	2,818	4,669	2,939	29,663

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域包括支援センター）

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

ア　行政機関（担当課、保健所、福祉事務所等）、病院等関係機関及び各種職能団体との連携

イ　地域福祉活動専門員、生活支援コーディネーターとの連携と協力体制の整備

ウ　地域の保健･医療･福祉サービス等に関する情報の収集及びつなぎ

エ　高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整

オ　ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりの強化

カ　医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」と協働した介護予防支援の推進や、研修会の企画・実施

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

ア 地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた、同行訪問等のスーパーバイズ

イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築と推進（関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり）

ウ 地域の介護支援専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や様々な機関が行う研修会等の情報提供

エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など

オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成

カ 個別のケアプランの作成指導、自立支援ケアマネジメントの理解促進

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

・課題解決型
・開催回数　５１回
・内容　地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。

・気付き支援型
・開催回数　１２回（６９ケース検討）
・内容　介護保険の理念に基づき、高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質（QOL）を高めるために、ケアマネジャーや多職種（その他の医療介護専門職等）の気付き（学び）を支援する多職種連携による事例の検討を実施した。

イ 課題共有会議の開催

・開催回数　1回（試行的開催）
・内容　個別地域ケア会議(課題解決型及び気付き支援型地域ケア会議)を振り返り、他地区の地域課題や全市的な課題を共有・整理し、代表者会議につなげるもの。

ウ 代表者会議の開催

・開催回数　3回（他、拡大アドバイザー会議：1件）
・内容　個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討するもの。
※令和4年度はオンラインによる地域ケア会議代表者会議を実施した。
①オンラインによる地域ケア会議代表者会議での事例検討（令和4年7月26日開催）
②オンラインによる地域ケア会議代表者会議での事例検討（令和4年9月29日開催）
③令和4年度に実施した事例検討を受けた各団体の動きの共有（令和5年1月31日開催）

（4）生活支援サービス体制整備

生活支援コーディネーター（地域福祉活動専門員と兼務）の配置により、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制の推進を図る。

① 配置人数　12人
② 委託先　社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
③ 活動実績

・市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 ・担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業	開催回数
	93
	参加者数
	3,223
・地域福祉活動（見守り活動を含む）の立ち上げ支援 ・地域福祉活動グループの組織化及び活動支援	訪問型見守り活動
	83
	集いの場・介護予防
	152
	生活支援活動
	81
	その他
	136
・地域福祉のネットワーク形成に向けた支援	支援回数
	129
	参加団体・者数
	1,715

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

① 配置人数　2人
② 委託先　あをに工房株式会社・企業組合はんしんワーカーズコープ共同事業体
③ 活動実績

1．地域に出向く就労的活動支援コーディネーターの配置

就労的活動支援コーディネーターが地域包括支援センターや市社協等の関係団体、地域の高齢者の集いに出向き、生きがい就労事業の周知・啓発を実施するとともに、社会参加・生きがいづくり、もとより介護予防・フレイル対策に資する生きがい就労を地域等で実施できるようコーディネートを行う。

・ 実績

地域包括支援センターや市社協（生活支援コーディネーター）、その他関係団体へ事業の周知・啓発を行い、地域課題や個別支援から見出された課題などの聞き取りを行い、高齢者の就労的活動を通じた取組から地域課題へのアプローチが出来ないか話し合った。また、訪問型支え合い活動や高齢者ふれあいサロンなどを実施している団体へ事業の周知・啓発を行ったところ、その団体で高齢者生きがい就労（生きがい就労）を実施したいという声があったことから、次年度以降の実施向けて話し合いを開始した。

2．多様な生きがい就労を用意する就労的活動支援コーディネーターの配置

生きがい就労を広げていくために、老人福祉工場で生きがい就労を体験してもらい、やりがいやノウハウを得てもらい地域で実践してもらうための体制を整備する取組として、産業界への生きがい就労の営業や老人福祉工場の利用者への対応（コーディネート）を実施する。

・ 実績

生きがい就労や老人福祉工場（はたらくラボ）を知ってもらうための取組として、オープニングイベントを開催したり、事業チラシや市報などで広報することにより、前年度に比べ、利用者が11人（令和3年度：25人⇒令和4年度：36人）と増加した。

（5）医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

① 医療・介護連携協議会における取組（コアメンバーワーキングを含めて全１２回開催）

ア　人づくり

・あまつなぎ研修会の開催（3回）
・地域包括支援センターとの共催研修（7回）
・その他研修（3回）

イ　ものづくり

・バイタルリンク・あまやくポケットの活用促進
・入退院調整に関する実態把握アンケートの実施
・医療・介護連携ツールの活用促進（広報チラシの作成・周知）

ウ　市民の意識づくり

・学生を巻き込んだ地域住民向けワークショップの開催（6回）
・市政出前講座の実施（8回）
・講演会等での周知

（6）認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア　設置年月日　　平成26年8月4日

イ　組織

・構成員数　　11人以内 （令和5年3月31日現在　9人）
・任期　　3年
・構成　　学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ　令和4年度開催回数　　3回

② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター（12ヶ所）に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。

③ 認知症あんしんガイドの発行

最近、もの忘れが進んだ・認知症と判断され不安を感じている方や、その家族に向け、様々な不安や疑問に寄り添い、安心して住み慣れた地域で暮らすための情報を盛り込んだ「認知症あんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

（単位：人）

年度	2年度	3年度	4年度
相談人数	17	23	26

イ 家族のための認知症基礎講座 （令和元年度より認知症コミュニケーション講座

（単位：回数(回)、人数(人)）

年度	2年度	3年度	4年度
開催回数	3	4	4
参加者数	50	51	27

エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者サポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

（単位：回数(回)、人数(人)）

年度	2年度	3年度	4年度
開催回数	32	41	64
受講者数	956	783	1,319

延受講者数 25,399人（令和4年度末）

⑤ キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を増やすため、認知症サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。（令和2年度1回開催 30名養成、令和3年度・令和4年度実施無し）

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

事前登録者数853人（令和4年度末）

【参考：一般会計】 認知症高齢者等個人賠償責任保険事

認知症の人が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を補償する保険。 加入者数 710人(令和4年度末)

３ 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

（1）家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。（年額10万円）

（単位：人）

年度	2年度	3年度	4年度
人数	0	0	0

（2）シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

（市営団地7か所、県営団地2か所※）　（単位：件）

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A＋B)
神崎北	30	1	（福）阪神共同福祉会	0	1,844	1,844
久々知	10			73	786	859
水堂※	270	5	（福）長生福祉会	1,019	26,522	27,541
西長洲北	30	3	（福）きらくえん	305	1,845	2,150
今福	30			216	1,764	1,980
金楽寺※	32			355	1,708	2,063
潮江	60			304	1,859	2,163
道意	30	1	（福）サンシャイン	1,258	3,412	4,670
築地北	30	1	（福）ほがらか会	254	2,068	2,322
合計	522	11		3,784	41,808	45,592

（3）認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外でひとり歩きしたときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。（端末機利用登録手数料：7，700円（税込）又は5，500円（税込）を市が負担）（委託先：社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会）

（単位:人）

年度	2年度末	3年度末	4年度末
登録者数	55	51	45

(4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	2年度	3年度	4年度
年度末入居者数	15	14	11

(5) 在宅高齢者等あんしん通報システム事業

在宅ひとり暮らし高齢者等における家庭内の事故等による通報に随時(24時間・365日)対応し、在宅ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全確保や不安の解消に努め、在宅生活を支援する。

※令和3年度から事業開始。

(単位:件)

年度	3年度	4年度
利用世帯数	441	531

(6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	2,204	2,267	2,296

(7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	2年度	3年度	4年度
支給件数(件)	2,381	2,420	2,284
支給額(円)	9,837,891	10,760,887	10,547,110

(8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けることがないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:件)

年度	2年度	3年度	4年度
配布者数	14	11	12

（9）成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

（単位：件）

年度	2年度	3年度	4年度
申立件数	14	27	13
助成件数	189	203	259

（10）高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

（単位：件数(件)、日数(日)）

年度	2年度	3年度	4年度
発生件数	11	14	13
保護延日数	171	209	203

（11）権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

（単位：件）

年度	2年度	3年度	4年度
高齢者相談件数	1,153	1,059	1,145

Ⅷ　その他

1　広報活動

（1）　パンフレットの作成・配布　　【令和4年4月～令和5年3月】

・　介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布

（2）　保険料のしおり

【保険料決定通知書に同封、令和4年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】

（3）　介護保険だよりの発行　　【令和4年6月、令和4年12月発行】

令和4年6月	令和4年12月
229，000部発行	229，000部発行
市内一円戸別配布 225，000部	市内一円戸別配布 225，000部
公共施設窓口設置　4，000部	公共施設窓口設置　4，000部

・　点字版・CD版の作成・配付

市報希望者等への郵送および公共施設等への設置

（4）　市報あまがさきへの掲載

・　4月号　65歳以上の方の介護保険料について

・　6月号　介護保険料の決定、減免申請について

（5）　市民への説明（市政出前講座）等

種　別	回数	参加者
市政出前講座	4	125
その他講座等	1	14
合　計	5	139

※回数減の理由はコロナ禍による自治会等の研修会の中止による

（6）　ホームページへの掲載

・　随時　　介護保険事業担当課ホームページ更新

2　苦情相談件数　※対応困難事例のみ

項　　目	件　数
サービスの質・量に関するもの	14
サービス事業所等に関するもの	24
従業者に関するもの	12
契約等に関するもの	5
不正等の通報に関するもの	3
介護保険制度に関するもの	7
その他（利用者間のトラブル等）	19
合　　計	84

3　尼崎市内 介護保険事業所・施設数

（1）介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	2年度	3年度	4年度
ア	居宅介護支援	222	218	212
	訪問介護	282	288	292
	訪問入浴介護	6	6	6
	訪問看護	76	81	90
	訪問リハビリテーション	5	5	5
	居宅療養管理指導	0	0	0
	通所介護	85	85	85
	通所リハビリテーション	12	13	13
	短期入所生活介護	28	29	29
	短期入所療養介護	13	14	14
	特定施設入居者生活介護	13	13	13
	福祉用具貸与	34	34	33
	特定福祉用具販売	33	33	32
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	5	5
	夜間対応型訪問介護	1	1	1
	地域密着型通所介護	106	108	111
	認知症対応型通所介護	14	14	12
	小規模多機能型居宅介護	17	17	17
	認知症対応型共同生活介護	28	29	29
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	3
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	3	3	3
ウ	介護老人福祉施設	22	23	23
	介護老人保健施設	13	14	14
	介護療養型医療施設	0	0	0
	介護医療院	0	0	1
合　計		1,022	1,038	1,045

※1　事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。
※2　区分アは居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。
※3　平成28年度以降の数値は、それぞれ翌年度の6月1日現在、届出済（処理済）の事業所データに基づく。

（2）市内の介護保険施設（令和5年3月31日現在）

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	97
2	中央	特別養護老人ホームはなみずき	西難波町5丁目12-1	100
3	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	114
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	80
6	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	110
8	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
9	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
10	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
11	大庄	尼崎特別養護老人ホームラガール	大庄西町4丁目4-1	100
12	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	65
13	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
14	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
15	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	80
16	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
17	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	70
18	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	60
19	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
20	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	70
21	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
22	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	90
23	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55

② 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
3	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
4	中央	社会医療法人愛仁会介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
5	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
6	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150
13	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺3丁目13-20	20
14	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺3丁目13-20	80

④ 介護医療院

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	立花	つかぐち介護医療院	南塚口町6丁目8-1	48

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	50
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
3	小田	ウエルハウス尼崎Ⅱ番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
4	小田	パストラール尼崎	潮江1丁目10-2	174
5	小田	介護付有料老人ホームトワイエ久々知	久々知3丁目2-1	48
6	小田	ソーシャルコート杭瀬	杭瀬本町3丁目1-11	66
7	大庄	介護付有料老人ホームラウレート武庫川	武庫川町1丁目9	45
8	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン塚口	塚口本町1丁目30-1	100
9	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン立花	立花町1丁目24-42	48
10	武庫	そんぽの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
11	園田	そんぽの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
12	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
13	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（介護付有料老人ホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレート	武庫川町1-8	29

（3）市内の地域密着型サービス事業所（令和5年3月31日現在）

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ （2）に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	中央	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵西難波町	西難波町2丁目28-7	29
3	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	24
4	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
5	小田	セントケア小規模多機能尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	29
6	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一歩』	大庄北3丁目14-27	29
7	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
8	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎大島・小規模多機能	大島1丁目10-1	24
9	大庄	尼崎小規模多機能施設ラガール	大庄西町4丁目4-1	25
10	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	29
11	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	24
12	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
13	武庫	愛・小規模多機能武庫之荘	南武庫之荘4丁目18-31	29
14	武庫	パンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	29
15	武庫	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵武庫之荘	武庫之荘8丁目13-1	29
16	武庫	小規模多機能型居宅介護たのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	9
17	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29
3	大庄	看護小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼの建家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンプラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
12	大庄	グループホームひだまりの郷大島五番館	道意町4丁目33-2	18
13	大庄	尼崎グループホームラガール	大庄西町4丁目4-1	18
14	立花	シニアケア塚口	南塚口町8丁目3-15	18
15	立花	シニアケアサザン塚口	南塚口町8丁目3-21	18
16	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
17	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
18	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
19	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
20	武庫	グループホームこころあい武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
21	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
22	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
23	武庫	グループホームきらら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	18
24	武庫	グループホームたのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	18
25	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	12
26	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
27	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
28	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
29	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

４ 尼崎市地域包括支援センター運営部会

（1）設置年月日　　平成26年4月1日

（2）設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会（以下「部会」という）を設置する。

本部会は、平成１８年４月１日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成２６年４月１日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

・委員数　20人以内（令和5年3月31日現在　16人）

・任期　3年

・構成　委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。

① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等

② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等

③ 地域における福祉関係者

④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者

⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

（4）所掌事項

① 地域包括支援センターの設置に関すること

② 地域包括支援センターの運営に関すること

③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること

④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること

⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること

⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

（5）令和4年度開催回数

運営部会　3回（令和4年7月11日、令和4年11月14日、令和5年2月20日）

（6）地域包括支援センターについて

６か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計１２か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名　　称	
中　央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小　田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大　庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立　花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武　庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園　田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

5 尼崎居宅介護支援事業連絡会

（1） 設立

平成１２年２月３日

（2） 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

（3） 会員数

145事業者（令和5年３月３１日現在）

（4） 主な活動内容

① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催

② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業

③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日　　時	項　　目	内　　容
令和4年4月22日(金) (2022年)	①幹事会	５月総会及び全体研修会について
4年4月22日(金)	会計監査	令和3（2021）年度会計監査の実施
4年5月24日(火)	②幹事会	定例会（総会資料確認及び具体的研修計画）
4年5月24日(火)	総会	令和3（2021）年度事業報告・決算報告・会計監査報告 令和4（2022）年度事業計画及び予算等について
4年5月24日(火)	第1回 全体研修会	【講　義】 テーマ：成年後見人の意義と専門職社会福祉士の役割 ～困りごとの共有～ 講　師：ソーシャルCOCORO 事務所　代表 中村 美香 氏
4年6月24日(金)	③幹事会	定例会
4年7月22日(金)	④幹事会	定例会
4年7月22日(金)	第2回 全体研修会	【講義】 テーマ：認知症にどう向き合うのか？ ～「人間として」の立場から学ぶ～ 講　師：医療法人旭会 園田病院 脳神経内科　岸上 仁 医師
4年8月23日(火)	⑤幹事会	定例会
4年9月12日(月)	⑥幹事会	定例会
4年9月12日(月)	第3回 全体研修会	【講義】 テーマ：①尼崎市第４期地域福祉計画（令和４年度から令和8年度まで） ②障害者施策の理解 講　師：尼崎市健康福祉局 福祉課、重層的支援推進担当、障害福祉政策担当
4年10月24日(月)	⑦幹事会	定例会
4年11月29日(火)	⑧幹事会	定例会
4年11月29日(火)	第4回 全体研修会	【講義】 テーマ：介護サービスに関するクレーム対応 講　師：株式会社 安全な介護　代表　山田 滋 氏
4年11月29日(火)	情報交換会 懇親会	コロナ禍による中止
令和5年1月17日(火) (2023年)	⑨幹事会	定例会
5年2月20日(月)	⑩幹事会	定例会
5年2月20日(月)	第5回 全体研修会	【講義】 テーマ：8050問題をはじめとする複数の問題を抱える利用者世帯に対する本人及び家族支援ついて 講　師：山口大学大学院 医学系研究科 保健学専攻 教授　山根 俊恵 氏

※研修は、その内容について幹事会で協議し、必要に応じたタイムリーなものを実施する。
※各会員への資料提供については、会員の要望に沿って幹事会で決定する。
※尼崎市の介護保険の運営状況について、随時、情報提供していく。

Ⅸ　財政・条例等

1 財政 (1)介護保険事業費歳入歳出予算決算

（歳入）　　（単位：円）

款	項	目	R元決算	R2決算	R3決算	R4当初予算	R4決算見込	R5当初予算
04 介護保険料			8,799,327,646	8,458,715,904	8,697,374,747	8,635,014,000	8,683,937,438	8,588,285,000
	05 介護保険料		8,799,327,646	8,458,715,904	8,697,374,747	8,635,014,000	8,683,937,438	8,588,285,000
		05 第1号被保険者保険料	8,799,327,646	8,458,715,904	8,697,374,747	8,635,014,000	8,683,937,438	8,588,285,000
35 使用料及び手数料			880,510	748,983	1,049,237	942,000	1,102,864	1,116,000
	10 手数料		880,510	748,983	1,049,237	942,000	1,102,864	1,116,000
		05 手数料	880,510	748,983	1,049,237	942,000	1,102,864	1,116,000
40 国庫支出金			10,548,227,829	11,171,117,396	11,407,914,777	11,619,477,000	11,607,603,533	11,448,868,000
	05 国庫負担金		7,330,840,000	7,625,174,019	8,013,788,219	8,167,586,000	8,271,112,335	8,330,232,000
		10 介護給付費負担金	7,330,840	7,625,174,019	8,013,788,219	8,167,586,000	8,271,112,335	8,330,232,000
	10 国庫補助金		3,217,387,829	3,545,943,377	3,394,126,558	3,451,891,000	3,336,491,198	3,118,636,000
		10 調整交付金	2,530,811,000	2,772,287,000	2,635,269,000	2,901,742,000	2,790,901,000	2,557,792,000
		25 地域支援事業交付金	600,056,829	596,060,377	588,474,558	416,534,000	411,998,198	416,619,000
		30 介護保険事業費補助金	0	6,490,000	10,101,000	1,501,000	1,478,000	12,111,000
		35 保険者努力支援交付金	－	77,130,000	79,296,000	66,002,000	66,002,000	66,002,000
		35 保険者機能強化推進交付金	86,520,000	76,218,000	76,852,000	66,112,000	66,112,000	66,112,000
		45 介護保険災害臨時特例補助金	－	17,758,000	4,134,000	－	－	－
41 支払基金交付金			11,080,944,000	11,519,684,744	11,905,745,000	12,418,151,000	12,185,402,000	12,648,364,000
	05 支払基金交付金		11,080,944,000	11,519,684,744	11,905,745,000	12,418,151,000	12,185,402,000	12,648,364,000
		05 介護給付費交付金	10,589,629,000	11,060,882,744	11,455,259,000	11,955,568,000	11,736,660,000	12,192,832,000
		10 地域支援事業交付金	491,315,000	458,802,000	450,486,000	462,583,000	448,742,000	455,532,000
45 県支出金			5,854,553,000	6,162,663,421	6,302,587,000	6,473,629,000	6,379,429,000	6,596,069,000
	05 県負担金		5,500,049,000	5,822,162,421	5,966,671,000	6,223,374,000	6,132,774,000	6,346,322,000
		05 介護給付費負担金	5,500,049,000	5,822,162,421	5,966,671,000	6,223,374,000	6,132,774,000	6,346,322,000
	10 県補助金		354,504,000	340,501,000	335,916,000	250,255,000	246,655,000	249,747,000
		05 地域支援事業交付金	354,504,000	340,501,000	335,916,000	250,255,000	246,655,000	249,747,000
50 財産収入			1,399,358	1,203,261	5,465,462	3,436,000	2,778,170	2,102,000
	05 財産運用収入		1,399,358	1,203,261	5,465,462	3,436,000	2,778,170	2,102,000
		10 利子及び配当金	1,399,358	1,203,261	5,465,462	3,436,000	2,778,170	2,102,000
60 繰入金			6,548,300,939	6,995,772,030	7,610,345,065	8,156,617,000	7,313,298,540	8,918,671,000
	05 他会計繰入金		6,548,300,939	6,961,755,030	7,243,635,065	7,573,724,000	7,313,298,540	7,699,421,000
		05 他会計繰入金	6,548,300,939	6,961,755,030	7,243,635,065	7,573,724,000	7,313,298,540	7,699,421,000
	10 基金繰入金		0	34,017,000	366,710,000	582,893,000	0	1,219,250,000
		10 介護給付費準備基金繰入金	0	34,017,000	366,710,000	582,893,000	0	1,219,250,000
65 繰越金			998,081,761	465,084,559	874,396,281	1,000	1,043,584,787	1,000
	05 繰越金		998,081,761	465,084,559	874,396,281	1,000	1,043,584,787	1,000
		05 繰越金	998,081,761	465,084,559	874,396,281	1,000	1,043,584,787	1,000
70 諸収入			19,009,567	33,025,984	23,890,741	11,192,000	27,315,984	12,941,000
	05 延滞金、及び過料		1,158,759	1,158,075	1,636,223	1,046,000	1,573,814	1,317,000
		05 第1号被保険者延滞金	1,158,759	1,158,075	1,636,223	1,046,000	1,573,814	1,317,000
	30 雑入		17,850,808	31,867,909	22,254,518	10,146,000	25,742,170	11,624,000
		05 滞納処分費	0	0	0	1,000	0	1,000
		10 第三者納付金	5,141,966	12,627,159	9,748,069	8,162,000	9,031,718	9,172,000
		15 返納金	9,493,119	15,747,541	9,014,487	1,000	11,106,781	1,000
		20 雑入	3,215,723	3,493,209	3,491,962	1,982,000	5,603,671	2,450,000
合　計			43,850,724,610	44,808,016,282	46,828,768,310	47,318,459,000	47,244,452,316	48,216,417,000
		対前年度比	1.04	1.02	1.05	1.01	1.01	1.02

（歳出）　　（単位：円）

款	項	目	R元決算	R2決算	R3決算	R4当初予算	R4決算見込	R5当初予算
05 総務費			837,326,142	766,393,572	814,584,257	987,397,000	828,386,498	1,026,059,000
	05 総務管理費		837,326,142	766,393,572	814,584,257	987,397,000	828,386,498	1,026,059,000
		05 一般管理費	549,589,086	538,939,515	589,675,500	573,860,000	592,791,332	608,035,000
		10 連合会負担金	2,355,804	2,361,366	2,358,108	2,352,000	2,346,210	2,333,000
		15 賦課徴収費	27,873,988	40,336,302	51,973,658	71,946,000	54,207,292	71,498,000
		20 介護認定費	257,507,264	184,756,389	170,576,991	339,239,000	179,041,664	344,193,000
10 保険給付費			39,422,994,267	40,797,123,942	42,378,132,519	44,288,046,000	43,406,729,182	45,167,811,000
			1.12	1.03	1.07	1.05	1.02	1.02
	05 介護サービス等諸費		38,192,256,173	39,453,384,061	40,997,184,369	42,806,711,000	42,004,866,924	43,724,465,000
		05 介護サービス等給付費	38,151,017,831	39,411,522,667	40,956,718,036	42,763,585,000	41,961,623,090	43,679,877,000
		10 審査支払手数料	41,238,342	41,861,394	40,466,333	43,126,000	43,243,834	44,588,000
	10 高額介護サービス費		1,230,738,094	1,343,739,881	1,380,948,150	1,481,335,000	1,401,862,258	1,443,346,000
		05 高額介護サービス費	1,230,738,094	1,343,739,881	1,380,948,150	1,481,335,000	1,401,862,258	1,443,346,000
17 地域支援事業費			2,394,092,106	2,268,435,135	2,296,333,211	1,890,241,000	1,809,801,023	1,879,976,000
	05 地域支援事業費		2,394,092,106	2,268,435,135	2,296,333,211	1,890,241,000	1,809,801,023	1,879,976,000
		05 介護予防事業費(H29～日常生活支援総合事業)	1,798,906,076	1,625,895,422	1,640,848,797	1,679,532,000	1,603,992,777	1,657,497,000
		10 包括的支援等事業費	595,186,030	642,539,713	655,484,414	210,709,000	205,808,246	222,479,000
25 基金積立金			288,356,000	1,203,261	5,371,458	3,436,000	277,010,000	2,102,000
	05 基金積立金		288,356,000	1,203,261	5,371,458	3,436,000	277,010,000	2,102,000
		05 介護給付費準備基金積立金	288,356,000	1,203,261	5,371,458	3,436,000	277,010,000	2,102,000
60 諸支出金			442,872,536	100,464,091	290,762,078	148,339,000	402,544,657	139,469,000
	10 諸費		442,872,536	100,464,091	290,762,078	21,864,000	287,176,908	15,388,000
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	442,872,536	100,464,091	290,762,078	21,864,000	287,176,908	15,388,000
	15繰出金		－	－	－	126,475,000	115,367,749	124,081,000
		10 他会計繰出金	－	－	－	126,475,000	115,367,749	124,081,000
65 予備費			0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
	05 予備費		0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
		05 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合　計			43,385,641,051	43,933,620,001	45,785,183,523	47,318,459,000	46,724,471,360	48,216,417,000
		対前年度比	1.05	1.01	1.04	1.03	1.02	1.02

（繰越）

翌年度繰越(実質収支)	465,083,559	874,396,281	1,043,584,787		519,980,956	

(2) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金　　（単位:円）

		2　年　度	3　年　度	4　年　度
前年度末基金残高		2,271,142,347	2,238,328,608	1,876,990,066
基金積立額合計		1,203,261	5,371,458	277,010,000
	保険料積立額	0	0	274,137,826
	運用収入積立額	1,203,261	5,371,458	2,872,174
	介護保険料軽減事業補助金			
基金取崩額		34,017,000	366,710,000	0
年度末基金残高		2,238,328,608	1,876,990,066	2,154,000,066

２　条例等

⑴尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日
条例第22号

改正　平成15年3月28日条例第14号　平成18年3月28日条例第36号
平成20年3月27日条例第12号　平成21年3月30日条例第15号
平成24年3月28日条例第24号　平成25年10月9日条例第60号
平成27年3月27日条例第25号　平成27年5月22日条例第35号
平成28年3月28日条例第36号　平成29年3月24日条例第14号
平成30年3月26日条例第22号　平成30年10月15日条例第47号
令和3年3月25日条例第14号

（この条例の趣旨）

第１条　本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）における用語の意義による。

（平29条例14・追加）

（尼崎市介護認定審査会の委員の定数等）

第３条　法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、200人以内とする。

２　認定審査会の委員の任期は、3年とする。

（平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正）

（地域支援事業の実施）

第４条　本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

（平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正）

（保険料率）

第５条　保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者　39,655円

（２）　令第39条第1項第2号に掲げる者　54,327円

（３）　令第39条第1項第3号に掲げる者　59,483円

（４）　令第39条第1項第4号に掲げる者　71,379円

（５）　令第39条第1項第5号に掲げる者　79,310円

（６）　次のいずれかに該当する者　95,172円

ア　合計所得金額（当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令附則第23条第1項（同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する令第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう。）をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7)　次のいずれかに該当する者　103,103円

ア　合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8)　次のいずれかに該当する者　118,965円

ア　合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9)　次のいずれかに該当する者　134,827円

ア　合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10)　次のいずれかに該当する者　144,741円

ア　合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11)　次のいずれかに該当する者　154,655円

ア　合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12)　次のいずれかに該当する者　164,568円

ア　合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(13)　次のいずれかに該当する者　174,482円

ア　合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(14)　前各号のいずれにも該当しない者　184,396円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・平30条例47・令3条例14・一部改正)

(普通徴収に係る保険料の納期)

第6条　普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次の

とおりとする。
第1期　6月1日から同月30日まで
第2期　7月1日から同月31日まで
第3期　8月1日から同月31日まで
第4期　9月1日から同月30日まで
第5期　10月1日から同月31日まで
第6期　11月1日から同月30日まで
第7期　12月1日から翌年1月4日まで
第8期　1月4日から同月31日まで
第9期　2月1日から同月末日まで
第10期　3月1日から同月31日まで

2　市長は、前項の規定による納期により難い特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（平29条例14・旧第5条繰下・一部改正、令3条例14・一部改正）

（第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定）

第７条　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2　前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4　保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

（１）　第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

（２）　異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5　第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正）

（保険料額の決定通知）

第８条　保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

（平29条例14・旧第7条繰下）

（保険料の減免等）

第９条　市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

（平29条例14・旧第8条繰下）

（指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等）

第10条　法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

（平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上）

（指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等）

第11条　法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

（平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上）

（指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等）

第12条　法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者、法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者、法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護医療院の変更の許可（同令第138条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

（平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上、平30条例47・一部改正）

（指定事業者の指定申請手数料等）

第13条　法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

（平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上）

（手数料の減免等）

第14条　市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

２　既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条繰上・一部改正）

（罰則）

第15条　第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

第16条　法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

第17条　被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

第18条　偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

第19条　第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2　第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第20条　介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2　基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4　基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5　基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第23条繰上)

(委任)

第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付　則

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止）
2　尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例（平成11年尼崎市条例第24号）は、廃止する。
（介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期）
3　本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものする。
（平27条例25・追加、平29条例14・一部改正）
（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）
4　平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）　令第38条第1項第1号に掲げる者　4,584円
（２）　令第38条第1項第2号に掲げる者　6,876円
（３）　令第38条第1項第3号に掲げる者　9,167円
（４）　令第38条第1項第4号に掲げる者　11,459円
（５）　令第38条第1項第5号に掲げる者　13,751円
（平27条例25・旧第3項繰下）
5　平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）　令第38条第1項第1号に掲げる者　13,454円
（２）　令第38条第1項第2号に掲げる者　20,181円
（３）　令第38条第1項第3号に掲げる者　26,907円
（４）　令第38条第1項第4号に掲げる者　33,634円
（５）　令第38条第1項第5号に掲げる者　40,361円
（平27条例25・旧第4項繰下）
（平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例）
6　普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
第1期　平成12年10月1日から同月31日まで
第2期　平成12年11月1日から同月30日まで
第3期　平成12年12月1日から平成13年1月4日まで
第4期　平成13年1月4日から同月31日まで
第5期　平成13年2月1日から同月28日まで
第6期　平成13年3月1日から同年4月2日まで
（平27条例25・旧第5項繰下）
（平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例）
7　平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。
（平27条例25・旧第6項繰下）
（平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例）

8　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

（１）　平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

（２）　平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

（平27条例25・旧第7項繰下）

9　保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合　当該異動後における平成12年度特例保険料額

（２）　当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合　当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

（３）　当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合　当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

（４）　当該異動した日が、平成13年10月中である場合　当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

（５）　当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合　当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

（平27条例25・旧第8項繰下）

(平成18年度における保険料率の特例)

10　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世

帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの　47,472円

(2)　第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの　49,847円

(3)　第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの　61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

11　改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの　52,223円

(2)　第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの　56,968円

(3)　第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの　66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

12　前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

13　第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

14　前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

15　第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

（平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正）

（令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例）

16　令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「39,655円」とあるのは「23,793円」と、同条第2号中「54,327円」とあるのは「34,500円」と、同条第3号中「59,483円」とあるのは「55,517円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条（付則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

（令3条例14・追加）

付　則（平成15年3月28日条例第14号）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成18年3月28日条例第36号）

（施行期日）

1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成20年3月27日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付　則（平成21年3月30日条例第15号）

（施行期日）

1　この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成24年3月28日条例第24号）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成25年10月9日条例第60号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付　則（平成27年3月27日条例第25号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定（「第21

項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等にする法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1)　第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定　公布の日の翌日

(2)　第2条の規定　平成29年4月1日

(経過措置)

2　次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1)　平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。)　当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2)　基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。)　当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3)　基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。)　当該旧予防通所介護指定に係

る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

3　医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

付　則(平成30年3月26日条例第22号)

(施行期日)

1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

3　施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。

4　施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。

5　この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。

6　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付　則(平成30年10月15日条例第47号)

この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第5条第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

付　則(令和3年3月25日条例第14号)

(施行期日)

1　この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和2年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1　指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき　20,000円
2　指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき　10,000円
3　指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき　20,000円
4　指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき　10,000円
5　指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき　14,000円
6　指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき　7,000円

別表第2

（平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正）

種別	手数料
1　指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき　20,000円（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円）
2　指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき　10,000円（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円）
3　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき14,000円
4　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき7,000円

別表第３

（平24条例24・追加、平29条例14・平30条例47・一部改正）

種別	手数料
1　指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき　30,000円
2　指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき　15,000円
3　介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき　63,000円
4　介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき　15,000円
5　介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき　33,000円
6　介護医療院の開設許可申請手数料	1件につき　63,000円
7　介護医療院の開設許可更新申請手数料	1件につき　15,000円
8　介護医療院の変更許可申請手数料	1件につき　33,000円

別表第４

（平29条例14・追加）

種別	手数料
1　指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき　14,000円
2　指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき　7,000円

⑵尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日
規則第40号

改正　平成18年3月30日規則第44号　平成23年3月31日規則第27号
平成27年3月31日規則第21号　平成29年3月24日規則第8号

（この規則の趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（特例居宅介護サービス費の額）

第２条　法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・平27規則21・一部改正）

（特例地域密着型介護サービス費の額）

第２条の２　法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス（法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

（平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正）

（特例居宅介護サービス計画費の額）

第３条　法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・平27規則21・一部改正）

（特例施設介護サービス費の額）

第４条　法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・一部改正）

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第５条　法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

（平27規則21・一部改正）

（特例特定入所者介護サービス費の額）

第５条の２　法第51条の4第1項の規定により特定入所者（法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。）に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・追加、平27規則21・一部改正）

（特例介護予防サービス費の額）

第６条　法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・平27規則21・一部改正）

（特例地域密着型介護予防サービス費の額）

第６条の２　法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例

き者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

３　市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

（第三者の行為による損害等の届出）

第15条　被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（介護保険徴収職員証）

第16条　介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は捜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書（別記様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平23規則27・追加）

（施行の細目）

第17条　この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

（平23規則27・旧第16条繰下）

付　則

（施行期日）

１　この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（平27規則21・旧附則・一部改正）

（特例介護予防サービス費の額に関する経過措置）

２　第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

（平27規則21・追加）

付　則（平成18年3月30日規則第44号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付　則（平成23年3月31日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成27年3月31日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

（１）　第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定　公布の日

（２）　第5条及び第8条の改正規定　平成27年8月1日

付　則（平成29年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第７条　法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第８条　法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第８条の２　法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第９条　条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条　条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条　条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条　条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条　市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

（１）　資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不適当であると認められるとき。

（２）　虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

２　市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条　市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

２　市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべ

別記様式

（表面）

第　　号

介護保険徴収職員証

顔写真

所属
氏名

平成　　年　　月　　日

尼　崎　市　長　　印

↑ 5.2センチメートル ↓

← 7.4センチメートル →

（裏面）

1　本証は、介護保険料その他介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は捜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。

2　本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4　本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

⑶尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日
条例第52号

改正　平成25年3月7日条例第14号　平成26年12月19日条例第48号
平成28年10月6日条例第50号　平成30年10月15日条例第48号

（この条例の趣旨）

第１条　この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

（平30条例48・一部改正）

（指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準）

第３条　法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3　指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

4　指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。

5　指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6　指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。

7　指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

8　指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）　事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

（2）　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。

（3）　定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

9　指定居宅サービス事業者等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業(以下「特定事業」という。)を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。

10　特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供してはならない。

11　特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画(規則で定める事業にあっては、規則で定める計画)において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。

12　特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

13　特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

（平25条例14・平26条例48・平28条例50・平30条例48・一部改正）

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第４条　法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

3　前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（平26条例48・追加）

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第５条　法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例

で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第６条　法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3　前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第７条　法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第８条　法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第９条　法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条　法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次

項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3　前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条　法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条　法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条　法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2　第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・一部改正)

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条　法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条　法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

２　第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平30条例48・追加)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第16条　法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正、平30条例48・旧第15条繰下)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第17条　法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正、平30条例48・旧第16条繰下)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第18条　法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

２　第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正、平30条例48・旧第17条繰下・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第19条　法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第18条繰下)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第20条　法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

２　地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

（１）　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師その他これに準ずる者
（２）　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者
（３）　主任介護支援専門員（施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者

３　センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録（市長が別に定めるものに限る。）を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

４　第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（平26条例48・追加、平30条例48・旧第19条繰下・一部改正）

付　則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付　則（平成25年3月7日条例第14号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付　則（平成26年12月19日条例第48号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付　則（平成28年10月6日条例第50号）

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付　則（平成30年10月15日条例第48号）

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表

（平26条例48・追加、平30条例48・一部改正）

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第20条第2項第1号から第3号までに掲げる者（以下「保健師等」という。）のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人